

令和2年6月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(6月12日 (委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	4
5、経過	

(総務部)

分科会

総務部長予算議案及び報告議案説明	5
学事振興課長補足説明	5
予算議案及び報告議案に対する質疑	6
予算議案及び報告議案に対する討論	11

委員会

総務部長所管事項説明	11
議案外所管事項に対する質問	13

(教育委員会)

分科会

教育委員会教育長予算議案及び報告議案説明	18
教育環境整備課長補足説明	19
予算議案及び報告議案に対する質疑	20
予算議案及び報告議案に対する討論	31

委員会

教育委員会教育長所管事項説明.....	31
陳情審査	35
議案外所管事項に対する質問	37

(第2日目)

1、開催日時・場所	50
2、出席者	50
3、経過	

(福祉保健部)

分科会

福祉保健部長予算議案及び報告議案説明	51
こども政策局長予算議案及び報告議案説明	53
国保・健康増進課長補足説明	54
医療政策課長補足説明	55

生涯福祉課長補足説明	5 6
こども家庭課長補足説明	5 7
予算議案及び報告議案に対する質疑	5 8
予算議案及び報告議案に対する討論	8 5
委員会	
こども政策局長総括説明	8 6
福祉保健部長所管事項説明	8 7
議案に対する質疑	8 9
議案に対する討論	9 0
陳 情 審 査	9 0
議案外所管事項に対する質問	9 3
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	1 0 3
審査結果報告書	1 1 2

(配付資料)

《総務部関係》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・分科会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料

《教育委員会関係》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・分科会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)

《福祉保健部(こども政策局関係を除く)》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・分科会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)

《こども政策局》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・分科会関係議案説明資料(追加1)
- ・分科会関係議案説明資料(追加2)
- ・委員会関係議案説明資料

6 月 12 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月12日

自 午前11時00分
至 午前11時08分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員	長	深堀ひろし	君
副委員	長	石本 政弘	君
委員		中山 功	君
"		外間 雅広	君
"		堀江ひとみ	君
"		川崎 祥司	君
"		松本 洋介	君
"		大場 博文	君
"		下条 博文	君
"		赤木 幸仁	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前 11時00分 開会

【深堀委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

委員席につきましては、議員の辞職に伴い、本文教厚生委員会は、1名減となりましたので、お手元に配布いたしております、委員配席表のとおり、決定いたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、大場委員、川崎委員の2人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和2年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前 11時01分 休憩

午前 11時08分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前 11時08分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月25日

自 午前 9時58分
至 午後 3時14分
於 委員会室2

教育環境整備課長	日高 真吾 君
教職員課長	上原 大善 君
義務教育課長	加藤 盛彦 君
義務教育課人事管理監	大場 祥一 君
高校教育課長	狩野 博臣 君
高校教育課人事管理監	山崎 由美 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長	安永 光利 君
生涯学習課長	立木 貴文 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	山口 千樹 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	深堀ひろし 君
副委員長（副会長）	石本 政弘 君
委員	中山 功 君
”	外間 雅広 君
”	堀江ひとみ 君
”	川崎 祥司 君
”	松本 洋介 君
”	大場 博文 君
”	下条 博文 君
”	赤木 幸仁 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第96号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
（関係分）

第98号議案

令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）

第108号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）
（関係分）

報告第3号

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10
号）（関係分）

報告第4号

令和元年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計補正予算（第1号）

報告第16号

令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	大田 圭 君
学事振興課長	門池 好晃 君

教育長	池松 誠二 君
政策監	島村 秀世 君
教育次長	林田 和喜 君
総務課長	桑宮 直彦 君
県立学校改革推進室長	松山 度良 君
福利厚生室長	吉田 和弘 君

予算（第2号）
報告第19号
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）
（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議案

第104号議案

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（2）陳情

- ・再度、日本にも病院船の保有を求める意見書を国に提出する事についての陳情
 - ・要望書
 - ・令和3年度 県の施策等に関する重点要望事項
 - ・カジノを含めたIR（統合型リゾート）誘致の中止を求める陳情書
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書
 - ・令和3年度 国政・県政に対する要望書
 - ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書
-

8、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開会

【深堀委員長】 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第104号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」であります。

そのほか、陳情7件の送付を受けております。

なお、予算及び予算にかかる報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を、文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、ほか6件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

また、議案外については、専決事項報告（地方自治法第180条関係）、経営状況説明書、次期長崎県総合計画素案骨子に加え、さきに開催された委員会での委員の皆さんからの意見を委員長会議で承諾いただきましたので、文教厚生委員会では、新型コロナウイルス感染症対策関係についても行うことといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策関係については、一人1部局1項目以内とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【深堀分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

総務部長より、予算及び予算にかかる報告議案の説明をお願いいたします。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

お手元の予算決算委員会文教厚生分科会関係資料（追加1）と書いてある1ページをお開きください。

今回の補正予算「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算につきましては、合計で600万円の増、歳出予算につきましては、合計で4,606万5,000円の増であります。

この歳出予算の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少等により、経済的に困窮している学生に対して県立大学及び私立専修学校が行う独自の授業料減免に対し支援を行うものでありまして、県立大学に対する経費として2,429万円、私立専修学校に対する経費として977万5,000円を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休校等に伴う学習の遅れに対応した補習等を実施するため、私立学校の学習指導員等に要する追加費用の一部を助成する経費といたしまして1,200万円を計上いたしております。

次に、報告第3号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料の1ページをお開きください。

さきの2月定例県議会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております令和元年度予算の補正を、3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

歳入予算は、合計583万6,000円の減でございます。

この歳入予算の内容は、私立学校振興費補助金が546万9,000円の減、教育総務費委託金36万7,000円の減であります。

歳出予算につきましては、合計6,191万6,000円の減でございます。

減額の主なものといたしましては、県立大学実践的教育推進事業費359万3,000円の減、高等学校私立学校助成費4,098万8,000円の減であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【門池学事振興課長】補足説明資料の1ページをご覧ください。

県立大学の授業料減免にかかる運営交付金についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少等により、意欲ある学生が修学を断念することがないように、経済的に困窮している学生に対して県立大学が行う授業料減免を支援する経費として、2,429万円を計上しております。

学部生については、修学支援新制度の適用を

受ける者で、授業料が全額免除となっていない、年収目安が約270万円から約380万円未満世帯の学生に対し、県立大学の授業料年額の6分の1である8万9,300円を免除することとしております。

これにより、修学支援新制度と合わせると、年収が約270万円から約300万円未満世帯の学生については、授業料の6分の5である44万6,500円が、年収が約300万円から約380万円未満世帯の学生は、2分の1である26万7,900円が減免されることとなります。

なお、大学院生については、修学支援新制度の対象外であるため、年収約380万円未満世帯の学生を対象に、授業料年額の6分の1である8万9,300円を減免することとしております。

補足説明資料の2ページをご覧ください。

私立の専門学校が行う授業料軽減に対する補助金についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少等により、意欲ある学生が修学を断念することがないように、経済的に困窮している学生に対して私立専修学校が独自に行う授業料減免の一部を支援する経費として、977万5,000円を計上しております。

まず、修学支援新制度の適用を受ける専門学校生に対して、授業料が全額免除となっていない、年収が約270万円から約380万円未満世帯の学生に対し、設置者が修学支援新制度の基準額59万円の6分の1である9万8,400円を上限に減免する場合に、その3分の2に相当する額である6万5,600円を上限に支援します。

これにより、修学支援新制度と合わせると、年収が約270万円から約300万円未満世帯の学生に対しては、授業料の6分の5である49万1,700円、年収が約300万円から約380万円未満

世帯の学生に対しては、2分の1である29万5,000円を上限に減免されることとなります。

また、修学支援新制度の適用を受けない専修学校生については、年収約380万未満世帯の学生を対象に、設置者が基準額の6分の1である9万8,400円を上限に減免する場合、その3分の2の額である6万5,600円を上限に支援します。

なお、支援の対象となる専修学校の要件については、財務諸表、授業計画等の情報を公開していることとしております。

補足説明資料の3ページをご覧ください。

私立学校の学習指導等に要する追加費用に対する支援についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休校等に伴う学習の遅れに対応した補習等を実施するため、私立学校の学習指導員等に要する追加費用の一部を助成する経費として1,200万円を計上しております。

補助の対象の例として、臨時休校等に伴う未指導分の補習、習熟度別授業、学習内容の定着が不十分な児童生徒に対する個別指導などを行う学習指導員等の追加費用が発生する場合、教育振興費補助金に上乗せして補助を行うものでございます。

予算額といたしましては、事前に各学校に需要調査を行い、高等学校については10校分を、小中学校についてはそれぞれ1校分を積算し、合計1,200万円としております。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び予算にかかる報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】今、課長が説明されました補足説

明資料の1ページの授業料の減免についてお尋ねいたします。

この2,429万円の根拠なんですけれども、保護者の年収が270万円までは全額免除というふうな制度になるので、問題は270万円から約380万円の間を、今回こういうふうに免除しますよということなんですけれども、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減ということが一つの条件といいますか、対象だと思んですが、そうなりますと、県立大学の生徒さんの中で、例えばどれぐらいの対象者を見積もって2,429万円という数を出したというのがあるんですか。それとも、対象の人数とかは今のところわからないけれども、2,429万円という予算額を出したのか、その根拠を教えてください。

【深堀分科会長】 休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

【深堀分科会長】 分科会を再開いたします。

【門池学事振興課長】 今回の県立大学の授業料減免の対象者ですけれども、見込みとしましては、学部生が264人、大学院生が8名ということで見込んでおります。

【堀江委員】 県立大学としては、例えば「今回の新型コロナウイルス感染症の問題で、収入が減になりましたか」みたいな、事前のアンケートとかをとられましたか。

【門池学事振興課長】 県立大学においては、授業料の延納・分納も実施をしております。そういった中で学生の声を聞いて、今回の対象者を決めたというところでございます。

【堀江委員】 全学生にアンケートをとることではないにしても、学校側として判断でき

るという視点でもって、この人数が対象になるということで理解いたしました。

そうしますと、実際に始めて、例えばこれ以上増える。学生にしたら、242名だけじゃなく、例えば280名いるかもしれない、300名いるかもしれないみたいな、いわゆる予算に対して困窮する生徒が増えた場合の対処というのはあるんですか。

【門池学事振興課長】 基本的には、修学支援新制度の対象者というのは、現時点である程度決まっておりますので、その数字が大きく増えるということは考えておりませんが、仮に増えた場合は、補正等で対応させていただきたいと思っております。

【堀江委員】 「修学支援新制度の適用を受けるもののうち」という、もちろん限定があるということですけど、いずれにしても、ここの事業の目的にあるように、今回の新型コロナウイルス感染症の問題で、意欲ある学生が修学を断念することがないように対処していただきたいと思ひまして質問いたしましたので、対処方よろしくお願ひしたいと思います。

【川崎委員】 おはようございます。

同じく運営交付金についての質問です。

今、質疑もありましたが、対象者が修学支援新制度の適用を受ける方ということで、一定把握の上、予算も見積もっておられると思いますが、この380万円で一定ラインを引かれているということなんですけど、当然、このコロナ禍において、このラインを下回っておられるようなご家庭、世帯、そして、本人さんのアルバイト収入でもって何とかそれを支えているというような方もおられると思うんです。要は、修学支援新制度の適用者外の方、そういった方についても、一定配慮してあげるべきと。つまり、

もう少し幅を持たせるべきというふうに考えますが、そのあたりは検討なさったんでしょうか。

【門池学事振興課長】経済的に困窮している学生の支援につきましては、国においてアルバイト収入が減少した学生に対して、学生支援緊急給付金、20万円を上限にという給付金であったり、第2種奨学金の無利子化であったり、家計急変世帯の学生を修学支援新制度の対象に追加をしたり、あと、国立・私立大学が行う授業料独自減免の支援などを国のほうでは行っております。

県としましては、国の支援対象とならない、県立大学が行う独自の授業料減免に対して、今回支援をするということにしておりますけれども、制度の設計に当たっては、学生をよく見ている大学の意向を踏まえて、より困窮度が高い修学支援新制度の対象となっている学生に対しようにということで、今回計上いたしております。

それから、もう一つ、県立大学では、経済的理由により、期限までに授業料の支払いができない学生に対しては、授業料の延納・分納も実施をしております。今後とも、学生の声を聞きながら、必要な支援を行っていきたいと考えております。

【川崎委員】 学生さんの声を聞いて、そして、取り組んでおられるということについては敬意を表したいと思いますが、修学支援新制度の適用を受けられてない方についてのお話を今させていただいていて、まさにそれに、適用に値するような方も中には出てこれていると思うんです。収入が減どころじゃなくて、ぴたっとなくなったという方も中にはおられるわけで、今の話からすると、支援新制度の適用を受けている人が対象ということでしっかり線を引かれる

んであれば、むしろ支援新制度の適用に値しますよということから、そこをしっかりと制度を周知して行って、まずはその支援新制度の適用を受けて、さらに、こちらの新たなものを受けていただくような、そういったことの丁寧な説明ということから幅を広げていくということについても必要なことだと思うんですが、いかがでしょうか。

【門池学事振興課長】先ほどもお答えしましたとおり、大学生に対しては各種の支援制度というのが設けられているというのもあります。

今回、380万円、修学支援新制度の対象になるところのかさ上げをやっておりますけれども、そこについては、学生に対して、こういう支援制度があるということはしっかり周知をして、事業を実施していきたいと考えております。

【川崎委員】 なかなかすばっとは、今、組み立てられたことについて、新たなテーマということについては、なかなかお答えづらいのかもわかりませんが、要は、380万円、よく制度の崖とかというふうに一般的に言われますけれども、そういったところであって大変困っている方が実際おられるというところをしっかりと把握をして、フォローして行っていただきたいということです。今後の状況も引き続き調査、ご意見、お声を賜って、引き続きサポートをお願いできればと思います。

これは全般的に私立専門学校生に対しても同じようなことかと思しますので、制度の崖の部分については、ぜひ心を砕いていただきたいと思っております。

確認ですが、これは留学生の方も対象になるんでしょうか。

【門池学事振興課長】 県立大学においては、留学生については、従来から独自の授業料の減免

制度というのを持っておりまして、この制度によって、申請があった全ての留学生については、授業料の全額、または半額の減免を実施しておりますことから、今回対象としておりませんが、授業料の軽減は図られているものと考えております。

【川崎委員】ありがとうございます。そうしたら、私立専門学校生も、中には留学生もおられるかと思いますが、そちらも同じ考え方でしょうか。

【門池学事振興課長】私立専門学校に対する授業料の減免支援においては、留学生も対象としておりますので、各学校がそこを減免していただければ、こちら支援の対象になるということでございます。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中山委員】私立学校助成費1,200万円についてでございます。この中で臨時休校等とあるんですが、これは実質的に前年度も含めて、今年度も含めて臨時休校があったと思いますけれども、実質的に何日休校があっているのか、お尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】長崎県の私立学校、小中高で41校ありますけれども、4月の緊急事態宣言を受けて、ほとんどの学校が公立に合わせて、4月22日から5月8日の休校措置をとっておりますけれども、5月11日から授業を再開しております、5月の連休や週休日を除くと、8日間授業ができなくなったというふうになっております。

【中山委員】そうすると、私立学校は昨年度からではないでしょうか。3月の何日だったかな、それも休校してないの、昨年度は。今年度については、今言ったからわかりましたけど、前年度です。

【深堀分科会長】休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

【深堀分科会長】分科会を再開いたします。

【門池学事振興課長】前年度においては、おおよそなんですけれども、3月4日から、春休み前の3月19日ぐらいまでの期間が休みとなっております、実質で言えば10日前後ぐらいが授業がなかった期間というふうになります。

【中山委員】これは、学習の遅れに対する認識について聞くために前提質問をしたんですけれども、先ほどの答弁では、今年からという考え方をしているけれども、これは新1年生であればそれでいいと思うんだけど、ただ、2年生が3年生になった、1年生が2年生になったということになると、前年度から学習が遅れているんだというふうに、私はそういう判断をしているんですね。

それはちょっと認識が違うなというのが一つと、それによって、昨年度が10日程度、今年度が8日ということで、休校日を足すと18日ぐらいになる。そうすると、具体的に学習の遅れというのはどのような形で捉えているんですか。これが遅れているために補習しますよと、それはわかる。18日ぐらい休んだことによって、どの部分がどの程度遅れているというふうに認識を持っているのか、そこがちょっとわからない。私は理解ができないので、教えてもらいたい。

【門池学事振興課長】各学校に臨時休業等の影響でどの程度授業が遅れているのかというところの聞き取りを行っておりますけれども、学校からは、そこまで大きくは授業は遅れていない。ただ、学校によっては、やっぱり遅れているというふうに認識されている学校もありまして、

そこは、学校によって捉え方が異なっていると
ころもございます。

【中山委員】それで、それはそうありたいな
と思うんですよね。あまり遅れてないというよ
うな認識が一般的ということだったけれど、そ
れはあくまでも4月以降のものですよ、先ほど
答弁したようにね。その前から、これは遅れが
きているわけですから、それを認識した上で取
り組んでいく必要があるというふうに指摘し
ておきたいと思います。

そこで、「学習の遅れに対応した補習等」と
あるんですよね。「等」があるんですけれど、
この中に心のケアですね、要するに、長い間休
んだことによって、精神的にかなり不安定な子
どもが出てきているという話も聞くので。心のケ
アに対する分についてはここに入っているのか、
入っていないのか、教えてください。

【門池学事振興課長】今回の補正予算につ
いては、心のケアの関係は特段入っておりませ
んけれども、心のケアの関係でいきますと、私
立学校に対しては、スクールカウンセラーを各
学校に配置する経費に対して従来から助成をし
ておりまして、各学校に生徒からの相談状況
について確認をしたんですけれども、特段、例
年よりも相談件数が増えているというふうなこ
ともなく、それから、私立学校の保護者から
も学事振興課への相談も、今のところはない
ような状況でございます。

【中山委員】未曾有の突然の休校を受けて
も、心の問題、学習についても大した遅れは
ないということですので、非常に生徒が優秀
だということを改めて感じるし、また、それ
をサポートした家庭が長崎県はすばらしい
んだということも、今認識をさせていただきました。
大変ありがたいと思っています。

そこで、「私立学校の学生指導員等」とあり
ますけれども、この配置基準というか、どう
いう形に指導員等を配置しているのか、教え
てくれますか。

【門池学事振興課長】学習指導員等の配
置については、各私立学校の方で新しく配
置をされるか、または、例えば時間で教え
てらっしゃる非常勤の先生とかが追加の時
間でまた授業をされて、それにかかる経費
があったら、そこを支援するというところ
でございます。

【中山委員】それじゃ、もう少し具体的
に理解するために、何校に何人ぐらい、マ
ンパワーとして何人ぐらいを配置、対象に
なるんですか。

【門池学事振興課長】学校の方に、この
事業の希望をされるかどうかというところ
を確認したところ、10校が手を挙げる
というふうに聞いております。

各学校で、先ほども申し上げましたよ
うに、学習指導員を追加して配置するの
か、それとも、今来ていただいている、例
えば非常勤の時間で教えていらっしゃる
先生に、引き続き時間を追加して教えて
いただくのかというのは、学校の判断で
ございますので、私どもの方としては、
何人かということでは、今のところ承知
はしておりません。

【中山委員】それじゃ、希望に応じて
10校に配布する予定であるということ
でありますので、後は、結果をよく注視
してほしいと思います。

最後になりましたけれども、新型コロナウ
イルス感染症によって、都市部という
かな、東京とか福岡とか、社会生活に
非常に感染リスクとか、非常にリスク
が高まったということがあ
ると思うんです。その点、高校生につ
いても、そういう感情があるという
ふうにご覧いただいておりますので、
ちょっと話は離れますけれども、ぜひ

この際、長崎県は安全・安心であるということが、かなり認識が深まったと思うので、できれば、ここで併せて、県内の進学とか、県内の就職についてこれが結びつけられるように、ひとつ知恵を出して働きかけをしていただければ、大変ありがたいなと感じておりますので、その決意をひとつご答弁していただきたいと思えます。

【大田総務部長】 お答えいたします。

まさに委員おっしゃるとおりでございます、この新型コロナウイルス感染症の関係、まだ終息はしておりませんが、やはり都会におけるリスクというところと、人口が密集してない地域におけるメリットというところが顕在化してきているものと考えております。

今回予算組み立て、あるいは、今後9月に向けてということかもしれませんが、まさに移住の関係ですとか、あるいはその先の進学というところについても、できれば県内のよさというところをしっかりとアピールしまして、そのあたりの人を集めるということにつながればと思っております。

【深堀分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び予算にかかる報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第108号議案のうち関係部分及び、報告第3号のうち関係部分については、原案のとおり、そ

れぞれ可決、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算にかかる報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【深堀分科会長】 次に、委員会による審査に入りますが、分科会長から一言お願いなんですけれども、先ほど予算の質疑の中で運営交付金、授業料減免の件ですけれども、堀江委員、川崎委員、それぞれ質疑がありました。その中で学事振興課長のほうから、国のいろんな支援制度を絡めた上での判断だというふうに答弁があったんですけれども、この予算策定の時点で、国のいろんな支援施策についても比較、検討されたと思うので、そういった資料を、よければ委員の皆さんに、委員会が終わってから結構ですので、こういった国の支援制度があるという資料をお配りすることを要請したいんですけれども、大丈夫ですか。

【門池学事振興課長】 はい、用意いたします。

【深堀分科会長】 では、お願いをいたします。

【深堀委員長】 次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案及び陳情審査がないことから、所管事項についての説明を受けた後、次期長崎県総合計画素案骨子、新型コロナウイルス感染症対策関係についての質問を行います。

それでは、総務部長より所管事項説明をお願いいたします。

【大田総務部長】 総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係説明資料をお開きくださ

い。

今回、ご説明をいたしますのは、私立高校の就職状況について、県立大学の就職状況について、体罰に係る実態調査について、長崎県子ども貧困対策推進計画の策定について、新たな総合計画の策定についてでございます。

説明資料の1ページをご覧ください。

（私立高校に就職状況について）

今春卒業生の就職率は、令和2年3月末現在で98.0%と前年度と比べ1.9ポイントの増加という状況でございます。就職した生徒の中での県内就職者の割合は73.6%と、これも前年比で6.1ポイントの増加という状況でございます。

県内就職割合が増加した要因としては、県内に就職する生徒の割合が高い普通科で就職希望者が増加したことや県内に就職する生徒の割合が低い家庭科や工業科で就職希望者が減少したことなどが考えられます。

県といたしましては、引き続き、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会・見学会など、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やす等、県内就職の促進に取り組んでまいります。

（県立大学の就職状況について）

今春卒業生の就職率は、令和2年4月末現在で99.2%と前年度と同率となっており、学部別では、経営学部が98.1%、地域創造学部が99.5%、国際社会学部、情報システム学部、看護栄養学部は100%となっております。

その一方で、就職者のうち県内就職者の割合は28.8%で、前年度比5.6ポイント減少しております。

これまでも県立大学におきましては、県内就

職率向上に積極的に取り組んでまいりましたが、県内出身学生の県内就職率が50.5%と前年度比で9.2ポイント減少したことが、全体の県内就職率を引き下げる結果となりました。

また、全国的な人材不足を背景といたしまして、県外の大手企業の採用意欲が旺盛であったことから、学生の進路の選択肢が大きく広がったことも一つの要因と考えております。

県といたしましては、県内就職率向上のため、関係部局と連携しながら、さらなる施策の検討を行うとともに、学科ごとの就職状況を分析しながら、学生のスキルを活かせる県内企業の情報をもとに、学生と県内企業をつなげる取組などを県立大学と一体となって実施してまいります。

（体罰に係る実態調査について）

体罰の実態を把握し、その根絶を図るため、令和元年度における私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に調査を実施いたしました。その調査結果では、体罰と認知された件数は7件で前年度より2件減少、体罰を行った教員数は7人で前年度より2名の減少、体罰を受けた児童・生徒数は7人で前年度より2人減少しております。

県といたしましては、今後とも、体罰の根絶に向け、校長会・教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、私立学校教職員の体罰防止に係る意識の徹底を図ってまいります。

（長崎県子ども貧困対策推進計画の策定について）

長崎県子ども貧困対策推進計画の策定につきましては、昨年11月29日に閣議決定された国の「子どもの貧困対策に関する大綱」の内容や、昨年4月に公表した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果等を踏まえ、長崎県

子育て条例推進協議会等からご意見を伺うなど、検討を進め、今回、素案を取りまとめました。

この素案は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としており、総務部の関係部分では、修学支援金の支給などによる高校中退を予防するための取組や県立大学生に対する経済的な支援などを推進していくこととしております。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら、本年10月の策定に向けて取り組んでまいります。

（新たな総合計画の策定について）

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示したいと考えております。

今議会に提出いたしました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、総務部の関係といたしましては、「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」の3つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、魅力ある・選ばれる県

立大学づくり、「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」においては、魅力ある私立学校づくりや私立学校の耐震化の推進、「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」においては、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を活用した産業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会からのご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、次期長崎県総合計画素案骨子、新型コロナウイルス感染症対策関係に限って、質問を行うことといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策関係については、一人1部局1項目以内とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

【堀江委員】新型コロナウイルス感染症対策関係で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う私立の学生への支援について、特に留学生について、1点お尋ねしたいと思います。

県内のある私立大学が、この5月に学生を対象にアンケートを行いました。回収率が80%で、ここの大学は、学部生が463名のうち留学生が116名、この116名はベトナムが46%、ネパールが36%ということで留学生がおられるわけですが、アンケートの中では、全部の学生なんですけれども、「授業について心配なことや不安なことがありますか」ということでは、「ある」

が58%、それから「アルバイトの収入が減りましたか」ということでは、「減りました」と答えた人が54%で、95名の学生がいろいろ困っていることを自由に回答しておられるんですけど、「学校に行くための交通費が足りない」とか、「遠隔授業となった場合、パソコンがないので、スマホで対応するには限界がある」とか、そういった声が出されています。

今回、私が留学生の経済的支援についてお尋ねするのは、先ほどの県立大学の経済的支援のやりとりの中で、学生支援緊急給付金というのがありますという話がありましたね。これは国の制度なんですけど、もちろん私立大学もあるんですが、表面は、名義上はその大学の推薦となるんですけど、大学の中で言うと、新型コロナウイルス感染症で収入が少なくなった、国が言う学生支援緊急給付金を受けようと思ったら、その大学の中で、いわゆる成績がこれ以上というふうな一定の成績上位の方でないと、国の言うところの学生支援緊急給付金というのは受けられないということが、私のところにも相談がありました。

そうすると、学事振興課、県立大学はそれなりの、県も含めて対応ができるんですが、私学の場合はどういう対応をとるのか。

ここの大学は、5月に大学の中で、大学独自の経済的支援策を早急に取りまとめて、学生、保護者、地域社会に周知する必要があるということで、いろいろ提案をするという経過を踏んで、学生の居住地の自治体にも陳情を行って対応を促したいということをやっているわけですけど、私が今言っている、留学生で経済的に困っているということについては、今の国で言うところの学生支援緊急給付金は、大学で上位の人しかもらえないと、受けられないと。そう

いう人の対応というのは、これはもう私学が独自に対応するしかないのか、この点はどういうふうに考えたらいいですか。その1点を教えてください。

【門池学事振興課長】学生支援緊急給付金の関係で、文部科学省の見解を見てみたんですけども、国費による支援のために、一定要件を設けていると。原則としては、その要件を満たすことを求めているんですけども、「大学が特に必要と認める者は対象とすることができる」ということで、留学生も含めて大学が判断をするというところで、そのために、成績上位の3割のみを対象とするものではないという見解が出されております。

そのため、県立大学の話になってしまうんですけども、県立大学においても、留学生が14名いる中で、10名をこの学生支援緊急給付金の対象としておりまして、大学の裁量で、ある程度自由に推薦ができるという制度になっております。

【堀江委員】私学の対応ということで、大学の独自性というのももちろんあるかと思いますが、そうは言っても、やっぱり限界があること。特に今回の新型コロナウイルス感染症の感染症に伴う影響というのは、やはり当初予算で想定したような対応はできないということで、国も1次補正、2次補正の予算が組まれていると思うんですが、今回の相談があった方も、結局、大学でもなかなか難しいといった時に、じゃ、どうすればいいのかというふうな、結局、所在の自治体の対応ができないのかというふうな、大学も新たな方向を見つけて経済的支援ができるようにということで心を砕いているそうですが、私はいずれにしても、長崎県内で学ぶ県立大、私学であれ、今回のこうした問題の中で修学を

断念することがないように、それは私も強く思いますので、私学のそうした学生の対応についても、ぜひ心を砕いていただきたいということを強く申し上げたいと思っております。

【深堀委員長】ほかありませんか。

【松本委員】2月定例会の時に、4月補正で県立大学の新型コロナウイルス感染症対策として、遠隔授業をするという計画を伺いました。それについて確認をさせていただきますけれども、取組としては、4月10日に遠隔授業導入ワーキンググループを立ち上げられて、教職員の研修会を実施されて、そして、さらにアンケート結果を踏まえ、ガイドラインを作成し、教員に対する授業の準備を支援したと。4月23日から4月26日の間で、全学生に対する試行テストを実施ということで、5月7日より遠隔授業を始めたというふうに伺いました。

やはり大学に通学する間にも感染するリスクもありますし、ウェブ上で授業が受けられるというのは、第2波が来た時にもしっかり対応できるということで、大変期待をするところではあります。

ただ、しかしながら、初めての取組ということで、実施するに至っても、事前に、やはり学生の通信環境の不安とか、さまざまな課題が上がっていったと思います。

今後、さらに実施するに当たって、5月7日から今まで実施してみて、どういった課題があったのか、また、その課題に対してどのように対策を講じているのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】委員ご指摘のとおり、遠隔授業を5月7日から行っておりますけれども、その開始当初は、学生のほうから、授業にアクセスできないとか、授業のアカウントが送られてこないとか、そういった問い合わせが多くあ

っておりましたけれども、それについては連絡を、学校で利用しているポータルサイトに一本化して、QAとか、あとガイドラインですね、こういったのを掲示することで改善が図られております。

それから、1学期の担当の教員の方ですけれども、いきなり遠隔授業の実施を求められて、初めての遠隔授業で、準備をするのに苦労された方が多くおりましたので、学部ごとに、遠隔授業に慣れた教員の方がその先生を支援するような体制をつくって、フォローを実施したりしております。

それから、学生から授業の進め方について、不安・不満の声が上がった場合については、その内容について担当教員と協議しながら、授業内容の改善に努めているところであります。

それから、通信環境の関係なんですけれども、通信料の上限がある学生も一定いるということで、通信料を低く抑えるために、オンデマンド方式による授業をやりながら、さらに、動画とか音声を用いた教材の配信を必要最低限に抑えるような工夫もしております。

それから、あと、学生の持っている端末の関係なんですけれども、タブレットであったり、パソコンであったり、そういった端末を貸与したり、通信環境が悪い学生に対しては、学内のWi-Fiを利用することを学生に周知したりして、通信環境の悪い学生に対する配慮を行っているところでございます。

【松本委員】やはりやり始めれば、人数も多いですから、様々な課題等もあると思いますが、今の答弁を伺えば、学内専用ポータルサイトでの対応や、通信料に対しても、端末に対してもしっかり対応していただいているということに安心をいたしました。

オンデマンド方式になりますと、リアルタイムじゃないですから、通信の速度等も抑えることができますし、大学の授業は1コマ90分で長時間にわたりますけれども、確かに、考えてみたら、リアルタイムだったら聞き直すことができなけれど、オンデマンドであつたら、この時の話はどうだったかというのは、振り返って聞くことができる、復習もできるわけですよ。だから、そういう意味では、今までにない活用の仕方であり、大学の授業の新しいやり方だと思えます。

ただ、一つ気になるのは、やはりそうは言っても、学科によっては演習とか、実習とか、実験とかがあるわけですね。そういうのは、さすがにオンデマンドではできないし、実際に触れないとできないこともあると思うんですが、じゃ、そういったものに対しては、これからどういうふうに取り組まれるのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】現在、実施しております遠隔による授業ですけれども、当面、7月3日までということで、この期間は実習とか、演習とかというのはしておりませんでした。今度、第2学期が7月4日から始まることになっておりまして、この第2学期についても、基本的には講義は遠隔で実施するようにしているんですけれども、演習科目であったり、実習であったり、語学、こういったものについては、感染予防策を講じた上で、対面により実施するように考えているところでございます。

【松本委員】やはり全てをオンラインで遠隔授業というわけにはいきませんので、2学期からは、しっかりとした感染防止対策を講じれば、演習、実習、実験などもできると思いますので、今、答弁で実施されるということでありませ

で、しっかりと対応していただくことを要望しまして、質問を終わります。

【川崎委員】新型コロナウイルス感染症関係です。就職への影響についてお尋ねいたします。

先ほど今春の就職状況をご説明いただきました、私立高校、県立大学。私立高校は非常に順調でしたが、県立大学については、県内就職が課題であるという説明をいただきました。

確認ですが、これは全国的に報じられていることなんですけど、コロナ禍において、企業側が内定を控えているという報道もありましたが、県内においては、そういったことは起こっていませんかでしょうか。

【門池学事振興課長】県立大学においては、今年度、内定を取り消されたというような話はございませんけれども、ただ、最終選考の段階で、その企業が採用そのものを取りやめたというふうなことは起こっていると聞いております。また、今春就職した学生で、採用を取り消されたという話も聞いておりません。

また、私学においては、今年3月の卒業生に関して内定の取り消しになった者はいないと聞いております。

【川崎委員】採用そのものを取り消したので、内定の取り消しには当たらないということですが、潜在的な内定取り消しみたいな感じも今受けて、その学生さんは最終的にどうなさったんでしょうね。就職までたどり着かれたんでしょうか。

【門池学事振興課長】その後の状況については、私どもはまだ聞いておりませんが、別の企業をまた受けるとか、そういったことをされているのではないかと考えております。

【川崎委員】ぜひ追っていただけませんか。大変大事な事かと思っております、少し声も届

いているんです。いろんな心配事もたくさん声が届いていますので、ぜひ聞いていただいて、そして、しかるべきフォローについては、しっかりと対処していただきたいなと思います。

今度は、今年からの、今後、今の4年生の方々が、また高校3年生の方々が、いわゆる就職活動ということになってこようかと思うんですけども、面接に行くのも非常に厳しいと。一方では、オンラインということでサポートしているということが報じられているわけですが、そういった角度から、県立大学に限ってで結構ですけれども、就職活動をどう支援されているのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】県立大学においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生の学内立ち入りを5月末まで禁止していたというところもありまして、学生に対する支援については、遠隔システムで面接の指導とか、エントリーシートの記載の方法について指導を行っているところでございます。

学生からは、企業面接が遠隔で行われるケースも多いということで、遠隔による面接指導が役立ったというふうな声も聞いております。

6月1日からは学内の立ち入りが解除されておりますので、対面での就職の指導も行っているところでございます。

【川崎委員】遠隔による指導が功を奏したと。まさに対面で人物をしっかりとアピールすることと、また、オンラインという限られた狭い画面の中でしっかりと自分をアピールすること、いわゆる技術的なことについても、多分に難しさもあるんだろうと思います。

今後、企業がどこまで対面を解禁されるのかということは定かではありませんが、今、「新生活様式」という大きく社会が変革する中にお

いて、就職の在り方についても、ある意味、遠くまで行かなくてもいいというコストがかからないというメリットもある一方、オンラインという限られたところで、自分をどうアピールするかという難しさもあろうかと思いますが、ぜひ、そういったところは全国に先駆けてサポートしていただいて、そして、これが、逆にオンラインをやれるのが、例えば県内企業じゃなくて、県外企業が積極的ですよとなると、これまた、我々としても本意でないなと思っていまして、そういったことを考えると、これは別の部署になろうかと思いますが、県内の企業にも、そういったことについても積極的にお取り組みになっていただくということも促す必要があるかと思えます。

ぜひ横串を刺して、部局横断でしっかりと支えていただきたいと思いますが、最後に、これは部長にご答弁いただければと思います。

【大田総務部長】委員ご指摘いただきましたとおり、今年の学生さんは、特にこういう状況下におきまして、非常に不安を感じられていると思います。

各大学において、先ほどもご紹介しましたとおり、ご対応いただいているところもありますけれども、そこは県としてバックアップできるところはしっかりとやっていきたいと思えます。

先ほど、まさにおっしゃった、遠隔のところを受けにいけるというメリットが、もしかしたらあるかもしれない一方で、県内の企業がしっかりとご対応いただかないと、むしろ逃がしてしまうということも当然あると思っております。

ここにつきましては、企画部とか産業労働部としっかりと連携をいたしまして、県内企業におきましても、人材を逃がさないという工夫をとっていただけるように、しっかりと取り組んでま

いりたいと存じます。

【深堀委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了し、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時 0分 休憩

午前11時13分 再開

【深堀委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の臨時会及び5月の政府施策要望項目審査に出席していなかった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【池松教育長】おはようございます。

本日出席しております教育委員会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

〔幹部職員紹介〕

【深堀委員長】ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

【深堀分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

教育長より予算及び予算にかかる報告議案の

説明をお願いいたします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 教育委員会をお開きください。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。この結果、令和2年度の教育委員会所管の予算総額は、1,355億5,101万6,000円となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

県立中学校及び特別支援学校の小中学部における「一人一台端末」等の整備に係る経費として、1億3,214万2,000円の増を計上いたしております。こちらにつきましては、この後、担当課からご説明を申し上げます。

また、県立盲学校のトイレ改修工事に係る経費として3,220万2,000円の増、令和2年3月の学校の臨時休業に伴い発生した、給食業者の損失に対する支援に係る経費として239万7,000円の増、教育委員会所管の指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う負担金の精算に係る経費として1,143万5,000円の増を計上いたしております。

債務負担行為については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度中に契約を

結ぶことができなかつた県立学校の複写サービス契約について、今年度新たに契約を結ぶための経費として、教育行政事務機器賃借等1,463万1,000円の増を計上しております。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分につきましては、先の2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。「令和元年度長崎県一般会計補正予算」について、歳入予算2億8,369万2,000円の減、歳出予算14億5,140万8,000円の減を3月31日付けで専決処分いたしました。

次に、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）の教育委員会をお開きください。

第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。この結果、令和2年度の教育委員会所管の予算総額は、1,358億3,797万2,000円となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

各学校が迅速かつ柔軟に、感染症対策や学習保障等の取り組みを実施するための経費として2億2,200万円の増を計上いたしております。こちらにつきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

また、障害のある児童生徒の新型コロナウイルス感染症への感染リスク低減を図るために実

施する特別支援学校のスクールバス増便に係る経費として4,893万9,000円の増、感染症対策の強化を図りつつ、臨時休業中の未指導分の補習等の実施など子どもの学びの保障をサポートするため、市町が雇用する学習支援員等に係る経費の一部補助を行うための経費として399万2,000円の増、全国高等学校総合体育大会の代替として開催する地方大会の運営経費・感染予防対策経費についての補助に係る経費として1,000万円の増、令和2年4月及び5月の学校の臨時休業により影響を受けた学校給食納入業者への支援に係る経費として202万5,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】次に、教育環境整備課長より補足説明を求めます。

【日高教育環境整備課長】教育環境整備課の補正予算につきまして、2件補足してご説明いたします。

1件目ですが、お手元の「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）補足説明資料」をご覧ください。A4の1枚物でございます。

G I G Aスクール生徒用端末等整備事業費についてでございます。

国のG I G Aスクール構想につきましては、当初、令和5年度までに児童生徒に1人1台の端末等を整備することとされておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、4月末に成立した国の補正予算により、大幅に加速されることとなりました。

これを受けまして、今回、県立中学校3校と特別支援学校12校の小中学部の児童生徒用「1

人1台端末」の整備、また、障害のある児童生徒のための入出力支援装置として、端末の固定アームやタッチペン等の整備、並びに、端末の保管用としてのPC端末電源キャビネットの整備、さらに、緊急時における家庭でのオンライン学習環境整備として、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対しモバイルルーターを貸与するための経費や、遠隔学習用機器として、学校側でのカメラやマイク等の通信機器を整備する費用を計上しております。

今回の整備によりまして、新学習指導要領において学習の基盤となる、資質・能力の一つとされている情報活用能力の向上、また、災害や感染症の発生等による臨時休業時には端末を各家庭に持ち帰ることにより、課題の配付・回収、学習指導・支援による学習機会の保障や、生活面や健康面の把握・管理、意思の伝達等が可能になるものと考えております。

続きまして、2件目の補足説明でございます。これは6月22日に追加提案したものでございます。お手元の「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）補足説明資料」をご覧ください。

県立学校「学びの保障」推進事業費として、2億2,200万円を計上しております。

これは、6月12日に成立した国の令和2年度第2次補正予算のうち、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援経費を活用しまして、各学校が迅速かつ柔軟に感染症対策や学習保障等の取り組みを行うことができるよう、県立高校及び特別支援学校に、1校当たり300万円、県立中学校には、1校当たり200万円を計上しております。

なお、今回の補助事業につきましては、一昨日、国から実施要領が示されまして、高等学校については300万円の範囲で学校規模に応じた

額、特別支援学校については一律400万円、県立中学校については150万円が上限とされたところでございます。

今後、学校からの要求状況を踏まえ、予算の範囲内で適切に執行してまいりたいと考えております。

予算の使途としましては、各学校の判断になりますが、感染症対策としては、教室等の換気のためのサーキュレーター（扇風機）や空気清浄機、間仕切り用のパーテーション、殺菌消毒器具、非接触型体温計等が想定されております。

また、学習保障としては、分散授業等を実施した場合に不足する電子黒板や書画カメラ等を想定しております。

今回の予算措置によりまして、より感染症対策の徹底と児童生徒の学びの環境が充実するものと考えております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算及び予算にかかる報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」について質問いたします。

まず、6月補正予算追加予算案の概要によりますと、8ページに夏季休業期間の授業実施等に向けた体制整備支援ということで1,600万円掲載されていて、これは学事振興課と義務教育課が合わせた予算だというふうに理解をします。

その内容で教育委員会が、横長資料で言いますと、7ページに399万2,000円の補正が計上さ

れていますが、これは学力向上対策事業費、ここに該当するというので、まず理解していいんですか。

【大場義務教育課人事管理監】はい、そのとおりでございます。

【堀江委員】今、心配なのは、保護者、子どもたちの側から言うと、夏休みが短縮されるということになるんですけど、まず、県内の小中学校で夏休みがどういうふうになるのかということ把握しておられましたら、そこから教えてください。

【加藤義務教育課長】各小中学校の夏休みの状況ですが、1町を除いて全ての市町で夏休みを短縮することになっております。

実際のところは、多くの市町が7月中に授業を実施するとともに、8月末にも5日程度実施予定の市町がございます。それぞれの市町で異なるというような状況です。

【堀江委員】例えば市内のある小学校は、7月20日から30日まで8時15分に登校し、12時ごろ下校し、午前中4時間授業で給食はありませんというふうなお知らせをいただいたんですが、30日までは授業するということであっても、給食があるないとかということも、これはそれぞれの自治体によって違うという理解でいいんですか。

【加藤義務教育課長】それぞれの市町で異なる対応をされております。

【堀江委員】そうしますと、保護者の不安としては、この新型コロナウイルス感染症の問題で子どもたちが学校に行けなかった、その学びをどう保障していくのかということで、大きく見える形としては、夏休みはこれまでどおりではなくて授業しますよと、7月30日まで授業しますと。その体制をどうとるのかということで、

さっきの7ページの予算を見ると、今回の399万円は、概要の中では、夏季休業期間の授業の実施等に向けた体制整備というんですけど、これは夏休みの対策なり、そういうことではないんですか。この学力向上対策事業費の中身を教えてください。

【大場義務教育課人事管理監】小中学校の臨時休業に伴う夏季休業期間における授業の実施、あるいは感染症対策の消毒作業等に対応するため、人的体制を強化するという目的で考えております。

【堀江委員】そうしますと、夏休みの期間に授業しますということに伴って補習するからということで体制整備をとるということですが、では、具体的に、これは講師等の派遣ということですが、どういう中身になりますか。

【大場義務教育課人事管理監】そういった講師を派遣するというようなことも含まれております。

【堀江委員】今さっき答弁があったように、県内の各小学校、中学校は、1町を除いて夏休みの期間を短縮する、7月中いっぱい授業ということなんですけど、399万円というのは、これは全ての学校が対象じゃないんですか。幾つの学校が講師を配置するということになるんですか。全部に対応するには予算が少ないと思うんですけど。

【大場義務教育課人事管理監】追加という措置でありますので、全県下に周知をしたところですがけれども、県内からは2市と1町から上がっております。学校数については、当然ながらその2市1町の中で判断をしていると思いますけれども、学校数ということでは把握はしていません。

【堀江委員】そうしますと、3市町が手を挙げ

て、今回の399万円で講師、先生を配置してやりますということですが、ほかの自治体は、これまでの先生の範囲でされるということになるという理解でいいんですか。

【大場義務教育課人事管理監】この事業についても、学力向上という形での公募をしており、15市町が当初予算から実施しておりますので、その中で長期の休業の支援も含めて対応しようという市町もあったということになると思います。

【堀江委員】私がこの質問にこだわるのは、新型コロナウイルス感染症で学校に行けなかった。どんなに宿題という形での家庭学習をしたとしても、なかなか理解力を含めて、子どもたちの状況は、それぞれ子どもたちによって違うんだと思います。

そのときに、夏休みの期間を短くして授業時間を増やしたからといって、子どもたちの学力もそれぞれ、理解力もそれぞれの中で、いかに細かく子どもたちに対応できるかという時には、やっぱり先生が、教えてくださる側が、これまでよりも多い方がきめ細かにできるというふうに思っているんです。

そうしますと、夏休みの期間、長崎県の場合、授業がどれくらい遅れたのか。私の記憶が間違いないければ、一般質問のやりとりの中で、教育長は15日間くらい遅れると。でも、それは今後対応できるというふうな答弁だったかと理解をしているんですけど、今回、夏休みを短縮して授業を実施し、先生方も増やすことになるけれども、3市町だけが講師を増やしただけの今回の予算なんですけど、子どもたちにきめ細やかに対応し、詰め込むとかそんなのではなく、子どもの理解に応じて学力をつけていくということでは、このコロナの対応も含めて、対応でき

るという理解でいいのかどうか、その点、不安な点はないんでしょうか。

【加藤義務教育課長】各市町で異なる休業状況でございました。例えば4月～5月で言えば、7日から15日程度の休業を行っておりました。

今回、特にその時期というのは、ほとんどの学校で運動会が実施される時期でございます。ですので、その運動会や運動会の準備を除くと、実際に授業が欠けた部分というのは、その半分程度になるのかと思っております。

ですので、実際に時間的な問題で申しますと、夏季休業中の授業日設定ということで、十分に本県の学力の状況は改善できるものと思っております。

先ほど補正予算でお答えした内容ですが、これは講師も含めて申請ができるんですが、本県で申請があっているのは学習支援員、いわゆる学習のお手伝いをされる方、それと、スクールサポートスタッフという形になっておりますので、新たな講師という形にはなっておりません。

【堀江委員】最後にしますが、夏休み中に授業を行うということで、一言だけ。

直接予算とは関係ないかと思うんですが、熱中症対策は大丈夫かという声を保護者の方からもいただいているんですが、その点、1点だけ教えてください。

【日高教育環境整備課長】県内公立小中学校の空調の設置状況でございますけれども、現在、99.6%でございます。あと残り2市でございますけれども、松浦市の鷹島小学校・中学校につきましては、現在、校舎の建て替え中でございます。新しい校舎には空調は設置いたしますが、その工事は夏までには間に合いませんので、古い校舎には扇風機等の増設をしながら対応したいということでございます。

あと、もう1校が、五島市の嵯峨島小中学校、併設校でございますけれども、こちらは全校児童が、小中合わせて4名で、ランチルームに空調が設置されていますので、適宜ランチルームを活用しながら学習をしていきたいということでした。

【深堀分科会長】ほかありませんか。

【川崎委員】GIGAスクール生徒用端末等整備事業費について、お尋ねいたします。

一般質問でも多くの議員が質疑されておりましたので、細かくお尋ねいたしますが、1人1台を目指すということについては、私もかつて質疑させていただいて、こんなに早く実現ができるという方針が出されたことについては、大変歓迎をいたします。

一方、前回の委員会でしたか、今後、家庭における通信環境についての支援をきっちりやっていくというご答弁がありました。今回は、そこについてもサポートがされているということがあります。

そこで確認ですが、ルーターの貸出しについてはよしとして、通信料、ランニングコストも一定発生するのかなと思いますが、そこについては支援が及んでいるのでしょうか。

【日高教育環境整備課長】今年度は、今回整備いたします県立中学校並びに特別支援学校の小中学部につきましては、家庭の通信環境が全くない場合、それから、家庭に通信環境があっても制限がある、というところでアンケートをとりまして、304件ございましたので、そちらにルーターを貸し出しするようにしております。

その際、ルーターは県で購入いたしまして貸し出しますので、当然、通信費につきましても、今年度分は県で負担するようにしております。

【川崎委員】通信料込みの貸出しということで、

サポートしていただいております。

今、アンケートをなされたということですので、家庭環境の機器、そして通信の不備にはきっちりと備えているということで理解をいたしました。

一方で、指導者側について懸念とありますが、ICT教育の時には、指導する先生方も大変ご苦労されて、いろんなコンテンツを自身でつくっておられるということ、かつて伺ったことがあります。

対面がオンラインだから、さほど差がないような気もいたしますが、一方で、限られた画面の中でやり取りをするということであれば、指導者の方も大変ご苦労があられるんじゃないかと思えますけど、指導者側に求められる資質というものはどういったものがあるのか、確認をさせてください。

【加藤義務教育課長】教員の指導力といたしましては、大きく4つというふうに言われております。

1つ目は授業の前にICTを用いた教材を作成するなど事前の準備を進めていく力、2つ目は実際に授業場面でICTを活用しながら授業を進めていく力、3つ目は子どもたちにICT活用を指導する力、そして、4つ目は情報活用の知識やマナーについて指導する力、このような力が必要だというふうに言われております。

【川崎委員】今、ご丁寧に4項目挙げていただきました。

そうですね、全てを兼ね備えて対処をしていくということについては、劇的な変化の中で先生の皆様も大変ご苦労されていると思いますが、こういったことを補うための研修などについては想定されているのでしょうか。

【加藤義務教育課長】今現在のところで、長崎

県の先生方のICTを活用する、ICTの授業の指導力は、調査によれば、全国平均程度の力は持っておられるという状況です。

ただし、今回は大きな変化でございますので、これをいかに支援していくのかは私どもの重要な役割だと考えております。

そこで、現在検討しているのは、計画的に研修を進めていく中で、例えばオンラインを用いて先生方一人ひとりが受講できるような研修を検討したり、また、それぞれの指導力についても、ICTを用いる能力等にも差がございますので、先生方の能力に応じたような研修を組んでいくことができないかということで検討をしているところです。

【川崎委員】しっかりとフォローがされているということで、理解いたしました。

本当に劇的な環境の変化で、先生方も大変ご苦労されていると思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それと、これは生徒用の端末の整備ということでタイトルは書いてありますが、指導者側のパソコンの補助がない。これは陳情で触れようと思いましたが、松浦市の陳情に記載がありました。指導者側のパソコン、様々な設備があると思うんですが、そういったものに補助が及んでいないというのは事実ですか。

【日高教育環境整備課長】国の今回のGIGAスクール構想につきましては、先生用のパソコンは入っておりませんが、国が2018年から2022年までの教育のICT化に向けた環境整備5か年計画の中で、毎年度1,805億円の地方財政措置をしております、その中で教師用パソコン、指導者用パソコンにつきましては地財措置がされているという状況でございます。

【川崎委員】今聞いていいんですかね。陳情に

その指摘があったことは、どういったことが食い違っているのでしょうか。

【深堀分科会長】もう絡めていいですよ。

【川崎委員】松浦市の中で、GIGAスクール構想において指導者側のパソコンに対する補助がないと。

今のことは、国の考え方がそうだから理解をいたしました、一定、今まで1,805億円措置がされている中で、その整備が及んでいないということなんでしょうか。指導者側に自前で準備しろなんていうのは非常に酷な話であって、陳情に書かれていることをどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

【日高教育環境整備課長】国のICT化に向けた環境整備5か年計画の内容につきましては、松浦市側の方にも私どもからも説明をしております。

例えば、標準的な18学級の小学校では622万円、中学校では15学級で595万円が交付税措置されておりますので、その中で適切に取扱っていただきたいと思っております。

【川崎委員】では、大丈夫なんですね。よろしくをお願いします。

次に、1,968台の端末を整備するということで、1億1,749万円という高額な予算であります、これを発注するに当たっては、やはり3,000万円以上の物品購入ということから、WTO案件ということになってしまうのでしょうか。

【日高教育環境整備課長】1億1,749万円になりますので、WTO案件となります。

【川崎委員】端末という、東京、大阪じゃないとできないようなそんな端末じゃないというふうに思っています、地元の企業の皆様も、IT関係の物品を扱う企業も十分対応ができるものかと思っています、ぜひ、発注において地

元の方が受注をしていただけるような工夫を何としても行っていただきたいんですが、そこについてのご所見を賜りたいと思います。

【日高教育環境整備課長】発注を地元の企業に限定することはできませんので、調達に当たっては、地元企業が入札に参加しやすいように、学校をまとめた地区に割り振り、地区ごとに発注するように工夫したいと思っております。

現在、県立中学校は3地区に分けて、特別支援学校は4地区に分けて、計7地区に分けて発注をしようと思っております。

【川崎委員】ぜひとも、多くの県内企業の皆様を受注いただけるように願うものであります。

最後にお尋ねいたします。オンライン授業が促進をするとともに、先ほども、さまざまなICTを活用した先生の資質ということに触れていただきましたが、今ある教科書とオンライン授業、この辺については、一定見直すような必要性といたしますか、課題というものはないのか、お尋ねいたします。

【加藤義務教育課長】教科書につきましては、現在、紙の教科書を全ての子どもたちに配布するということになっております。今、新しい学習指導要領に沿った教科書が準備をされておまして、小学校では本年度から、中学校では次年度から新しい教科書を用いることとなります。

その教科書には、ほとんどの教科書にQRコードが付いておまして、そのQRコードをかざすことによって動画を見ることができたり、また、例えば英語の教科書であれば音声を聞くことができたりというような工夫がなされております。

ですので、基本的には今の教科書を用いながら、端末を使うことによって子どもたちの学習

が深まっていくものと考えております。

【赤木委員】お疲れさまです。私も、川崎委員と同じくGIGAスクール生徒用端末等整備事業費についてお伺いさせていただきます。

同様に、1人1台端末整備がこのように早くされるということは大変うれしく思いますし、第2波に備えても、できるだけ早く生徒さんたちの手元に届くようお願いをしたいと思います。

この補足説明資料の一番下にあります遠隔学習用機器の整備についてですけれども、ここに書かれているように、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等で209万4,000円が計上されております。

これについてですけど、これはオンライン授業等を行う際に、学校の先生たちが使用するものだと思いますが、各クラス担任の先生方に使われるような形で整備されるということなんでしょうか。

【日高教育環境整備課長】まず、県立中学校にカメラ、三脚、マイク、スピーカー、変換アダプタ等、外部に発信するための機能を整備いたします。これは、県立中学校3校ございますが、3校に3組ずつ、計9組を予定しております。

あと、マイク機能付きウェブカメラを県立中学校に48台、特別支援学校に40台整備する予定にしております。これは、既存のパソコンにウェブカメラを付けることによりまして、双方向の通信機能ができる機能を充実したいと思っております。

【赤木委員】わかりました。では、こういった今までの機器というのは、学校の先生たちが私費で、自分たちのお金で買ってやっていたようなイメージが私はあったんですけれども、今後は変わっていくのかなと、この予算を見て思ったんですが、今の形だったら、各学校に3組ず

つというお話もありましたけれども、これで対応は足りるというふうなご認識ということなんでしょうか。

【日高教育環境整備課長】各学校3組につきましては、学校等にヒアリングしまして、3組でと伺っておりますので、今のところ足りるものと思っております。

【赤木委員】わかりました。しっかり整備して、これは生徒さんたちにオンライン授業を行う際に遅延等格差が生じないように、引き続き目を配って取り組んでいただくようお願いいたします。

【外間委員】追加説明資料の3ページの一番最後のところ、令和2年4月及び5月の学校臨時休業によって影響を受けた学校給食納入業者の支援に係る経費202万5,000円の増ということで、横長の説明資料の8ページ目の学校給食推進費202万5,000円、オール国庫で上がっておりますけれども、このこととご質問させていただきたいと存じますが、この内容についてご説明をお願いいたします。

【松崎体育保健課長】ここにありますように、学校給食納入業者への対応でございまして、この追加議案の方で上程しているものについては、4月以降の学校の臨時休業に伴って、学校給食納入業者への対応として計上しております。

経緯を話せば、通常の補正でもう1件上げておりますけれども、3月の臨時休業に伴う学校給食業者への対応ですけれども、これはもう一つの議案の方で239万7,000円というのを計上しております。これについては、文部科学省の補助金を活用して、納入業者の収入減に対する補助ということで対応しております。

今、委員からありました、4月以降の分については、地方創生臨時交付金を活用して、納入

業者が安定して事業を継続することができるための支援金として、今回計上しております。

【外間委員】ご説明ありがとうございました。

3月と4月では補助の対象が違うということですね。なぜこのように異なっているのでしょうか。

【松崎体育保健課長】今申しましたように、ちょっと重複しますが、まず、3月の臨時休業に伴う納入業者への対応についてですけれども、文部科学省の補助金を活用して、これまでも対応したところですが、文部科学省が、新たに一斉休業に伴って学校給食納入業者に多大な影響が生じて廃業する事例が全国的にあると。そういうことから、収入の減少に対して国等の補助金を活用してくれということが示されました。

一方で、4月以降の臨時休業については、国の補助金がございません。そこで、先ほど申しましたように、学校再開時に安定的に事業を継続することができるための支援金として、地方創生臨時交付金を活用するようにと。これは国も考え方を示しておりますので、そういった考え方で、今回対応させていただいています。

【外間委員】ということは、臨時交付金の場合は支援金ということで、全く対象の考え方が違うということのご説明で理解をいたしました。

県の体育保健課が抱えている対象となるところは、どちらになるのでしょうか。

【松崎体育保健課長】今回、両方とも予算を計上しているものは、県立学校で実施する学校給食の納入業者です。

【外間委員】実は、学校給食に関わっている様々な納入業者、パンの生産・米飯の生産業者とかは、大変限られた予算の中、この新型コロナウイルス感染症の対応で大変苦しい状況に陥

っておられる。一部の地域では、もう会社倒産というふうなお話も聞いておまして、今日、この場では学校給食の在り方というものを議論する時間帯ではございませんので、一度このことについて、新型コロナウイルス感染症を通して学校給食の実態というものを、一度委員会でぜひ論議を交わしていきたいと思っているんですが、今日のところは、県に対しての対応ということについては、今の説明で了といたしますけれども、実際、各市町の状況については、それぞれの財政状況もあろうかと思いたすけれども、その辺についての何か連携とかご対応等ご説明がございましたら、お願いいたします。

【松崎体育保健課長】今委員からもございましたように、本事業の対象は県のみならず、市町も対象となるものでございます。したがって、学校給食の運営主体の設置者ですけれども、各市町においてもそれぞれでご検討がなされて判断されるものと認識をしております。

我々県教育委員会の立場としては、給食に関する施策について、これまでも市町と一体となって取り組んでいるところでございまして、本県も含めまして、必要な情報は提供や共有するなどして、これからも連携して施策を推進していきたいと考えております。

【外間委員】ありがとうございました。

県の役割については、情報を提供したり、共有したりして、各市町の財政状況もあろうかと思いますが、何とか背中を押していただいて、この交付金をぜひ利用して、そういった製造業者に対してきっちりと補助等ができるように、ぜひ情報を共有していただければと思っております。

同じことを言うかもしれませんが、大変財政が厳しいという市町の状況はわかってお

りますが、あえてそこでそれぞれの市町で、ぜひ県と同じように取り組んでいただけるように情報提供、共有、そしてしっかり背中を押していただいて、ぜひそういった業者に対して、学校給食というのは大切なもので、食育、給食も教育ですから、こういった子どもを支える業者を守るということもとても大事なことでありまして、そういったことを通して、ぜひ今後、給食の在り方というものについて、一度お話をさせていただきますが、今日のところは分科会の予算ということで、これは了として、お話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【深堀分科会長】今、質疑中でありますけれども、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

午前 1 1時 5 5分 休憩

午後 1時 2 8分 再開

【深堀分科会長】分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】それでは、第96号議案の横長資料の、もう何人も質問されてらっしゃるんですけども、私もGIGAスクール生徒用端末等整備事業について質問をいたします。

補足説明資料にも書いてありますが、前倒しで配布される「1人1台端末」ということでございます。今回の補正予算が可決されましたら、発注をしていくと思うんですけれども、そうしますと、事業実施のスキームとして、実際児童生徒たちの手元にいつ頃来る予定になるのか、現状での計画をお尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】 予算成立後、すぐに発注に取りかかれますように、現在、仕様書等の準備は進めております。

この発注がWTOになるものですから、どうしても40日間の公告期間を置く必要がございますので、入札が9月上旬になるかと思えます。その後、業者等への聞き取りでは、5カ月から6カ月の納入期間がかかると伺っておりますので、来年2月ぐらいまでには入るものと思っております。

【松本委員】 報道が先行しておりますから、市町の学校もそうですけれども、子どもたちは端末がすぐ来るものと思っておりますが、もちろん予算の関係や発注の関係もありますが、2月となると年度末になりますね。

そこで、私が気になるのが、やはりハードのほうももちろん大事なんですけれども、ハードが年度の途中から、例えば2月から来る。でも、それがスムーズに発注されれば、前倒しすることの可能性もあるかもしれませんが、いつ頃学校に納入するかという時期がわかれば、それに合わせて、先ほどから議論があっている、教員の活用の体制というのも併せてそろえていかなきゃいけないと思うんですね。物は来たけど、何に使うかというのが、2月～3月、決まっていまませんでした。そのまま持っているだけだったというのか、それとも、その納入時期に合わせて、どのように学校で活用するかの計画はどのようにされているのかということを質問したいと思っております。

特に、県立中学校だけではなく、特別支援学校におかれましては、特別な支援が必要な児童生徒の方々にとって、大変有効活用もできると思うんですね。その辺が、来てから考えるのか、その前に考えているのか、そちらのすり合

わせというのはどのようになっているか、お尋ねします。

【狩野高校教育課長】 県立中学校に关しましてですけれども、今、松本委員がおっしゃるとおり、いかに教員が使いこなせるかというのが、この1人1台端末の成否の鍵を握っているんだろうと思っております。

県立中学校につきましては、本課の担当指導主事が3校を回りまして、教員研修を行いたいと考えております。

【宮崎特別支援教育課長】 特別支援学校におきましては、平成25年度からICT教育の活用に関する研究に取り組んできております。特に次世代型の教育ICT機器に关しましては、教員の活用についての研修を行っておりまして、各校において核となる教員、例えば情報担当教員等、教務主任などになりますが、そのような核となる教員の資質を高めて、校内においてOJTで広めていくというような方式をとっております。

併せまして、教育センター等においても、一般の教員を対象とした研修も進めておりますし、特別支援教育課としましても、核となる教員を対象とした研修を行い、校内で広めていくような研修会も企画をしております。

特別支援学校におきましては、特に知的障害のある生徒にとっては、自分でICT機器を操作して活用するというのは難しいこともあるかと思いますが、家庭の協力を得ながらオンライン授業を行い、例えば、朝の会をする中で呼名への返事の練習であったり、天気調べ、カレンダーワークなどを行うことは非常に有効であると考えております。

指導事例についても、県のほうで今まとめておりますので、そういったものも活用しながら

普及させていきたいと考えております。

【松本委員】できれば、届いてからすぐ活用できるような準備体制を今の段階から、もちろん準備はされていると思いますけれども、その辺が、1月なのか2月なのかというのは、変動する可能性はあると思いますが、やっぱりそれに合わせて、もちろん夏休みとかに研修をされるということもあると思いますし、気になるのは、やっぱり特別支援の児童生徒にとっては、それを活用することによって、今までできなかったことができるようになる可能性もありますし、活用事例というのも全国で様々あると思います。障害をお持ちのお子さんが、そういったもので状況が改善されたり、そういった実例もあるように伺っていますので、そこはしっかりと、おっしゃるとおり、その学校のハンディの状況によって対応は違うと思いますので、取り組んでいただくことを要望して、次の第108号の方に移らせていただきます。

第108号の5ページのところの「学びの保障」推進事業ということで、国庫の事業でございます。

今回のこの予算につきましては、事業概要が、各学校が迅速かつ柔軟に感染症対策や学習保障等の取り組みを行うことができるよう、必要な経費をとということですが、先ほど内訳の中に、各校の予算がありました。

そうすると、想定される整備内容とありますが、それでは、各校に300万円とか150万円とか予算が充てられて、何に使うかは各校の自由で決めていいということでしょうか、お尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】今回のこの「学びの保障」につきましては、「感染症対策」と「学びの保障」ということで、各校の判断によりま

して、迅速にそろえていただく必要がございますので、各学校で決めていただくように考えております。

【松本委員】ちょっと気になるのが、空調の話が午前中も出ておりましたが、学校の生徒からの話では、何度以上になるとエアコンをつけることができる。話が上がっているのは、3密を避けるという中で、今もそうですけれども、閉めてエアコンをかける場合は、やはり1時間に1回換気をしなきゃいけないというのがルールになっているという中で、じゃ、窓を開けて換気をするのかと、エアコンをつけてというところで、ここで出ているサーキュレーター（扇風機）や空気清浄機が足りないのではないかと。エアコンは、ほぼ100%できているんですけども、そういうところの要望の声が上がっているというふうに伺いました。

ただ、これに関しては、どれを選んでもいいということですから、そういう状況の中で、空調は入っているけれども、換気についての対応というのは、何か要望が上がっているのか。

それとも、換気については、各校の独自の判断でやるという認識なのか、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

【日高教育環境整備課長】換気につきましては、サーキュレーター等で強制的に換気をするのが有効な手段だと思っております。ただ、委員ご指摘のとおり、サーキュレーターの必要数が全国で出てくる可能性もございますので、そういう場合は、文部科学省の指導でも、教室の窓側と廊下側の窓を開けたりして対角線状に換気をするのが有効であると言われておりますので、その辺は、物も入れますし、あと、入らない場合は、そういうソフト面の対策でもよろしくお願ひしたいと思っております。

【松本委員】学校側からでも、もちろんガイドラインにもなっているので、換気の推進というのは各校にも通達はしてらっしゃると思いますが、その中の一環で、今回、この事業が活用できるということですので、空気清浄機も含めて、そこは学校のそれぞれの事情があらわれると思いますが、換気に対しても積極的に取り組むように、各校に通達もしていただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次もちょっと重なる、堀江委員からも質問があった、7ページの児童生徒の学力向上のための非常勤講師等配置支援事業ということで、私も一般質問の時に、学習の遅れに対応することの必要性というところで質問させていただく時に、ちょうどこの事業の内容を聞いて、大変期待するところではありましたが、しかし、オール国庫であるのにもかかわらず、399万円というニーズが出なかったことに、多分、堀江委員からの質疑だったというふうに認識をしています。

実際、私も気になって調べてみたら、佐世保市、諫早市、時津町ということで話を伺いましたが、しかしながら、どう考えても、文部科学省の内容を見れば、チームティーチングですね。要は、遅れている児童生徒に対して補佐を入れることによって、学習の遅れを取り戻せるということで、すごく効果的だと思うんですが、これに対して3市町だったということは、もう足りているという状況で、十分だからもういいんですということ、ほかの18市は必要なかったんでしょうか。その認識をお尋ねいたします。

【大場義務教育課人事管理監】午前中にも少し説明をさせていただきましたけれども、夏季休業の縮小ということになるわけですが、雇用期間がどうしても短いであるとか、従事者

を探ることが非常に難しいというようなところがあった判断で、希望しない市町が出てきていると考えております。

【松本委員】雇用期間が短い、夏休みの間だけの雇用であればなかなか難しいというふうに答弁がありましたが、そうしたら、今回この補正の国のオール国庫の事業は今回限りで、これがなくなったら、今後はこういった制度というものはないのでしょうか、お尋ねいたします。

【大場義務教育課人事管理監】当初予算でも措置をされている事業でありますので、国の動きがどうなるかはわかりませんが、新型コロナウイルス感染症対策として、この夏季休業中の対策ということでの措置だと私どもは考えております。

【松本委員】今回は、特に、今おっしゃったように、新型コロナウイルス感染症対策で特別にということで国の予算がついたということですが、かなりのまとまった金額で、全国で予算枠がある中で、本県ではわずか399万円ということであったことに、非常にもったいないなと、残念だなというふうに考えるところであります。

実際に、やはり休校が多くて学習の遅れがあるお子さんは、必ず県内にもたくさんいらっしゃると思いますし、そうすると、教員の方々の負担も増えてまいります。ましてや、8月からまた夏休みが始まるわけですから、今後もチームティーチングに人材が足りないのであれば、こういった形でやるかは別としても、やっぱり市町と連携して、どれだけ人が足りないのか、そして、今後、その体制を整えていくにはどういうことができるのかというのを、やはり義務教育課でも検討していく必要があると思うんですが、その辺の今後のお考えについてはいかがでしょうか。

【大場義務教育課人事管理監】大きなことにもなるかと思うんですけれども、教員不足もありまして、なかなか免許持ちかれこれを含めて探すのが困難な状況になっております。

これについては、支援員という形ですので、いろんな方々のお力を借りるということもあるわけですけれども、人を探すということについては、私どもも危機感を持っておりますので、市町教育委員会とも連携しながら探していくことをしたいと思っています。

【松本委員】教員ではなくて、支援員という形でありますから、以前も事業で、地域の方々が教えるやり方もありますし、退職された先生方がボランティアでしている事業というの伺ったことがあります。

教員も成り手不足が言われる中で、一番気になるのは、やっぱり学習の遅れに対しての対応をいかにやっていくかというところの中で、今回こういう状況になって、この事業になりましたけれども、やっぱりニーズがあるのかどうか、市町とも確認をして、その中でどういう対応が、例えば民間とか、地域とか、また、退職先生の方々とか、様々なツールがあると思うんですね。確かに、1カ月だけの雇用で、突然今から探せと言われても、なかなか難しいとは思いますが、しかし、そういう関係性をつくっておけば、何かあった時に、ぱっと対応できるような状況も、今後、やはり地域と連携して学校が運営していくには必要だと思いますので、これを機に、また今後、チームティーチングの推進に向けて取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに質疑がないようすの

で、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び予算にかかる報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第108号議案のうち関係部分及び、報告第3号のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算にかかる報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【深堀委員長】次に、委員会による審査を行います。

教育委員会においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査を行い、その後、専決事項報告（地方自治法第180条関係）、次期長崎県総合計画素案骨子、新型コロナウイルス感染症対策関係についての質問を行います。

教育長より所管事項説明をお願いいたします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

文教厚生委員会関係説明資料 教育委員会の1ページをお開きください。

（損害賠償の額の決定について）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった会議にかかる旅行代金の損害賠償金1万7,840円を支払うため、また、同様の理由により中止となった長崎東高校の海外研修渡航

にかかる委託契約の契約解除に伴う損害賠償金52万2,720円を支払うため、去る3月23日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

1ページ下段をご覧ください。

（学校の臨時休業に伴う学力の保障等について）

小中学校の臨時休業に伴う学力の保障等については、市町教育委員会に対し、地域の感染状況や、学校・児童生徒の状況を把握しながら、子どもたちの家庭での学習を支援するために必要な措置を講じるよう要請してまいりました。学校再開後の教育活動についても、各市町の取組について課題を共有し、協議を深めております。現在、各市町では、地域の実態に応じながら、学校行事や学習内容を見直すとともに、夏季休業期間を短縮して学習指導を行うなどの対応により、子どもたちの学力を保障するために最大限の工夫を行っているところです。

県立高校においては、長期休業中の授業日設定や、学校行事の精選・見直しを行うなど学力の保障のため、授業時間の確保に努めるとともに、授業と家庭学習を効果的に組み合わせた学習指導を行うなど、効率的な学習活動が展開できるよう各学校で工夫しているところです。

加えて、ICTの活用についても、すべての普通教室に設置している電子黒板や、今年度整備を計画している校内の高速ネットワーク等を活用し、学習の充実を図ってまいります。

このほか、高等学校入学者選抜については、文部科学省からの通知を受け、学校の臨時休業により、生徒の出席日数や学習評価等の内容、部活動の実績等、調査書に記載できる事項が少ないことによって、受検者が不利益を被ること

がないように配慮するよう県立高校へ通知したところです。併せて学力検査の内容等についても、中学校3年生の学習状況等を踏まえ、配慮することを検討しています。

県教育委員会としましては、引き続き感染症対策を講じながら、児童生徒の学びを保障する教育活動の実施や支援に努めてまいります。

（全国及び県学力調査について）

本年度の全国学力・学習状況調査につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業の影響を鑑み、国において中止の決定がなされましたが、本県独自の県学力調査につきましては、県内児童生徒の学習の定着状況を把握し、今後の学習指導に生かすための貴重な機会として、市町教育委員会とも十分に協議した上で、7月中に実施することといたしました。

なお、全国学力・学習調査につきましても、今後、国から送付される問題冊子等の取扱いを含め、県内児童生徒の学力向上のために、市町教育委員会及び学校において有効に活用することができるよう支援してまいります。

（教職員の体罰について）

県教育委員会では、体罰の根絶を「最重要課題」の一つと位置付け、平成24年度から毎年教職員及び児童生徒・保護者に対して体罰の実態調査を実施しております。

令和元年度の調査結果では、体罰件数が39件、体罰を受けた児童生徒は79人で、前年度と比較し、件数で1件、児童生徒数で5人増加しました。件数の増加は、児童生徒の反抗的な態度や、やる気のない態度に対し冷静さを失い体罰に及んでしまうなど、体罰が児童生徒に与える影響への認識が不十分な教員が依然としているためと考えられます。また、体罰を受けた児童生徒数が増加した理由は、生活指導や部活動指導の場

面で、1人の教諭が複数の児童生徒に対し、威圧的な暴言や、平手で頭を叩くなどの行為に及んだ案件があることによります。これらの行為は、児童生徒の心に深刻な影響を与え、大きな傷を負わせてしまいかねないものであり、未だ根絶に至らないことを大変重く受け止めております。

県教育委員会としましては、体罰根絶に向け、平成29年度から体罰によらない指導について、全ての教員が目標を設定し、校長面談において成果を確認する取組や、体罰で指導を受けた教員に対してアンガーマネジメント研修等を義務付け、学校内での計画的なフォローアップを行う「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を実施するなどの取組を行っています。

引き続き、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて体罰根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、体罰を許さない環境づくりを目指し、教職員の意識改革を進めてまいります。

4ページをご覧ください。

（高校生の進路状況について）

令和2年3月公立高等学校卒業者の就職内定率は99.5%と前年より0.1ポイント上回る結果となっております。このことは、各学校の粘り強い進路指導や各種支援事業による成果であり、昨年度に引き続き高い就職率を維持しております。

今後、県教育委員会としましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う企業の採用状況を注視しながら、県立学校に配置しているキャリアサポートスタッフに対し、県内企業の求人開拓や進路相談への対応など、生徒の就職支援をより充実できるよう指導助言してまいります。また、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携を密にして、県内企業に関する情報を積極

的に提供するなど、高校生の県内就職率の向上に努めてまいります。

今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業者数に対する進学者数の割合が、前年比1.4ポイント増の66.8%となっております。

今年度から、従来の「大学入試センター試験」にかわる「大学入学共通テスト」が実施され、大学教育の基礎力となる知識・技能や思考力、判断力を問う試験となります。

県教育委員会としましては、このような変化に対応するため、「論理コミュニケーション育成事業」や「これからの社会を生き抜く力を持ったグローバル人材育成事業」など様々な取組を行います。各学校が高校生に身につけさせるべき力を明確にして組織的に指導改善を図る取組を支援し、生徒の学力向上と進路の実現に努めてまいります。

6ページをご覧ください。

（長崎県文化財保存活用大綱（素案）について）

過疎化や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となる中、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会が総がかりで、その継承に取り組んでいくことが求められています。このため、国では、地域における文化財の計画的な保存と活用の促進を図ることを目的として文化財保護法を改正し、昨年4月に施行されたところです。この法改正により、都道府県は文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方針を定めた「文化財保存活用大綱」を策定できることとなりました。本県においても、昨年度から庁内関係課で組織する協議会を立ち上げ、文化財の専門家や県内各市町文化財担当部局からの意見聴取を行い、検討を進め、このたび、長崎県文化財保存活用大綱（素

案）としてまとめたところです。

今後も引き続き、専門家のご意見等を聴取するほか、7月にパブリックコメントを実施した上で、来年2月までの策定を目指して取り組んでまいります。

7ページ下段をご覧ください。

（部活動における各種大会について）

運動部においては、全国及び県の高等学校総合体育大会や高等学校野球選手権をはじめとする各種大会が中止され、選手や指導者の皆様のことを思うと大変残念であり、心が痛みます。このような状況の中で、3年生がこれまでの成果を発揮する場として、競技ごとに代替となる大会が計画されております。

選手の皆様には、これまで磨いてきた技とスポーツを通して培ってきた力を存分に発揮していただきたいと思っております。

また、文化部においては、7月31日から開催予定の全国高等学校総合文化祭高知大会が、参加生徒を高知県に集めないWeb上での発表・交流による開催へと変更になりました。

なお、11月開催予定の県高等学校総合文化祭及び県中学校総合文化祭については、新型コロナウイルス感染症対策の措置等を講じたうえで、発表の機会が提供できるよう、内容についての検討を進めてまいります。

（令和3年度県立高等学校・中学校生徒募集定員及び公立高等学校入学者選抜制度の改善について）

令和3年度の県立高等学校の総募集定員は、本年度と同じ9,840人といたしました。

内訳といたしましては、全日制課程が8,680人、定時制課程が560人、通信制課程が600人です。

また、県立中学校の募集定員は、長崎東中学

校、佐世保北中学校及び諫早高等学校附属中学校それぞれ120人とし、合計360人としております。

なお、「令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜」の改善については、令和元年9月議会時にもお知らせしておりましたが、昨年度から大きく4点改善しております。

1点目は、昨年度まで実施していた推薦入試と一般入試を廃止し、前期選抜、後期選抜を実施いたします。前期選抜の募集定員につきましては、各学校の全募集定員の5～50%の範囲で各学校が定めることといたしました。

2点目は、前期選抜につきましては、各学校または学科・コースなどの特色に応じた検査方法を学校で選択し、実施することといたしました。検査方法としては、基礎学力調査、面接、プレゼンテーション、実技、作文や小論文などがあります。

3点目は、昨年度まで一般入試の志願者数や志願倍率などを公表したあと、一度だけ志願変更ができる制度でありましたが、今年度から志願変更制度は廃止いたします。

4点目は、学力検査の数学と英語につきましては、昨年度、難易度の異なる2種類の問題から各学校が選択して実施しておりましたが、今年度の後期選抜では選択問題を廃止し、全ての学校が同一の問題で実施することといたします。

これらにより「受検生が主体的に学校を選ぶことができる制度」、そして、「受検生の学ぶ意欲や多様な能力が評価される制度」に改善されるものと考えております。

（新たな総合計画の策定について）

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会

の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

素案骨子では、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、教育庁は、主に「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」と「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」の2つの戦略に関連しております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、キャリア教育の推進や地域の元気づくりのための社会教育の充実・活性化などに取り組むとともに、「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」においては、ふるさと教育の推進や子どもたちが未来社会を切り拓くための「確かな学力」の育成などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

文教厚生委員会関係説明資料（追加1）の1ページをお開きください。

（教職員の不祥事について）

昨年10月、通勤途中に学校付近の交差点において、進路右方から飛び出した児童に、自車を衝突させ、加療約1週間を要する傷害を負わせる交通事故を起こしたにもかかわらず、被害児童の怪我の状況を確認したものの、病院に連れて行くなど必要な救護の措置を講じず、かつ、直ちに警察に報告しなかったことから、本年3月に道路交通法違反により略式命令が下された

小学校教諭を、6月15日付けで減給1月（給料の月額10分の1）の懲戒処分とし、当該教諭を管理監督する立場にあった同校の校長を、戒告処分といたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会といたしましては、不祥事が発生している現状を重大かつ深刻に受け止め、県内全教職員に対して、引き続き強い危機感を持って教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促すとともに、すべての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を尽くしてまいります。

そのほか、教科書採択について、令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験について、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について、新県立図書館の整備について、文化財の指定について、県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査について、長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についての内容については、文教厚生委員会関係説明資料に記載しております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、

ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、28、32、39、40、45であります。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【川崎委員】 40番の長崎県町村会からの要望の25番、通級指導教室についてお尋ねいたします。

現在も通級指導教室の利用者数が年々増加傾向にありますという現状のご報告と、「このような中、県内町村の学校においては、発達障害児童生徒を個別に支援する通級指導教室が十分に設置されておらず、個別支援を必要とする児童生徒の中には、在籍校から通級指導教室設置校まで週数回の指導を受けるために通うことが、児童生徒及び保護者の大きな負担となっております。また、負担の大きさから指導を諦めざるを得ない児童生徒も存在する現状にあります」ということから、財政支援等のご要望であります。まず、この実情についてお尋ねをいたします。

【大場義務教育課人事管理監】通級指導の現状につきましてですけれども、令和2年度は、小学校に147教室、中学校に43教室、合計190教室に措置をしております。

【川崎委員】 設置そのままとおもいますが、こういったご要望が出てくるということは、その数字だけから、すみません、なかなか私も理解をしかねるところでありまして、十分ではないからのご指摘だと思いますが、要は、全体、設置すべき学級数がこうあって、今現状こうですよということであるとわかるんですけど、まず、その足らざるところがあると思いますが、足らざるところがってのご指摘だと思いますが、要は、どれだけ整備するのが適正なのか、そういったところからご回答いただければと思

います。

【大場義務教育課人事管理監】適正というところについては、ここでお話をすべきものが、ちょっと持ち合わせはないんですけれども、毎年40教室の申請数があります。国の加配措置の部分が平成5年度から制度化をされて、順次増えてきているわけなんですけれども、そのことにおいて、毎年6教室、あるいは7教室新設をしている状況です。要望に対して潤沢に対応ができていない部分はありますけれども、毎年度、その状況を勘案しながら措置をしているという状況です。

過去5年間を考えましても、国の加配措置については60ほど増えておりまして、今、190ということになっておりますので、その年度、年度に要望を重ねながら、保護者・児童生徒の実態を勘案しながら、全県下を見渡しながら配置をしていっているという状況でございます。

【川崎委員】 大体わかりました。年6から7学級ぐらいはずっと増やしていきながら要望に応えているということですが、年40件の要望がっているということは、つまり40件が足りないということの認識でよろしいのか。

先ほど適正な数値は持ち合わせていないというふうにおっしゃいましたが、やはり計画は、ゴールというか、数値目標があって、初めてそれに向かっていく話なんだというふうに思います。ぜひそういった明確な設置目標を据えて、それに向けての整備を進めていただきたいと思います。いま一度ご答弁をお願いいたします。

【大場義務教育課人事管理監】委員おっしゃるとおり、40教室の新設が毎年、新規要望がっているんですけれども、今申し上げたとおりの措置になっています。

しかしながら、そのことについて精査をしながらやっているんですけれども、約40教室ぐらいは措置ができていないということでもあります。まずは、措置ができていない市町、あるいはバランス的なものを考えて、増設希望も中にはあるんですけれども、置いてないところをまずは置いていこうという目標は立てながら進めております。

【川崎委員】 終わろうと思っていましたけど、設置されてない市町があるということですか。

【大場義務教育課人事管理監】それはございません。

例えばある市町で言うと、遠く離れた学校もありますので、そこに1校だけ置いて、真ん中に集まってくるということもありますけれども、北と南にあれば、そこにバランスよく配置をするということ、全く入ってないというところはあります。

【深堀委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、専決事項報告（地方自治法第180条関係）、次期長崎県総合計画素案骨子、新型コロナウイルス感染症対策関係に限って質問を行うことといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策関係については、一人1部局1項目以内とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

質問はありませんか。

【松本委員】 まず、総合計画のところから質問をいたします。

教育長の先ほどの説明にもありました、次の総合計画についての骨子でございます。趣旨と

しましては、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が平成28年度から令和2年度までの計画、そして、今回は、さらに次の令和3年度からの新たな計画ということで、2040年に向けて取り組んでいくということでございますが、いろいろ読ませていただく中で、特に強く感じるのが、人口減少に対しての大変強い危機感というものをを感じるわけでございます。

実際に、もう人口は減っております。しかしながら、出生率は、皆さんご存じのように、全国でも高い数字を保っているわけでございまして、そうすると、一番気になるのは人口流出というところで、特別委員会もございまして、そういった中の一番大きな要因になるところが、この教育の県内定着のところ、そして、郷土を愛する人を育てる、キャリア教育ということで、これまでもさまざまなタイミングでキャリア教育やふるさと教育は取り組んでいただいていると思います。

ここで一つ確認しておきたいのが、これまでの5年間の取組も十分していらっしやいましたし、実績もあると思いますが、一つは、ふるさと教育やキャリア教育をこれまで5年間やってきた中で、それでもやはり何が足りなかったのか。じゃ、次の5年間で、今後はその足りなかったところをさらに修正して取り組むと思うんですが、内容を見ると、今までとあまり大きく変わっていない気がするんですけれども、その辺は、ここに書けないところがあると思うので、その認識についてお尋ねをいたします。

【狩野高校教育課長】 今、委員ご指摘のとおり、キャリア教育とか、ふるさと教育は非常に重要な教育の分野ではないかと認識をしております。

この5年間も、ふるさと教育につきましては、各学校の実態に応じて実施をしてまいりました。

例えば県立高校の全日制54校全てにおいて、地域との関わりを持ちながら学習を進めているところがございます。

しかし、これにつきましても、まだ十分ではないと認識をしておりますので、平成30年度から今年度まで、「ふるさとの未来を担う高校生育成事業」と銘打ちまして、毎年6校、3年間で18校を指定して、地元の行政機関であるとか、事業所等と連携をした地域課題解決型学習に取り組んでいるところがございます。

ふるさと教育と申しますと、小中高、それぞれの発達段階に応じて行われるものだと思っておりますけれども、特に高校につきましても、地元のことをよく知るだけではなくて、探究するという視点が非常に大事じゃないかなと思っております。

今後は、地域を学びのフィールドとしながら、地域に出かけて行って、地域の課題等を発見し、協力しながら課題の解決に向かうような、そういった人材の育成に努めてまいりたいと考えています。

【加藤義務教育課長】小中学校におきましては、特に人口減少というものを頭に置きながらふるさと教育、キャリア教育というものを、昨年度から実践しております。それが「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」でございます。

昨年度、県内6中学校を指定いたしまして、実際に子どもたちが地域の課題に向き合って、そして、中学生が自分たちの力で地域の課題を解決していくという学習に取り組み始めました。このことが、私どもといたしましては、今までのふるさとへの愛着やふるさとへの誇りではなく、さらに一歩進んだ、ふるさとを担う力、そういうものを育成していきたいと思っております。

昨年度まだ1年間の取り組みではございますが、大変大きな成果が出ておりますので、このことを広げていきたいと考えております。

【松本委員】私もこれまで幾度となく質疑をさせていただく中で、お二人の答弁の中に共通するのは、「地域の課題を主体的に子どもたちが自ら取り組んでいく」というところだと思うんですね。

文部科学省も主体的な学習というのは推進しておりますが、その中で、今、県内就職率も、頑張っ様々な部署で取り組んでおりますけれども、そこはもうほとんど決めた状態の中でお願している状況なので、やはり小中の義務教育や高校の中でいかに地域に、自分たちの地域を自分たちで守っていくんだとか、地域の課題を自分たちが解決するんだというところの気持ちを育むのは、もちろん地域も大事だけど、教育がすごく大きな存在になると思うんですね。だから、その部分に対しては、今、モデル校も指定されましたけれども、できれば、次のステップの時に、やはり地域全体で取り組んでいけるようなスキームも示していただきたい。

というのは、特に離島・半島というのは、過疎が物凄いスピードで進行しておりますので、それを待っていたら、もう遅いと思います。前も言いましたけれども、高校の定員割れも実際出てきておりますし、やはり小さい小学校、中学校、高校でそれぞれステップがあると思いますが、地域の課題を解決するためのカリキュラムというもの、それが自発的な学習にもつながると思います。やはり教育というのは、一番根幹に当たるところでもありますし、人口が減ったら何の事業もできないわけでございます。

「ながさきレボリューション4.0」を見させていただきました。すばらしい冊子が、よくでき

ていますけど、教育のことがあまり書いてない
というか、ほとんど書いてないんですね。ハー
ドももちろん大事だとは思いますが、最も大
事なのは、やっぱり人口流出を止めるための教
育だと思いますので、もうちょっと踏み込んだ、
今までこうだったけど、今後こういうことをや
りますと、長崎の教育はこうですというふるさ
と教育、キャリア教育に対しても前向きに、骨
子の中でもうちょっとアピールをできるように
取り組んでもらうことを要望して、次のコロナ
対策についての質問に移ります。

前回の議会の時に、スクールカウンセラーの
加配ですね、国の部分で質問をさせていただきました。
実際に、今議会は休校が明けた状態で
ございますので、休校後、臨時休業明けの児童
生徒の心のケアについて、ちょっと調べさせて
いただきました。6月11日現在で、学校に寄せ
られた相談件数が265件あったということでご
ざいます。

県内の市町に、新型コロナウイルス感染症に
対しての相談がどのようなものがあったのか、
新型コロナウイルス感染症に対して具体的な相
談内容が多かったものについて、お尋ねをいた
します。

【安永児童生徒支援課長】相談内容につきまし
ては、学校における感染のリスクについて、こ
れが一番多く、次に学習面に関する不安、生活
習慣の乱れ等に関する相談が主でした。そのほ
か、家庭での過ごし方や登校しづりに関する相
談もあっております。

【松本委員】感染が心配だから休ませたいや、
学習の遅れなどさまざまな相談もあると思いま
すし、また、スクールカウンセラーではなくて、
家庭内でのさまざまな問題が出ているわけでご
ざいますが、そういう不安とか、また学校だけ

ではできない部分の社会的な問題に関してはス
クールソーシャルワーカーも配置をされている
と伺っております。

まず、一つお願いしたいのは、この相談の対
応について、スクールカウンセラーが受けて話
を聞いて、解決が全部できるわけではございま
せんので、そこを教育現場の方にももちろん伝
えなきゃいけないし、そのカウンセリングは
まだ入口の状況だと思いますので、今後、夏休
みに入って、また休みが続いた時に、次の相談
も増えてくると思うんです。そちらに対してし
っかりと教育現場、家庭をカウンセラーの方
につないでいただいて対応していただきたいと思
うんです。

その中でどうにもならないのが社会問題とい
うか、家庭内部のプライベートな問題の場合は、
スクールソーシャルワーカーの必要性が出てく
ると思うんですが、スクールソーシャルワーカー
についても加配措置がとられていると、予算
措置がとられていると。実際に配置時間が、1
名につき45時間増えたということございま
すが、休業中にスクールソーシャルワーカーの
方はどのような対応をとられたのか、お尋ねを
いたします。

【安永児童生徒支援課長】休業中のスクール
ソーシャルワーカーの具体的な対応についてです
けれども、市町によっては、スクールソシャ
ルワーカーが全ての小中学校を訪問し、状況
を把握したということもありますし、特に、こ
の45時間の加配によって時間的な相談体制が
有効に機能するわけで、スクールソーシャル
ワーカーを適切に指導するスーパーバイザーの
方々の指導とか、合同の研修会だとか、そう
いうことを開きながらチーム力として、ス
クールソーシャルワーカーが各地区で活動している

という報告がっております。

【松本委員】やはりスクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーより数はかなり少なくなっているということですが、こういった家庭内の相談というのは、今後、新型コロナウイルス感染症の休業で様々出てくると思います。

そういった中で、スクールソーシャルワーカーの負担も増えてくる中で、スーパーバイザーという方がスクールソーシャルワーカーの指導をしていただくということで、今後も多分、需要が出てくると思うんです。そういう時に、未配置校や入っていないエリアにまでしっかり対応できるような状況と、そして、これにつきましても、全てスクールソーシャルワーカーで解決できるわけではありませんから、それぞれの専門の機関に引き継いでいかなければいけないと思うんですが、スクールソーシャルワーカーの相談で、新型コロナウイルス感染症関連で多い相談というのはどのようなものがあったのか、お尋ねいたします。

【安永児童生徒支援課長】スクールソーシャルワーカーに関する相談で多かったことは、臨時休業が長期化して家庭での生活が長引いている中で、昼夜の活動が逆転して生活のリズムが崩れたとか、家庭で保護者がイライラして子どもからの相談があったとか、そういう家庭に起因する問題がほとんどあっているという状況です。

【松本委員】そういったものからどんどん、家庭内の様々な不和が起きて、不登校であったり、様々な家庭内暴力であったり、そういったものの、多分予兆だと思うんですよね。

だから、そういったものをしっかりスクールソーシャルワーカーが対応することによって、大きな問題の解決にもなる機会だと思いますので、まだ今は対応している状況が、加配で初め

て受けた方もいらっしゃると思いますし、それでもまだ足りないところがあると思うんですよね。だから、そういったところも、今、把握をしていただいて、今後また、これの必要性が出てくる場合には、また予算措置を国に要望できるような体制づくりを、スクールカウンセラーも併せてとっていただくことによりまして、特に新型コロナウイルス感染症による休業の長期化というのは、今までにない今年の状況ですので、そちらに対してしっかり確認をして、またつなげていただくことを要望しまして、質問を終わります。

【深堀委員長】ほかにありませんか。

【堀江委員】まず、次期長崎県総合計画素案骨子について、質問します。

47ページの「学力の向上と一人一人に対応した教育の推進」ということの中で、県学力調査と全国学力・学習状況調査に基づく学力向上対策の推進というのが掲げられています。

現在のチャレンジ2020の中では同じようなことが書かれているんですが、文言がちょっと違うんですよね。「県学力調査と全国学力・学習状況調査に基づく体系的・総合的な学力向上対策の推進」ということで、「体系的・総合的」という言葉がなくなっているんですよ。これは、どういう意味があるのか。

学力テストが基本だ、基準だということは変わらないということだとは思いますが、今あっている「体系的・総合的」という、これが取られたというか、削除されたというのは何か意味があるのか、まずそこを教えてください。

【加藤義務教育課長】「体系的・総合的」という部分を削ってはいるのですが、中身としては同じ趣旨のものだと考えております。

これまでも学力調査に基づき、そこを検証軸としながら学力向上の取組を進めてまいりました。ただ、文言として少し整理をしたほうがよいのではないかということで、「基づく」という形で文言を削って整理をしている状況です。

【堀江委員】文言を整理した。私の言葉で言うと、学力テストが基本である、基準であるということは変わらないという認識のもとで、次も総合計画をつくりましょうということだと思んですが、その中で、この学力テストにつきましては、根強く、「子どもは数値で測れない」という批判の声、それから、憂う現場関係者の声があります。

例えば読解力とは情報処理が能動的にできることではなくて、文章の本質に深く迫る力であると思うということとか、例えば算数の問題にとりましても、新しい算数の世界の発見、学びの中で、まんざらでもない自分の発見、討論しながら仲間を再発見し、もっとやってみようという意欲的な発見は、与えられる算数では育たない。問いを育て文化としての算数・数学の本質に貫かれた共同の学びの中でこそ育つのであるということとか、ずっと文言だけかじって言っているんですが、要は、学力テストということに対して、子どもは数値で測れないのよという声が根強くあるんですけれども、そうした声も踏まえた上で、長崎県としては、あくまでも学力テストが基本である、基準であるということで、今後も進めるということなのかどうか、その点だけを、見解を教えてください。

【加藤義務教育課長】まず、学力調査につきましては、この学力調査の内容というのは、まさにこれからの子どもたちの学習が主体的、対話的で深い学びになっていくことを目指しているものであり、また、子どもたちの学校での

学習を受身的なものではなく、より主体的にしていくための学習指導の在り方のメッセージだというふうに捉えております。

ですので、この学力調査を活用しながら、子どもたち、先生方の授業を変えていくこと、また、それに伴って子どもたちの学力を高めていくこと、このことは今後も続けて大切にしていきたいというふうに捉えております。

【堀江委員】今日は質疑ですから、討論をすることではないので、いずれにしても、この学力テストについては、子どもは数値で測れないと、そういうご意見があるということも認識していただきたいと思います。

それから、もう一つ、新型コロナウイルス感染症対策関係で、1点教えてほしいんですけど、まず、新型コロナウイルス感染症を経験して、一つは、新型コロナウイルス感染症から、子どもと教職員の健康と命をいかに守っていくかというのは、今後、学校現場の中で重要な課題になっていくというふうに思っています。

例えば身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いということは、本当に教室も例外ではない。よく「新しい生活様式」というふうに言われておりますけれども、そういう時に、この40人学級というのは、そういう「新しい生活様式」に当てはまるのかという意見もあっています。さらには、学校は、感染症対策として毎日の消毒であったり、清掃であったり、健康チェックであったりとか、今までにない多くの業務が生まれてくるというふうに認識をしています。

と同時に、子どもたちをゆったり受け止めながら、学びとともに人間関係の形成であるとか、遊びや休息をバランスよく保障するとか、そうした柔軟な教育も必要になってきますし、遅れたからといって、教科書全てを駆け足で消化す

るやり方では、今後は伸びないというふうに思っています。

そんな中で日本教育学会は、平均1校当たり小学校3人、中学校3人、高校2人の教員を加配する10万人の教員増を提案しています。このことは国会でも論議になりまして、日本共産党の志位和夫委員長が、こういう提案もあっているけれども、総理はどう考えているんだということに対して、安倍総理は全く否定的ではなく、そういう方向も検討するという趣旨の答弁もっております。このことについて、直接どうこうということではないにしても、私は、新型コロナウイルス感染症を受けて、40人の学級で、あの教室でというやり方というのは、安全・安心の面からも、それから、子どもの学力の問題からも、どうかと問われる時に、10万人の先生方を増やすというのは、一つの案ではないかと思うんですが、これは事前に質疑をするよというふうに通告しておりましたので、見解がありましたら、教えていただきたいと思います。

【上原教職員課長】少人数学級実現に向けてということで、教職員の定数改善というお話であります。

仮に少人数学級を実現するということになると、多額の経費が必要になるかと考えております。定数改善についての考え方としましては、教職員の配置に要する経費は、全国の教育水準の維持向上のために国が負担すべきという考えのもと、これまで複雑多様化する教育課題に長期的・安定的に対応できるように、新たな定数改善計画の策定を国に対して要望を行ってきているところであります。

引き続き、定数改善計画につきましては、機会を捉えて、これからも要望していきたいと考えております。

【堀江委員】国に要望していきたいと、ぜひその立場でやっていただきたいと思うんですが、「子どもたちに少人数学級をプレゼントとしよう」と、これに「（ハッシュタグ）」がついたりして、今、すごく大きな運動になっていている面もありますので、私としては、長崎県でまずやってほしいと思うんですけど、それは一歩置いたとしても、国に対して少人数学級の実現・実施につきましては、これまで以上に強く求めていただきたいということをこの機会に要望しておきたいと思います。

終わります。

【中山委員】新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いしますけれども、先ほど教育長から、市町とか県立学校の遅れに対してこうしますよというのはあったんですね。学校行事や学習内容を見直すとともに、夏季の休業を短縮するなど努力していきますと、こういうふうにあったんだけど、やはり私が一番心配しているのは、3月の安倍首相の提案で一斉休校した。そして、4月の新年度もやってきた。その中でどの程度遅れているかということについて、この文章を見ても全然わからないんですよね。

そこで、まず、一斉休校というのが、小学校、中学校、高校は何日あって、そして、皆さんが言う授業の遅れというのは、具体的に何を指すのか。全体がわからないので、全然理解しにくいんです。ここをもう少し詳しく説明していただけますか。

【狩野高校教育課長】県立高校におきましては、4月から5月の連休明けまで臨時休業を実施いたしました。5月11日からは、離島部は通常登校、本土部の高校が分散登校ということで実施をしてきました。大体、15日程度の授業日数が欠けております。

先ほど中山委員がおっしゃったように、今、その授業の補完として、行事を精選しながら、4月に実施すべきところの進度を補っているということです。足りない分は、夏休みを短縮する形で授業を行って、さらに補完をしていくということでもあります。

年間の授業時数、授業計画というのは決まっておりますので、今、それにやや遅れが生じておりますので、それを行事の見直しとか、夏休みの授業設定で補完をしているということでございます。

【加藤義務教育課長】小中学校におきましては、この4月～5月は、市町でそれぞれ異なりますが、7日から15日間の休業を行っております。

実際のところ、この半分程度は行事の実施や行事の準備などで行うものになっておりましたので、実際の授業の遅れというのは、この半数程度なのかというふうに思っております。

また、夏季休業期間につきましては、各市町、7日から13日間程度の学校の授業日を設定しておりますので、その中で十分に取り戻していけるものだと考えております。

【中山委員】一つ、認識がちょっと違うのは、今言ったのは新年度の方ですよ。これは前年度から、3月何日からかやっているんですよ。

何を言いたいかというのと、突然だったから、2年生が3年生になっているわけです。2年生は完全に授業を終えたのかどうか。今の話を聞けば、これは完全に終わったような取り方だけど、そうではないのではないかと。

先ほど私立高校に聞いたら、前年度で10日程度休校しているということで、その分を、私が一番心配しているのは、前年度の遅れがあった上に、今年度も遅れていますでしょう。私の考え方というのは、新年度の遅れだけだと、基本

的に承知していないので、そうではないだろう、現実的に問題は。そこから遡って、この遅れに対応していくというのが基本じゃないかなと、私はそういうふうに思っているんですけど、まず、基本的な考え方を教えてください。

【加藤義務教育課長】申し訳ございません。3月と4月、5月を含めると、市町におきましては22日間から29日間の休業を行っております。ただし、3月につきましても、学校の中では最も行事等が行われているところですので、教科の授業時数といたしましては、この半数程度になるのかと思っております。

そのことも含めまして、市町の教育委員会では、行事の見直しと夏季休業日の設定で、十分に学習は取り戻すことができるというふうに判断しております。また、私どもも同様の判断をしているところです。

【狩野高校教育課長】高校につきましても、3月は、例えば高校入試であるとか、卒業式であるとか、もしくは球技大会とかいろいろな行事がっております。ですから、実質、授業時数が欠けたのはそう多くはございません。3月分の持ち越しは、その次の学年でやっているところがありますし、教科によっては、類似する分野については、3年生で学ぶ分野と一緒に学んでいるところがあります。

【中山委員】それでは、取り戻すことについては、当然そうしないといけないと思うんですよ。文章にもそうなっているんだから、こうすると、努力していきたいんだと。

それでは、現時点での授業数ですが、小学校、中学校、高校で、6月の初めを見たら、どの程度遅れているのか、具体的に教えてください。

【加藤義務教育課長】実際、本課の職員が、今、学校に行って授業の様子を観察しております。

授業の様子を観察しておるところ、ほぼ例年と変わらないぐらいの授業進度にあたり、もしくは5時間～10時間程度の各教科の授業の遅れというところで、あまり大きな遅れはないというふうに捉えておるところです。

【狩野高校教育課長】高等学校におきましては、5月にほとんどの学校で中間考査を実施しますが、これも新型コロナウイルス感染症の関係で中止をしています。これで2～3日分の授業を実施しました。県の高校総体が中止になりましたので、この間の4日間も授業に充てています。その後、3年生は補講・補習であるとか、土日の補習であるとかを通して、今、補完をしているところであります。

この3月からですけれども、多いところで20日程度の授業日が欠けております。多いところは、まだ通常の進度には追いついていないという状況ですけれども、現状のまま推移すれば、夏休みの授業日設定で十分に追いつく見込みであると考えております。

【中山委員】そうすると、安心ではないけれども、それを補うということは必然なことであって、今の答弁を了とする以外はないわけですが、そうすると、言えるのは、これだけ突然に休業した上で、そして、高校で約20日間、小中で22日から25日間休んでもほとんど授業に影響はないという認識のような答弁をされたわけですが、そうなっていくと、非常にすばらしい子どもたちが長崎県にはいるなど、それを支えている家庭というのはすばらしいものがあるんだなど、そういうふうに捉えられるわけであって、そうすると、先生方の役割というのは何なのかなと、私はそういうふうに思います。

先生方は毎日命がけで、生徒についていろいろ補導等気づきとかいろいろしてやっているけ

れども、これだけの長い間休んでも、全然子どもが変わらないということになると、先生の力というものをもう一回問い直さなければいけないというのがあります。ぜひ、各先生方によくよくその辺も、問い直していただきたいなと思います。

それはそれとしながら、私が一番心配しているのは、今年度から小学校で新学習指導要領が全面実施されていますよね。大きく授業が変わっていきます。変えないといけないわけです。そのために先生方の研修をしたり、いろいろやっていると思いますが、その主体的な、対話的な深い学びを、この中でどういう形で進めていくのか、これについて少しお答えいただけますか。

【加藤義務教育課長】本年度から小学校で新しい学習指導要領が全面実施されております。また、次年度から中学校では、全面実施となります。

ただ、今、感染防止に留意しながら授業を進めていくというのは、大変難しい状況ではございますが、改めて新しい学習指導要領が目指す教育の方向性は、その重要性が明らかになっております。

例えば主体的に学ぶということ、子どもたちが長い休業期間中に主体的に学ぶことができているのか、そういったものの問い直しが、今、学校では行われております。

また、対話的な学びというところで申しますと、今、どうしても子ども同士が話をするというのが難しい状況にありますが、その分、各学校では、文字を書きながら対話をして学習を深めていこうなどの工夫が行われております。

この新しい学習指導要領の実現に向けては、これからも各学校等の話を聞きながら進めてい

く必要があると思いますし、また、私どもも来週から、各地区の校長会にお邪魔をいたしまして、新学習指導要領の実現に向けて、今できることを進めていこうとお話をしていきたいと思っております。

【中山委員】ぜひ授業数を消化して、逆戻りしないよう、これはよくよく注意しながら、これは進めていかなければいけないし、本来、学習指導要領を進めることが基本であるので、学習を取り戻すことも大事だけれども、ぜひそういうことを再度認識していただいて、取り組みしていただきたいと思います。

併せて、働き方改革についても、強い姿勢を持って取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

併せて、あと一点だけ、ちょっと気になっているので話をしたいんですが、心のケアの問題で、教育長が本会議の答弁の中で、スクールカウンセラーについては、希望校全てに配置をしたと胸張って話したんだけど、よく頑張ったんだなと私は思っていたんですよ、2~3日前まで。

ところが、長崎市から、スクールカウンセラーの未配置について要望事項が上がってきているんです。そうなると、問題は、希望という言葉ですね。私のほうには、未配置の中で手を挙げたのかどうかというのをまだ確認していないんですが、希望というのはどういうことかという問題と、未配置は相当ありますよね。これは希望してないというふうにとっているんですか。

【安永児童生徒支援課長】長崎市の配置については、詳細についてここで述べきることはできないんですけども、今回、新型コロナウイルス感染症に関する補正予算で、当初予算で配置

した学校に加え追加配置をしたわけですが、この追加配置については、県内の希望する学校に全て配置ができているという状況です。

【中山委員】そういうふうに受け取ったわけです、私も。ところが、長崎市が未配置校にスクールカウンセラーを配置してほしいという要望があるということは、どういうことなんですか。それは、希望がなかったからということですか。

【安永児童生徒支援課長】当初配置を希望した学校数に対して未配置があり、その配置について、希望するという状況があるのではないかと、そういうふうに思いますし、配置についても、時間の濃淡がありますので、もう少し時間数を確保してほしいという要望でもあるのかなというふうに考えます。

【中山委員】この前の委員会でも言ったじゃないか。スクールカウンセラーが配置されているけれども、1週間に1回しか来ないと。相談が4~5人しかできないと、相談したい人は20人いたけれどもという話があって、もっと増やしてほしいという話だった。それは、先ほど、一旦置いて、希望については全校しているんですよと、だから、取り組んできたなと考えておりました。

今度、長崎市から要望書が上がって来ますよ、知事に対して。だから、長崎市のほうについても、希望しなかったところが未配置なのか、よくわかりませんが、正式に、未配置で上がってくるということについては、そういう意味ではなくて、スクールカウンセラーを各学校に配置してほしいという単純なことだと思うんだけど、ぜひ、長崎市に一回、聞き取りをして、仮に希望があれば、今後、それに対して対応するんですか。

【安永児童生徒支援課長】希望する学校に全て

配置できたというのは、新型コロナウイルス感染症対策の一つの施策の中で実現できたことでありまして、次年度、これが継続するかということは、まだ不透明なところがありますけれども、文部科学省の国庫補助、事業の枠内で考えれば、なかなか厳しいのかなというふうに考えております。

【中山委員】そういうことであるならば、本会議の答弁というのはよほど慎重にしなければ、今後、希望者が出てくる、希望したところについては全部配置したということだから。そして、実質的には未配置が多いわけでしょう。

国の問題もさることながら、市町とよく話をして、必要なものは必要なものとして、やはり配置すべきだと私は思っているんです。前向きに、ぜひ検討してほしいし、なおさら新型コロナウイルス感染症の問題で相当な、精神的に不安定な子どもが減ってはいないんですよ、増えているんです。そういう部分に真摯に対応していくためには、やはり何らかの形の予算をもう少し、県単で出してでも対応していくんだと、そういう強い思いが必要じゃないかということ、今日は申し上げておきたいと思います。

【安永児童生徒支援課長】各市町や各学校から聞き取ったところによりますと、長期休業明けのこの時期に学校を休みがちになったとか、いじめに遭って重篤な事案に発展したとか、そういう報告は、幸いにもあっておりません。

ただ、これまで登校しぶりでありながらも学校に頑張ってきていた子どもたちが、この長期休業に伴って生活が乱れて、なかなか学校に来づらい、別室登校に陥っているという状況も聞いておりますので、今後も子どもたちの心の揺れをしっかりと受け止めながら、学校が組織的に、まずは教職員が寄り添って、SCとSSWと一

体となった取り組みで、子どもたちに心のケアを含めた寄り添いをしていきたいというふうに確認しているところです。

【中山委員】私も根拠がなくて言っているわけではないんです。子どものメンタルケアを最優先にということで、子どもの発達科学研究所主席研究員の和久田学さんの話によると、ここが中心になって、今月20日から開かれた、「子どもみんなプロジェクト」報告会の中で、弘前大学が2016年から2018年にかけて小学4年生、中学3年生、約4,500人を対象に実施した結果、それによると、児童の7%が慢性うつ状態、そして、12%が不安定な抑うつ状態を抱えておりました。つまり、児童生徒の5人に1人が、メンタルヘルスに問題を抱えているんですと、教育新聞ではっきり書いてあります。これを受けての新型コロナウイルス感染症の問題です。課長の場合は、調査不足ですよ。現場に入って直接聞いてみてください。そういう状況じゃないんです。

そして、おまけにこの先生は何を言っているかということ、心の健康チェックをやったらどうかと、そういう話まで提案されていますよ。

ぜひ、まず実態把握をして、心のケアについて対応してほしいなというふうに考えておりますので、今の答弁では、私はとてもじゃないけれども、納得はいかないし、あなたの情報不足だと。よく言えば、情報が入ってないということが問題。わかった上での答弁じゃないような感じがしているので、ぜひ実態把握を、よくよく調査して、認識を深めていただきたいことを要望しておきたいと思います。

【赤木委員】お疲れさまです。私は新型コロナウイルス感染症対策で1点だけお伺いしたいと思います。

行事の考え方についてです。これまでの議論の中で、学習の遅れと、学習に対しての解釈というものは、一定この予算でも見られているのかなと、私は思っておりますが、今、学習の遅れ等取り戻すために、いろんな行事を削って対応していると思います。

私のもとには、子どもたちや保護者、学校の現場の先生からも切実な声が上がってきておまして、今まで行事があったのに、なくなったことによって、様々なストレスであったり、コミュニケーションがとれずに、友達ができないと。それはどうしたらいいんですかという声が、私のもとには届いております。

今、学習の遅れを取り戻すために頑張っていると思うんですが、対策をした上で、今後、今まで行っていた行事、運動会や文化祭や修学旅行とかが当たるかもしれません、そういったものは行う予定なんでしょうか。

【加藤義務教育課長】やはり学校は、学校行事というものが、子どもたちを大きく育てる教育活動だというふうに捉えております。もちろん、このことは学校の教職員も十分理解した上で、現在、取り組みを進めておるところです。

例えば運動会につきましても、例年どおり春の実施はできなかったけれど、例えば9月や10月に半日程度に短縮した形で、本当に今できる取り組みとしての運動会に取り組もうというようなことが考えられております。

また、修学旅行につきましても、6月までは全て延期という状況でしたが、これにつきましても、可能な行き先、また内容についても、感染の状況を考慮しながら、この8月ぐらいから徐々に始まっていくことになっております。

ですので、学校も、当然例年どおりとはいかないのですが、何とかできるような形で子ども

たちのために、この学校行事を進めようということに工夫をしているところです。

【赤木委員】わかりました、ありがとうございました。

修学旅行についてなんですけれども、8月から開始予定と、今、お話がありましたが、その修学旅行に対して、例えばバスで行かれるとすれば、密にならないバス、今まで1台だったものが2台必要になったとか、そういったことに対して何か補助とか、予算的なものがあるのか。それはなく、学校の中で今までの予算の中でやってもらうのか、また保護者が追加で負担をするのか、そういった考えはどうなんでしょうか。

【加藤義務教育課長】そのあたりは、今、学校が業者とも話をしながら、どれだけバスの中でも密にならないような形にするのか、また、これは宿舎も含めて検討しておるところです。

その予算措置が、各市町が実際にやっているのかどうか、また、もしくはほかの部分の削りながら感染対策という形で、学校の中で予算を組み替えていくのかというようなことは、今議論されているところかと思うんですが、新たに追加負担として保護者に負担を求めるようなことは、これはないというふうに考えております。限られた予算の中で、どうやったら子どもたちのための修学旅行ができるかというところで検討がなされています。

【赤木委員】ありがとうございます。

私も思いは一緒ですので、ぜひとも、子どもたちのためとなるような形で支援をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【深堀委員長】休憩します。

午後 2時54分 休憩

午後 2時54分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

休憩に入ります

再開は15時5分です。よろしく申し上げます。

午後 2時55分 休憩

午後 3時 6分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】 高等学校入学者選抜についてお尋ねいたします。

教育長から説明をいただきました。とりわけ学力検査の内容等についても、中学3年生の学習状況を踏まえ、配慮することを検討していますというご説明をいただきました。

私は通告で、学習の遅れが懸念されますという旨の質問通告をしておりましたが、既にご答弁もいただいて、おおむね何とか挽回できるということで、安心をしているわけでありますので、このまま順調にいただければ問題なく、学力選抜までいくのかなというふうに思っていますが、懸念されるのは、第2波が起これば、たればの話はよろしくないのかもわかりませんが、この第2波と言われる部分が、極めて可能性が高いということ言われている中に、やはりこれは備えておく必要はあるのかなというふうに思っております。現在、入学者選抜試験において、この第2波に対する備え、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねいたします。

【狩野高校教育課長】 学習の遅れというのは、義務教育課長の答弁にあったとおり、このまま推移すれば問題ないだろうということですが、川崎委員がおっしゃるとおり、もし第2

波、第3波の襲来となれば、あらゆることを想定しながら、高校入試の範囲というのは考えていかなければならないと考えております。

現在、市町の教育委員会のほうに試験範囲の削減について、文書にて意見を伺っているところでございます。今月の末日までに、各教育委員会のほうから回答がございまして、その結果を見て、7月中には、県教委として、試験範囲の削減をするかどうか、また、削減するならどの分野を削減するかということについて方針を示したいと考えております。

高校入試ですので、公平性を担保して、受験生が安心して受検できるよう、市町の教育委員会の意見を十分踏まえて対応してまいりたいと考えております。

【川崎委員】 ありがとうございます。安心して受検ができるように、そして、そういうところに心を砕いていただければと思います。

やはり今まで経験したことがないような休業に生徒も児童も対応し、保護者さんも対応し、そして、学校現場では、先生皆様も大変ご苦労なさっておられる中で、今、少し普通に近づきつつあって、落ち着きつつあるのかなと思いつつも、やはり生徒さんの不安という部分については、多分にずっと残っておられるんだろうというふうに思っておりますので、第2波は起こるとい前提のもとに、ぜひしっかりとした準備をして臨んでいただきたいと思っております。

今、具体的などころも答弁いただきましたので、それで了解いたしますので、ぜひ頑張ってお対応をよろしくお願いいたします。

【下条委員】 皆様、お疲れさまでございます。

新型コロナウイルス感染症対策関連として、このウイルスの影響を受ける高校生の冬季スポーツ全国大会の開催について、1点お尋ねいた

します。

先日の一般質問でも取り上げさせていただきました。池松教育長をはじめご答弁をいただきました。また、本日も教育長のご説明で、部活動による各種大会の説明をいただきました。

大会の開催可否を進めていく際に、主役である高校生の声を聞いていただきたいと思っておりますが、この高校生の声を聞き取るに当たって、具体的に県としてこの取組というか、進められていることがあるかどうか、お尋ねをいたします。

【岩橋体育保健体育指導監】委員がおっしゃられるように、大会開催につきましては、選手をはじめ関係者全てがやりたいという思いは一緒だと思っております。

コロナ禍における「新しい生活様式」の中で、持続可能な部活動の在り方、そして、ひいては各種大会の運営方法などにもそういったものが反映できるように、部活動の主体である生徒諸君の思いやアイデアなどを県のWebアンケートシステムを活用することなどで広く聴取するように努めてまいりたいと考えております。

【下条委員】ありがとうございます。一般質問でも非常に前向きなご答弁をいただいたんですが、今のように具体的に、Webで広域にアンケートをとられて反映をしていくということだと思います。本当にこういった形で、いわゆるアスリート・ファーストというような形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

この冬季の大会の可否については、感染症の拡大の状況を大きく受けますので、開催であったり、今ご答弁いただきましたとおり、感染の防止をしながら運営をしていくという中では、大変難しい判断や取組が行われると思います。その中で、非常に判断がしにくいような経緯が

あっても、主役の高校生の声を聞いていただいているという経過、過程があれば、不測の事態においても合意形成がなされるんじゃないか、また、一つの大切な教育になっていくんじゃないかというふうに思っておりますので、大変だと思えますけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

【深堀委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了し、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 3時13分 休憩

午後 3時13分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

明日は午前10時より、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時14分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月26日

自 午前10時 0分
至 午後 3時41分
於 委員会室 2

国保・健康増進課長 永峯 裕一 君
国保・健康増進課企画監
（健康づくり担当） 川内野寿美子 君
長寿社会課長 尾崎 正英 君
長寿社会課企画監
（地域包括ケア担当） 山口 美紀 君
障害福祉課長 中村 浩二 君
原爆被爆者援護課長 山崎 敏朗 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 深堀ひろし 君
副委員長(副会長) 石本 政弘 君
委 員 中山 功 君
" 外間 雅広 君
" 堀江ひとみ 君
" 川崎 祥司 君
" 松本 洋介 君
" 大場 博文 君
" 下条 博文 君
" 赤木 幸仁 君

こども政策局長 園田 俊輔 君
こども未来課長 徳永 憲達 君
こども家庭課長 今富 洋祐 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 中田 勝己 君
福祉保健部次長 安永 留隆 君
福祉保健課長 中尾美恵子 君
福祉保健課企画監
（地域福祉・計画担当） 猿渡 圭子 君
監査指導課長 吉野 康弘 君
医療政策課長 伊藤 幸繁 君
医療人材対策室長 加藤 一征 君
薬務行政室長 本多 雅幸 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【深堀委員長】 皆さん、おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。
これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の臨時会及び5月の政府施策要望項目審査に出席していなかった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【中田福祉保健部長】 福祉保健部長の中田でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、4月臨時議会及び政府施策要望項目審査の際に出席していなかった福祉保健部の新任幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

【深堀分科会長】 まず、分科会による審査を行

います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算及び予算にかかる報告議案説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

初めに、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、福祉保健部（追加1）の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第98号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第3号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）』」のうち関係部分、報告第16号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）』」、報告第19号「知事専決事項報告『令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）』」のうち関係部分の6件であります。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、福祉保健部の1ページをご覧ください。

第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算共に合計で1,963万円の増となっております。

なお、各科目につきましては、1ページに記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容につきましては、指定難病対

策費について。

難病患者に対する医療費認定業務について、A I等のICTを活用した業務プロセスの標準化モデル構築を実施する経費として、1,963万円の増を計上いたしております。

また、債務負担行為につきましては、記載のとおりであります。

次に、第98号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算共に合計で1億2,518万2,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、2ページに記載のとおりであります。

3ページをお開きください。

補正予算の内容についてご説明いたします。
（保健事業費について）

予防・健康づくりに関する事業を強力に推進するため、市町が実施する保健事業に必要な人材の確保や有資格者を対象とした専門的な研修などによる支援のほか、効果的・効率的な保健事業を実施するための医療費分析等に要する経費として、1億2,518万2,000円の増を計上いたしております。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、福祉保健部（追加1）の1ページ下段をご覧ください。

第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、福祉保健部合計で204億9,865万1,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で

207億210万4,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、1ページから2ページに記載のとおりであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

（医療提供体制の充実について）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、次なる流行に備えた検査及び医療体制の強化を進めるため、医療機関や保健所設置市、民間検査機関が検査のために導入する検査装置等に対する助成に要する経費として、2億7,331万6,000円の増、重点医療機関等における病床確保や医療設備導入に支援を行い、入院が必要な患者の受入体制を強化するための経費として、35億5,011万8,000円の増などを計上いたしております。

3ページをご覧ください。

（医療機関等に従事する職員等への慰労金給付について）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染リスクを抱えながら、医療機関や介護・障害福祉施設等に勤務する医療従事者や職員に対して慰労金を支給するため、福祉保健部合計で81億9,040万7,000円の増を計上いたしております。

このほか、3ページから4ページにかけまして、一つ、生活福祉資金貸付金、一つ、生活困窮者自立支援事業費、一つ、障害者歯科診療・休日歯科診療事業費、一つ、障害者一般就労・工賃向上支援事業費についてで、その内容につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、福祉保健部の3ページをご覧ください。

報告第3号「知事専決事項報告『令和元年度

長崎県一般会計補正予算（第10号）』」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和元年度予算の補正を、令和2年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で5億4,560万5,000円の減、歳出予算は、福祉保健部合計で5億5,413万円の減となっております。

なお、各科目につきましては、3ページから4ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものにつきましては、年間の収入額の確定による国庫支出金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては、原爆被爆者に対する各種手当及び介護助成費等の実績減等によるものであります。

次に、報告第16号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）』」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算共に、9億8,819万2,000円の減となっております。

これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

5ページをご覧ください。

最後に、報告第19号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年5月28日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で3億3,546万4,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で4億5,641万5,000円の増となっております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

（生活福祉資金貸付金について）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、生活に困窮されている世帯に対する緊急小口資金等の貸付に要する経費として、2億950万円の増を計上したものであります。

このほか、5ページから6ページにかけて、一つ、生活困窮者自立支援事業費、一つ、感染症予防事業費についてで、その内容につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

次に、こども政策局長より、予算及び予算にかかる報告議案説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】 こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、こども政策局の追加1の方の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第3号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）』」のうち関係部分、報告第4号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県母子父子寡婦福

祉資金特別会計補正予算（第1号）』」の4件であります。

続きまして、恐れ入ります、関係議案説明資料の当初の方の1ページ中段をご覧ください。

第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で220万9,000円の増、歳出予算は、こども政策局合計で507万9,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容につきましては、保育士人材確保等事業について、保育士等キャリアアップ研修教材作成に要する経費として、441万9,000円の増、子ども・若者支援システム構築事業費について、オンライン相談実施に要する経費として、66万円の増を計上いたしております。

続きまして、恐れ入ります、また追加1の1ページ中段にお戻りいただきまして、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

これは、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、こども政策局合計で2億2,652万3,000円の増、歳出予算は、2ページに記載しておりますが、こども政策局合計で2億2,784万2,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の主な内容につきましては、母子家庭等対策費について、新型コロナウイルス感染

症の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じているひとり親世帯への臨時特別給付金の支給に要する経費として、1億4,456万6,000円の増、健やか親子サポート事業について、新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦に対する分娩前のウイルス検査及び感染した妊婦に対する保健師等による電話や訪問等支援に要する経費として、8,179万7,000円の増を計上いたしております。

このほか、一つ、DV被害者自立支援事業、一つ、児童虐待総合対策事業、一つ、児童措置費についてで、その内容につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、恐れ入ります、また当初分に戻っていただきまして、2ページ中段をご覧ください。

報告第3号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって知事専決処分させていただいた事項の報告であります。

歳入予算は、こども政策局合計で8,573万7,000円の減、歳出予算は、こども政策局合計で3億944万5,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

歳入予算の主なものにつきましては、年間の収入額の確定に伴う国庫支出金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては、児童入所実績に伴う児童保護措置費の実績減等による児童福祉費の減であります。

次に、報告第4号「令和元年度長崎県母子父

子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算共に、1,742万2,000円の減となっております。

これは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

次に、国保・健康増進課長より補足説明を求めます。

【永峯国保・健康増進課長】 第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、国保・健康増進課分につきましてご説明をいたします。

右上に、令和2年度6月補正補足説明資料、国保・健康増進課と書いております資料をご覧ください。

まず初めに、指定難病対策費についてでございます。

この事業につきましては、総務省が全国の自治体を対象に公募して実施をいたします「自治体行政スマートプロジェクト」に提案、応募いたしまして、その上で、採択を受けて実施する事業でございます。全額国庫による事業となっております。

この自治体行政スマートプロジェクトでは、複数の団体でグループを組み、自治体の基幹的な業務につきまして、業務プロセスの標準化を検討し、その上で、AI等のICTを活用し、効果的、効率的に行政サービスを提供する実践モデルを構築することといたしております。

現在、県内で約1万2,000人の難病患者の方々

に対する医療費助成の認定につきまして、毎年、更新作業を行っているところでございますが、この業務につきまして、職員の経験や知識をAIに蓄積・代替させることで、職員の負担軽減、そして業務効率化による住民サービスの向上を図ろうとするものでございまして、AI等のICTを活用した業務プロセスの標準化モデルを構築するための民間事業者への委託料として、1,963万円を計上しております。

なお、この事業につきましては、国からの事業採択が5月22日であったことから、今回の補正予算による計上とさせていただいております。

続きまして、第98号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明いたします。

「保健事業費について」というところでございますが、本事業は、国保保険者であります都道府県及び市町村に対しまして、医療費適正化等の取組を推進するための予防・健康づくりに関する事業を強力に推進するよう、国が今年度、保険者努力支援交付金を大幅に拡充したことに伴いまして、県内の市町が実施する保健事業を支援することを目的に、これも全額国費を財源といたしまして、総額1億2,518万2,000円を計上するものでございます。

この交付金制度につきましても、昨年の年末に国から予算の増額が示され、年が明けて3月に交付要領の案が示されるといったスケジュールでございましたことから、今回の補正予算による計上とさせていただいております。

主な事業内容といたしましては、資料の裏面の方になりますけれども、1つ目、予防・健康づくりの周知啓発をはじめ、2番目から4番目のところにつきましては、市町が実施する保健事

業に必要な人材の確保や派遣、有資格者を対象とした専門研修の実施、そして5番目でございます国保データベース等を活用して実施する医療費と健康課題に関する要因分析等を基にした医療費面でのハイリスク者の抽出や効果的な保健指導等の企画・検討、そして6番目でございますモデル市町として、新上五島町における効果的な保健指導プログラムの開発、こういったことを実施することといたしております。市町が実施する保健事業の支援に努めていくこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【伊藤医療政策課長】新型コロナウイルス感染症対策について、右肩に医療政策課と書いてある資料をご覧ください。

第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」及び報告第19号「知事専決事項報告『令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）』」のうち医療政策課分について、お配りしております補足説明資料に基づきましてご説明をいたします。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算を踏まえ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を積極的に活用し、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制や医療提供体制のさらなる拡充、充実を図るため、早期に必要な予算を計上させていただいております。

まず、検査体制の拡充についてでございます。

1、PCR検査機器等の整備ですが、これは検査体制のさらなる拡充を図るため、長崎大学病院が1日に1,000件の検査を可能とする自動

処理技術開発を進めるために必要なPCR検査機器等の整備を支援するとともに、医療機関や検査機関等におけるPCRやLAMP法の検査機器などの整備を支援しようとするものであります。

次に、2、CT検診車の整備ですが、これは感染症発生時に、現地において速やかにCT撮影ができる体制を構築するため、長崎県健康事業団が導入するCT検診車の整備を支援しようとするものであります。

3、臨床検査技師に対する研修の実施については、検査体制の拡充に伴い、PCR等検査に必要となる検体採取を行うことができる臨床検査技師を育成するための研修を実施するものであります。

次に、医療提供体制の充実についてでございます。

まず、1、緊急時に対応した地域医療体制整備事業ですが、これは新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる重点医療機関等に対する支援を実施しようとするものであります。

具体的には、（1）新型コロナウイルス感染症患者のために確保した病床の空床確保料に対する補助を実施するとともに、（2）高度医療向け設備等の導入に対する支援等を実施するものであります。

次に、2、人工呼吸器等の整備ですが、これは重症患者などを受け入れる医療機関に対して、人工呼吸器や体外式膜型人工肺（ECMO）の導入を支援しようとするものであります。

3、地域医療確保・継続支援事業ですが、これは新型コロナウイルス感染症を前提とした地域医療体制の確保・継続を図るため、医療機関等が行う院内感染防止対策や診療体制確保等の取組に対する支援を実施しようとするものであ

ります。

具体的には、（1）救急・周産期・小児医療機関における感染防止対策等を支援するとともに、（2）県内全ての医療機関・薬局等における感染防止対策等を支援するものであります。

最後に、4、軽症者等向け宿泊療養施設の確保は、感染症患者が増加した場合などに備え、医師が入院療養の必要がないと判断した軽症者や無症状の方が療養するための宿泊施設を確保するものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【中村障害福祉課長】お手元の資料、右上に令和2年度6月追加補正補足説明資料、障害福祉課と書いてある資料をご覧ください。

令和2年度追加補正予算のうち、障害福祉課関係部分について、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明申し上げます。

まず、1の施設職員への慰労金支給については、障害福祉施設・事業所の職員分として、12億2,985万6,000円を計上しております。

詳細については、記載のとおりであります。

次に、2の就労系障害福祉サービスの活性化について、2,500万円を計上しております。

これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けている障害者の就労を維持・確保するため、就労系障害福祉サービス機能の強化を図るもので、事業内容は、生産活動の存続に必要な固定経費や施設・設備のメンテナンス経費、新たな販路拡大に要する経費などを補助することとしております。

2ページ目をご覧ください。

3の自殺防止に関する相談体制の強化について、200万円を計上しております。

これは新型コロナウイルス感染症による経済活動等への影響を踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため民間団体が実施する電話相談等の自殺防止に関する相談体制の整備等を支援するもので、事業内容は、相談員の3密を避け、相談体制を確保するため、マスク、消毒液、相談ブースの間に設置するビニールシートやテレビ会議システムなどの導入に要する経費等を補助するものです。

以上をもちまして、障害福祉課の補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【今富こども家庭課長】こども家庭課所管の補正予算のうち、主な2つの事業につきまして、補足してご説明いたします。

表題が、「ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給について」となっております資料をご覧ください。

まず、母子家庭等対策費1億4,456万6,000円についてですが、本事業は、補助率10分の10の国庫補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により子育て負担の増加や収入の減少が生じておりますひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給するものでございます。

事業内容としましては、(1)の基本給付としまして、 から までの3種類の対象者がございまして、 は児童扶養手当受給者、 は公的年金等との受給調整により児童扶養手当を受給していない方、 はこれまでは受給対象外で

あったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近の収入が受給対象となる水準に下がった方でございます。

は、申請なしに8月末までに、 と つきましては、申請に基づき、できるだけ速やかに、1世帯当たり5万円、第2子以降、1人につき3万円を支給するものでございます。

(2)の加算につきましては、 、 のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少しているとの申し出があった方に対し、1世帯当たり5万円を追加して給付するものでございます。

なお、申請手続きにつきましては、来年の2月までを考えており、 、 の対象者に対しましては、毎年8月に行っております児童扶養手当の現況確認時に併せまして、市町の窓口で加算の対象とならないかの確認を行いますとともに、県の全世帯広報誌への掲載をはじめ、市町と連携しながら周知に努めてまいります。

次に、2枚目の資料、「健やか親子サポート事業について」をご覧ください。

本事業は、補助率10分の10の国庫補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦に対する、分娩前のウイルス検査の費用を補助するとともに、感染した妊産婦に対し保健師等による電話や訪問などの支援を行うものでございます。

事業内容としましては、(1)のウイルス検査につきましては、希望する妊婦に対しまして検査を実施するため、保険適用外となることから、検査費用は2万円で積算しております。

また、(2)の妊産婦への寄り添い型支援につきましては、感染していることが確認された妊産婦について、本人の希望を踏まえ、保健師等による訪問や電話相談などで継続的に寄り添

い型のケア支援を実施するものでございます。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】補足説明、ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算及び予算にかかる報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】それでは、縦型の説明書の追加1の3ページのところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染リスクを抱えながら、医療機関や介護・障害福祉施設等に勤務する医療従事者や職員に対しての慰労金の支給ということでございます。記載のとおり、医療機関に約40億円、介護施設・事業所等に28億円、障害福祉サービス施設・事業所に12億円ということで、大変大きな金額でもありますし、県民の生活に直接影響する事業でございますので、何点か確認をさせていただきます。

まず、医療機関等についてでございます。40億9,602万円ということで積算がされているということは、もう既に対象の医療機関の数、そして医療従事者の数は把握をしておられると思いますが、その詳細について、お尋ねをいたします。

【加藤医療人材対策室長】医療従事者に対する慰労金についてのご質問でございます。まず、今回のスキームにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。国が示しておりますスキームでございますけれども、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来の設置医療機関、PCR検査

センター等に勤務し、患者と接する医療従事者、職員に対しまして、最大20万円という給付です。あくまでも、患者と接する職員が対象だということでございます。こういった役割を設定された医療機関のうち、実際に陽性患者の診療を行った医療機関の従事者が1人20万円ということになっております。

役割を設定されているんですけれども、実際に陽性患者を受け入れていない医療機関の従事者が10万円、その他の病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務する医療従事者は5万円ということになっております。その他の5万円の対象の医療機関であっても、実際に陽性患者を受け入れた場合は20万円ということになっておりまして、結局、全ての医療機関の従事者で、実際に患者に接する方に対しては、全員に支給をするというスキームになっております。

これにつきましては、対象期間が、陽性患者の1例目の発生日からということでございますので、長崎県の場合は3月14日に発生しております。3月14日から6月30日までの間に10日間勤務した人に対して全員に支給をするというスキームで、医療の場合は、4万8,530人に対する予算を計上しております。

【松本委員】医療従事者が多岐にわたり、4万8,530人ということで、かなりの数になりますし、今、答弁の中にありました20万円、10万円、5万円というふうに、いわゆる新型コロナウイルス感染症に接触したところが一番重点的に20万円、それ以外は10万円、5万円ということで、この辺のすみ分けというの、もちろん、当然どれだけの頻度で新型コロナウイルス感染症に関わったかということになると思うんですけれども、これから予算が通過された

ら、そういったところの事務に入るわけでございます。

では、実際にスキームとして、予算通過後に、確認しましたら医療機関だけでも2,288件あるということで、膨大な事務量にもなりますし、またその事務等で多くの県民の方が関わっていきます。実際にその事務や審査について、どのようなスキームをお考えか、お尋ねをいたします。

【加藤医療人材対策室長】現在、国の方でも、そういった事務手続の調整をされております。関係者との協議等をされておまして、まだ確定ではございませんけれども、現在、国の事務連絡によりますと、基本的には、医療従事者の方が医療機関に対して請求の委任をする、委任状を出すと。医療機関から県の方に申請をして、県が審査をして、交付決定をして、支給をするという流れが原則だというふうに考えられていると聞いております。

【松本委員】ということであれば、やはり医療機関がしっかりと認識をして、そして手続を踏まないと、自分で申請を上げなければいけないわけですから、その辺の事務手続はもちろんしなければいけないし、あと受け入れる方も、多分、ほぼ全部受けると思いますので、2,000件以上のものを、対応が大変になってくると思いますので、まずは関わっている方々、医師会関係等にもしっかりその周知を、予算可決後に、こういうスキームで進めますよと、こういった手続が必要になりますと。一番気になるのは従事者の方々ですので、その方々が、自分であるのではなくて、あくまでも代表者の病院であれば院長とか、要は、施設で手続をするということで進めていくというような説明をしっかりと整えていただくのと、あと時期ですね。給付金の

時ももめましたけれども、まだもらっている、もらっていないとかいうので、そこはやはり関心が高いところでございますから、どういうスキームで、どういう時期で、どれくらいの時期に給付というような形も詰めて周知していただきたいと思います。

同じように、介護についても、かなりの数になると思います。介護職員に関しては、約28億6,453万円という予算がついていますが、どれくらいの規模、どれくらいの事業所を想定されているのか、お尋ねいたします。

【尾崎長寿社会課長】今回の慰労金につきまして、介護の方につきましては、県内の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員が対象となります。予算の積算に当たっては、県内の入所、通所、訪問、全ての介護サービス事業所約3,300事業所ございますけれども、そこに従事されている職員の合計5万6,000人を対象として計上させていただいております。

【松本委員】医療よりも多い3,300事業所の5万6,000人ということでございます。直接新型コロナウイルス感染症と接触された方が20万円で、それ以外が5万円と伺っておりますが、福祉の場合だと、仕事が多岐にわたります。ですから、どこの部分までがその対象になるのか、例えば、送迎をする運転手、調理の方とか、また直接接しない事務の方はどうなるのかとか、そういった疑問が現場内でも出てくると思うんですが、その辺に関しては、しっかりとすみ分けをされているのでしょうか、お尋ねします。

【尾崎長寿社会課長】現在、国から対象者の定義として示されているのは利用者と接する職員との記載のみで、具体的な職種の提示がないところでございます。国に、対象となる具体的な職種を確認いたしまして、今後、事業所の方の

申請に当たっては、対象となる職種をしっかりと示して取り組んでまいりたいと考えております。

【松本委員】ここは同じ施設内でもらえる人ともらえない人がいるというのは、以前にも同様の事業でトラブルがあったというのを伺っています。そのところで接触するという可能性は多岐にわたると思うんです。ですから、しっかりと国に確認を取って、事前に説明をしていただいて、というのが5万6,000人も対象がいらっしゃいますから、5万6,000人と計上しているということは、ある程度、想定して積算をしていらっしゃると思いますので、現場が混乱することがないように、予算通過後、確認をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、障害福祉サービスのところなんですけれども、ここに関しては、職員1人当たり、接触された方が20万円、それ以外の方が5万円ということでしたが、ここで私が気になるのは、一般質問で山下議員から、就労系障害福祉サービスに対して、職員はいいんですけども、障害をお持ちの方々にとって、今、仕事が減っているという話を伺いました。医療、福祉と違って、就労系の障害福祉サービスの場合は、仕事がないと、結局、運営が回らない。社会福祉法人とかは安定しているんでしょうけれども、特に、NPO法人等のぎりぎりまで運営しているところに関しては、職員の給付があっても、仕事がないと持続ができない。今回、先ほど説明がありました就労系障害福祉サービスの活性化、福祉サービスの提供体制の確保ということで事業が2,500万円国保で上がっております。こちらに関しては、生産活動の持続に必要な固定経費、施設設備のメンテナンス等になっていきますが、気になるのは、仕事がない状

態の中で、固定経費だけ補助を頂いたとしても、受注する仕事がないと、結局、存続が厳しくなると思うんですが、そちらの方に関しての認識はどのようにお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

【中村障害福祉課長】固定費だけ補填しても、仕事がないと存続は難しいのではないかとというご質問についてなんですが、県の方といたしましても、これは一般質問でもご回答した内容ですけれども、3月から、共同受注センターを通じまして、マスクを約1万枚発注しております。今回のこの補助金につきましても、固定経費の方に補助することによって、全体として収入が増えた格好になりますので、就労者への賃金の方にも実質回っていくということをお国の方は話しておりますので、そちらにも使えるのではないかと、それ以外に、今後も、関係団体とお話ししながら、必要な支援について検討してまいりたいと思っておりますけれども、県の方でも、官公需のこともございますので、そのあたりについても、特に、長崎県社会就労センターとか、そういった関係団体と情報交換をしてまいりたいと思っております。

【松本委員】山下議員の一般質問を聞いていて驚いたんですけども、今おっしゃったように、県の方で仕事をつくっていくということも大事だと思いますし、マスクの1万枚の発注というのは大変大きな意味があると思います。データによると、障害者就労施設に県が調達する金額が九州でワースト2位ということで、長崎県が2,786万円ということの資料を頂きました。しかし、近くの宮崎県は1億274万円ということで、かなりの開きがあります。ここは長崎県障害者共同受注センターに発注をするということですが、本県におきましては、条例もし

っかりつくっております。そういった意味でも、今回、職員に対しての給付でありますし、固定経費の給付というのも大変ありがたいんですけども、引き続き、この2,700万円というのが平成30年度ですから、この金額を増やしていけるように、さっきのマスクの1万枚もそうでございますが、仕事も県の方から調達できるように配慮をいただくことを要望しまして、質問を終わります。

【下条委員】 皆様、お疲れさまでございます。

私も、今、松本委員がご質問された慰労金の支給について、お尋ねをいたします。内容が重複する分は割愛をして、端的にお尋ねをいたします。

まず、質問に入る前に、今回のこの感染リスクがある中、率先して新型コロナウイルス感染症に従事していただいた看護師の皆様に対して、国の4月補正予算で診療報酬を増額していただいて、危険手当というような形で対応していただいた、これに大変感謝をいたします。今回の慰労金の支給についても、医療従事者、介護施設、障害福祉、多岐にわたって対応していただいており、こちらも本当に感謝を申し上げます。

私も松本委員と同じようなご質問を考えておりましたけれども、委員がご指摘された点を十分留意して進めていただきたいと思います。私は、端的に、整骨院について、この対象になっているかどうかというところに絞って質問させていただきま

す。

4月17日に、佐世保市において、整骨院でも感染がありました。先ほど、加藤医療人材対策室長がご説明をされました医療機関の中に、整骨院等の診療所が含まれているかどうか、ご確認をいたしたいと思います。

【加藤医療人材対策室長】 今回のスキームの中

に整骨院が入っているかということでございますけれども、国の方に確認いたしましたところ、医療機関ではない施設、施術所は対象外ということで聞いております。ただし、医療機関に勤務をされております柔道整復師であるとか、あんまマッサージ指圧師、そういった方については支給をするということで、今回、予算は計上しております。

【下条委員】 ありがとうございます。

佐賀県が6月補正予算で出しているんです。これは慰労金ではないんですけども、支援金ということなんです。あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう及び柔道整復師を行う施設ということで、どうしても密接に患者さんと接触をしてしまうという職業、そして現場のお客さんの声も、これは医療診療なので、なかなか事業が再開されないのであれば困ると、そうしないとちょっと体調がというようなお声も聞いております。こういった支援で、佐賀県は1施設当たり10万円出ております。

今回の新型コロナウイルス感染症によって、長崎県においても、この佐世保市の事例において、県の休業要請から対象も外れており、休業対象の協力金ももらえない中で、安全を確保するために自主的に休業なされたというような形で、事業的にも非常に苦しいというようなお声を聞いております。今回の件は国の支援ということなんですけれども、今後、県のほうでこういった医療診療機関、柔道整復師施設に何か支援というか、サポートを考えておられるか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】 整骨院等、あんま、はり、きゅうの関係の事業所につきましては、確かに今回、県の休業要請の対象になっていなかったということで、協力金の対象にもなっておりま

せんでした。基本は、ほかのサービス業の事業所と同じようなスキームの中での支援という形になります。確かに利用者の方と接する機会が多いということで、自主的に休業されたというところもあろうかと思いますが、その支援につきましても、特にこの業種だけということになりますと、ほかの業種との関係もございまして、今のところは検討していないところでございます。

【下条委員】 ありがとうございます。

なかなか他の業種との整合性というものはあると思うんですが、事例としまして今回、佐賀県を出しましたが、他の地域、市町、県も、角度は違うんですけども、やはり支援という形で取り組まれております。ぜひ、現場の皆さん、柔道整復師の皆さんの声を聞いていただいて、何かしらのサポートをして、事業の継続に対して支援をしていただきたいと思います。

もう一つ、私も、さっき松本委員が言われた事務手続、大変膨大な数になると思います。介護施設の皆さんにお話をしても、自分たちはどうなんだ、対象になるのかなというようなお話があったり、様々なお話を聞いております。

私は、1点だけ、この事業手続のスキーム等で、今回、医療機関の代表が申請をして、それから職員にそういった形で配布をするというような流れになると思いますが、不正はないと思いますけれども、松本委員も説明されましたが、しっかり医療機関から職員に対して説明するとともに、県としても、しっかり職員の皆さんに行き渡るような何か事務手続等で取り組まれているか、お尋ねいたします。

【加藤医療人材対策室長】 現在は、抑止という意味では、委任状ということで、医療従事者からきちんと申請をするんだという意思表示をし

ていただいて、それを取りまとめるということで、医療機関の中で、不正じゃないんですけども、そういったことをするというのは予防しようと考えております。

あと、皆様にきちんと周知をするということが大事だろうと思っておりますので、あらゆる媒体を使った周知であるとか、あとは関係機関の方にきちんとご説明をして、皆さんがこの制度を知っていただくという取組を進めていきたいと思っております。

【下条委員】 ありがとうございます。今、医療人材対策室長が言われたように、私も、周知が重要で、周知、ご案内をしていけば、そういったことが起こりにくいと。委任状も頂くということでなされていますので、しっかり皆さんに、対象も含めて、その中で、自分はもらえない、私はもらえたということがないように、ぜひこの予算が通過後、しっかり対応していただきたいと思います。

大変ありがたい支援ですので、こういった形でこれからも医療機関、介護施設、障害福祉、様々な支援をしていただきたいと思います。

【堀江委員】 まず、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」の福祉保健部の横長資料の追加1の8ページ、生活福祉資金貸付事業費。私が申し上げるまでもなく、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等で収入減となっている世帯が生活資金として借りられるという特例措置なんですけど、今回の6月の追加補正で7億7,100万円なんですけれども、これは2月の補正から始まっているんですけど、これまでに、どれぐらいの追加補正があったのか、関連して、まずそこから教えていただけませんか。

【猿渡福祉保健課企画監】委員おっしゃるとおり、2月補正から積み増しをしているところですが、今回の6月追加補正を含めまして、13億200万円の積み増しをしているところでございます。

【堀江委員】 これまで13億円ということですが、これまでの申請件数は分かりますか。

【猿渡福祉保健課企画監】 6月21日現在になりますが、今回の特例資金につきましては、緊急小口資金と、その後の総合支援資金、2つございますが、その2種類の件数としまして合計で3,058件、貸付決定額としまして6億7,241万9,000円となっております。

【堀江委員】 3,058件、これは申請件数ですが、決定額は今言われましたが、決定件数はどうなりますか。要するに、申請した人が、多分、いろんな事情で、全てではないと思うんですけども、決定額を教えてください。

【猿渡福祉保健課企画監】 ただいま申し上げましたものが貸付決定した件数で、申請件数につきましては3,382件となっております。金額につきましては、7億6,284万9,000円となっております。

【堀江委員】 3,382件の申請があって、3,058件の決定ということですね。そうしますと、差が300件ぐらいありますけれども、これはどういうふうにとったらいいのでしょうか。いろんな不備があったかと思うんですが、内容を教えてください。

【猿渡福祉保健課企画監】 6月21日現在で申請を受けたものについては、現在、手続中のものもでございます。結果的に貸付けが決定されなかったものについてご説明いたしますと、世帯に対する貸付けになりますが、今回、会社経営者で法人としての収入減に対する貸付けの請求で

あったり、あとは世帯重複、同一世帯で複数の方の申請があったもの、そういったものが貸付け決定外となっております。

【堀江委員】 いずれにしても、この制度は特例貸付けということで、上限額であったり、それから返済時点で所得減少したまま変わらないということであれば返済免除ということのこれまでの生活福祉資金とは違う特例貸付けですので、多くの県民の皆さんに、返す内容ではありませんけれども、生活で今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大変だという方については、広く周知をして、利用できるようにしていただきたいということをおきに要望しておきたいと思っております。

福祉保健部の最初の横長資料の98号議案、14ページの歳出、国保の特別会計で質問いたします。国保・健康増進課長が縦長で特別会計の1億2,518万円の中身を説明されました。それで、裏面に、どういう事業をするのかというのを書かれているのですが、これはある意味、必要な事業だと思うんですけども、歳入のところの保険者努力支援交付金は、文言どおり言うことで、例えば、栄養士の登録とか、派遣事業、かかりつけ医に対する研修事業とか、必要な事業だから、どこの自治体にも出しますよということではないということなんですか。

【永峯国保・健康増進課長】 保険者努力支援制度につきまして、少しご説明をさせていただきます。この制度につきましては、国保の被保険者の方々の疾病予防あるいは健康づくりを進めていくために、保険者でございます都道府県あるいは市町村の事業の推進を促していこうというようなことで、国が制度を設けたものでございます。平成30年度、国保の都道府県化と併せ

て本格実施がなされたものでございまして、中身といたしましては、具体的に保健事業を実施いたします事業費と、その事業を実施することによって出てくる成果と申しましょうか、例えば、特定健診の受診率であったり、あるいは糖尿病の重症化予防の取組状況、そういったものに基づいて、これを国のほうが自治体ごとに評価いたします。その上で、点数化まで行った上で、その獲得点数に応じて、各自治体に交付金を配付するというような仕組みでございまして、それぞれの自治体に対して、事業費と併せてインセンティブを付与しているというような制度になっております。

【堀江委員】特定健診の受診率が上がりましたと。一定その受診率がここまで来ないと、この交付金は出しませんよと、平たく言えば、そういう交付金ですか。

【永峯国保・健康増進課長】それぞれの項目によって点数化のルールというのはございますが、例えば、特定健診の受診率がこの割合であれば、点数は何点ですよというようなものが率に応じて決まっていると。そういった点数を全て合計して、自治体の合計点数を決めると、そういったような流れになっております。

【堀江委員】保険者努力支援制度というのは、新たなペナルティーではないかという指摘もあります。これまでの保険者努力支援制度では、自治体の国保行政を国の配点基準に沿って採点をしてきて、例えば、法定外繰入、国保税を安くするために、それぞれの自治体が一般会計から国保の特別会計に繰入れすることについては、繰入れ解消を指導する都道府県を加点する程度にとどめてきたと。ところが、2020年度からは、法定外繰入をやめた市町村を加点した上で、継続する市町村は減点し、予算を削減する。つま

り、保険者努力支援制度という制度のもとで、国が、法定外繰入をするなということで、しなかった市町村には加点して交付金をやるけれども、繰入れをそのままやったところには、減点して、この交付金をやらないというふうな仕組みになっているのではないかという指摘がされているのですが、この点については、どう見解をお持ちですか。

【永峯国保・健康増進課長】確かに今年度から、赤字補填を目的とした法定外繰入を行っている団体についてはマイナス評価があったりというようなことが加えられているということはございますが、基本的な考え方といたしましては、ペナルティーというような表現もございましたが、先ほど申し上げた事業費に応じて配分される予算と申しますのが国全体で、都道府県分、市町村分合わせて1,000億円ございます。それが今年度、拡充されて、合計で1,300億円という状況になっているのですが、その1,300億円という予算枠はそのままに、その枠の中で、それぞれの団体に配分の差配をしていくというようなこととございますので、そこがよりめり張りを利かせた上で、それぞれの団体の取組を促すと、そういう要素が強くなってきているというところとございまして、ただ目指すところは、住民の方々の健康づくりをしっかりと進めていこうというようなこととございますので、高齢化社会を見据えた上では、そういった動きというものも必要ではないかと考えているところでございます。

【堀江委員】めり張りをつけた予算の配分、いかに高齢者の皆さんの健康寿命を維持するのにどうするかということで、私は必要な予算だと思うので、そうであれば、そういうふうにいけば競争させて、上位のところはやるよと、ここ

までやったらやるよというような予算の仕方というのはいかななものかと思っておりますが、質疑ですので、この程度にとどめます。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中山委員】第108号議案で総括的な観点から幾つか質問します。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策においては、想定外の事案もあったと思っておりますが、こういう中で頑張っていただいております中田福祉保健部長、そして伊藤医療政策課長をはじめ職員に、まずもって心から感謝を申し上げたいと思います。

併せて、この経験が2波、3波に対して大きな抑止力になっていくのではないかとということで、これを一つ含めながら、具体的にお聞きしたいと思います。

このたびの検査医療体制の充実並びに医療提供体制の充実、先ほど、松本委員、下条委員等からありました医療従事者等に対する慰労金の問題を含めて200億円程度あると思っておりますが、強化するということとか、予防、また感染対策を拡大強化する、防止を強化するということはよく分かるのですが、果たして、どの程度の感染者が出た場合に対応できるのか。例えば、1日当たりどの程度なのか、1週間当たりどの程度なのか、そして1か月当たり、どの程度の感染者に対応できるものと思っているのか、その辺が分からないものですから、もう一つ安心感が取れないわけでありますので、それについてご説明いただければと思います。

【伊藤医療政策課長】検査体制と医療提供体制につきまして、現在の体制を拡充したいということで、今回、予算をお願いしているところでございます。

まず、検査体制につきましては、現在、1日

に634件検査ができる体制を取っております。今、検査の体制の整備の考え方といたしましては、今までは、県内の8つの医療圏がございまして、各医療圏の中で一定検査ができる体制を整えていくということで、検査が可能な医療機関に対する検査装置の導入を進めてまいりました。今回お願いをしておりますのは、まずは長崎大学の1日1,000件検査できる体制を整えるということですが、この部分につきましては、今回、コスタ・アトランチカの関係で600件を超えるような検査を早急にしなければいけないという状況もございました。こういうクラスターへの対策のためには、やはり一定1か所で大量の検査ができるという体制も必要だということ、あるいは今、実際検査ができる体制がある医療機関については検査装置を入れておりますが、それ以外の医療機関で検査が必要な場合に、お願いできる検査機関、その位置づけという意味合いも込めまして、長崎大学の検査体制の拡充を支援しているところでございます。

医療体制につきましては、もともとは感染症指定医療機関10病院、38床しかなかったものを、この体制では、感染者が発生した場合には、すぐに満床になる可能性があるということで、各医療圏ごとに医療機関等関係者の皆様にお集まりいただいて、体制の拡充を図っているところでございます。3月には102床、現在、ピーク時には307床確保していただけるような体制を取ってまいりたいと思います。

この体制を取るためには、一定病床の確保のための空床補填でありますとか、あるいは施設設備の整備、感染防護対策が必要ですので、まずこの307床を確保していただいた医療機関に対する支援と、もう一つは、感染がピーク時に

なりますと、その医療機関以外の医療機関にも感染疑いがある方含めて受診をされる可能性が高まりますので、全ての医療機関に対しまして、一定の感染防護対策を取っていただきたいということで、感染防護対策を取るために全ての医療機関に対応できるような予算措置ということで、今回お願いをしているということでございます。

【中山委員】それは部長説明にあったし、何回も説明を受けているから、ここについては分かるんですよ。私が言いたいのは、総括的にどうなのかと。例えば、言ったように、検査体制を2,040人まで持っていくと言うけれども、発生して1か月間、毎日2,040人対応できるんですか。これは医療崩壊を防ぐための一つの手順でしょう。そうすると、長崎県に134万人おります。その中で、陽性率が0.05%ということで、約700人程度は感染した可能性がある、感染者がいる可能性があるんでしょう。これは2波、3波に向けての対応でしょう。これは204億円かけていて、1日どの程度が何日ぐらい続いた時に医療崩壊を招かないための対策でしょう。そうすると、別の言い方をすれば、重症者、中症者、軽症者がどの程度まで対応できる基礎の部分、前提条件というか、前提がなければ国民は理解しませんよ。人工呼吸器をいくつ作ります、検査をいくつしますと言ったところで、それはあなたたち専門家なら、ある程度、どの程度ということは想像できるかもしれないけれども、我々一般県民は、それだけでは納得いかない。204億円という金を投資した中で、どれだけ安全かということになると、ある程度、このくらいまでは大丈夫ですよという数字を基に、この予算というのはつくっているわけでしょう。だから、その辺の基の数字を出してみてくださいませ

んか。

【伊藤医療政策課長】現在、感染が本当に拡大した際に、どのくらいの医療需要が発生するのかがというところで考えなければいけないと思っておりますが、ピーク時の医療需要につきましては、国が3月6日に示しております中国の武漢市での流行実績を踏まえた計算式を各都道府県に示しておりますので、この計算式に基づいたピーク時の医療需要を基に、目標値ということで、一番ピーク時の入院医療需要というのは約900人という想定で、今、それに向けて整備を進めているところでございます。

ただ、この目標値につきましては、つい先日、新たに厚生労働省から、今回、国内の感染事例を分析いたしまして、新たにピーク時の医療需要が幾らかというところを各都道府県で検討してくださいということで、今まさに国から検討の指示が当たっているところでございますので、この国の考え方を基に、県内の感染症の専門家あるいは医療機関等の皆様をメンバーとする新型インフルエンザ等対策会議という会議体がございまして、ここにお諮りをしながら、900床に代わる新たな目標値につきましても、早急に検討してまいりたいと思っております。

【中山委員】それでは、国から示されたピーク時の900人、それについて国内の感染状況を見て、それを膨らませていくかどうかについては検討していくということでありまして、一つの目安は出ました。

そこで、このピークの900人というのは、どういう意味なんですか。1日で900人なんですか。その前提はあるんでしょう。一遍で900人ということはないでしょう。そうすると、ピーク時に900人になっている意味は、その他の感染者数というのは、どの程度なんですか。

【伊藤医療政策課長】感染のピーク時の数字ということで、一番病床が必要な時点で何床要るかというところでございます。計算式で計算をいたしますと、これは2,700という数字になります。この2,700という数字が、なかなか県内の病床確保が難しいということで、現在、当面は、その3分の1である900を目標ということで整備、調整を進めているということでございます。

【中山委員】これは想定があるので、2,700からすると、まだ1割程度じゃないですか。長崎県は医療県とも言われているわけですから、そういう蓄積した力はあると思うんです。病院等はあるのだから、あとはよくよく話をして、それに対する支援策なりを具体的に、想定外もあるのだから、できるだけ早く一つの基準を達成するように、少なくとも、3分の1を達成するように取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

それと、このたびの補正予算も含めて、災害等も発生して、仮に、先ほど言ったように、ピークが900人程度ということに対して対応したいということでありましたけれども、そうすると、今までのマスクとか、その他の備蓄品、これは現状どうなっているのか、それと、これに合わせて備蓄品を増やすというか、これを見直す必要はないのかと思うんですが、その辺の考え方はどうですか。

【伊藤医療政策課長】もともと医療機関が行う感染症対策のために、従来、県の方でマスク等の備蓄をしておりました。この備蓄分につきましては、もう既に放出をしております。その県の備蓄分以外に、国からの提供分、あるいは今回新たに県が購入した分を含めて、今、医療機関に対して、計画的に提供をしているところでございます。

マスクでいきますと、今、実際に各医療機関に配布しております枚数でいきますと、約180万枚程度、既に提供をしているところでございます。今月中には、さらに50万枚提供したいと思っております。

提供するとともに、県の方でも一定の備蓄が必要かと思いますので、今、新たに購入した分から、当初の備蓄分以外の約28万枚を備蓄しているという状況でございます。

【中山委員】今、28万枚また備蓄しているということでありましたけれども、ピーク時を想定していくならば、マスク以外の備蓄品があるでしょう。その辺のこれに合わせた見直しというのは当然確認しなければいけないけれども、まず見直しをして、数字を設定しないことには準備できないだろうし、供給しながら備蓄していくというか、2つのことを考えるのだけれども、ピーク時に合わせた備蓄の見直しについては先ほど触れませんでしたけれども、何か考えはないのですか。

【伊藤医療政策課長】今、備蓄の目標ということでは設定いたしておりません。まず、入手が困難な状況が続いておりますので、今は、あらゆる手段を活用してマスク、ガウン等の感染防護資材を県の方でも確保いたしまして、確保でき次第、できるだけ早急に医療機関の方に提供するというような作業を続けております。

今後、国が示した国内の感染実績に基づく新たな目標値を設定いたしてまいりますので、その目標値を踏まえた感染防護資材の確保量につきましても、今後検討してまいりたいと思います。

【中山委員】ぜひ、それは並行して検討しなければいけない問題ですから、やってほしいと思います。

少し小さいことになりますけれども、マスクについて、県内で生産できる供給体制というのは、どの程度あるんですか。先ほど、1万枚頼んだような話もされましたよね。

【中尾福祉保健課長】県内でどれくらいのマスクの供給体制があるかということは、申し訳ありません、承知をしております。

【中山委員】いざとなった時には、やはり近場が一番いいですよ。どの程度供給体制があるのか、可能性を含めて、場合によっては、要請もしなければいけないわけでしょう。それについて現状について調べて、万一の時には、ぜひ活用していただくように要望しておきたいと思えます。

それと、ピーク時900人、これは恐らく、長崎だけでは対応するのは困難じゃないかと私は個人的には思うんだけど、そうすると他県、九州各県とか、そういう場合の医療体制の強化というか、相互支援、これについて、どの程度しているのか、そしてこれについて、どういうふうに取り組もうとしているのか、最後にお尋ねしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】各県で対応するということところが基本になるかと思えますが、九州各県、近県を含めて、どういう連携ができるかということで、九州知事会等の中でも今、検討しているところでございます。例えば、検査体制であれば、一定余裕があるところが、ほかの県の検査を引き受けると。長崎県の場合でも、大分県でクラスターが発生した際に、長崎県で検査をした事例もございます。どういう連携ができるかということにつきましては、今、九州知事会、あるいは九州各県の担当課の方で検討を進めているというところでございます。

【中山委員】九州知事会でそういう話があった

というのは聞いておりましたけれども、担当を指導して、各県で、検査が強いところとか、いろいろその特徴があると私は思うんです。いざとなれば「九州は一つ」という考え方があるわけでありますから、当然、長崎県で最大限のところをやる、しかしながら、それを越えるような問題が発生した時には、やはり佐賀県なり、熊本県なり、力を借りなければやっていけないと思うんです。それを含めて、伊藤医療政策課長も大変だと思いますけれども、ぜひ皆さん方、力を合わせて、いろいろ手分けして、想定外を含めて、万全の体制で取り組んでいただきますように要望しておきたいと思えます。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大場委員】1点お伺いをいたします。障害者一般就労・工賃向上支援事業費について、2,500万円の増額となっておりますが、先ほど松本委員、一般質問の中でも非常に厳しい現状が述べられております。今回、2,500万円の増額ということですが、まずは少し詳しい内訳をお示しいただきたいと思えます。

【中村障害福祉課長】2,500万円の内訳をというご質問でございますが、国の方から、こちらの詳しい内容は、実はまだ示されておりません。うちの方で把握している情報として、上限が50万円だという事前情報がありましたので、それに基づきまして、国全体の予算規模を勘案して、国全体の施設数、それらから推測して、当県分として2,500万円という数字を出しております。

補助の内容につきましては、先ほどご説明した内容と重複いたしますけれども、生産活動の存続に必要な固定経費、施設設備のメンテナンス経費、それ以外に、通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大に要する経費といったものも補助の対象になるというように聞いて

ております。

【大場委員】説明のとおりで、これからだろうと思うんですが、現状としては非常に厳しい状況が続いているということを訴えられております。ご紹介なんですけれども、長崎県社会就労センター協議会が3月から5月までの状況をアンケートで取られておりますが、6月に集計をされておまして、その中で、非常に厳しい状況というのが浮き彫りになってまいりました。3月から5月までが前年同月をしたところ、一部増収した事業所はあるものの、25事業者、約70%は減収の施設であるということです。3か月の平均、1事業所当たり、11.6%の減収があるということです。これを平均工賃に直しますと、昨年の平均工賃が1万4,521円ということで割りますと、各事業所、12.3人分の工賃が減収になっているという実態があって、その主な要因とすれば、イベントの中止、いろんなパンや菓子類などの販売の機会がなくなった、また観光業の不振からお土産品などの菓子箱、そういった簡易な作業等の受注がなくなったとか、そういったことが挙げられております。また、工賃の影響についても、工賃額はほぼ昨年と同額でありながらも収入が少なくなったということで、非常に厳しい現状であるということでありました。

そういうことを踏まえて、今回、1事業所50万円を上限にということでありましたけれども、今回の50万円で、どれくらいそういったものがカバーできるのかということは、どのようにお考えでしょうか。

【中村障害福祉課長】 今回の50万円で、先ほどの工賃の減少の分について、どういったことがカバーできるのかというご質問だと思います。国の方から伺っている話としまして、先ほどの

答弁と重なってしまいますけれども、固定費といたるところにこの補助を充てることができるようになっております。例えば、収入が100万円あった時に、固定費がそのうち半分占めていたとしますと、工賃として分けられるのは、残り50万円から、もともとの材料の仕入れとかを3割くらい引きますと、20万円を各利用者に配分するというような計算になりますけれども、その固定費の部分に補助金が充てられるとなりますと、その50万円の分が工賃のほうに回すことは可能になってくると、そういったことを想定しているということで国の方から伺っていますので、そのあたりに使えるのかなと思っております。

【大場委員】確かにその部分は事業所にとっては非常にありがたいことだと思いますが、それを得て何とか助かる事業所、まだもっともって厳しい事業所があると思います。そういった施設等のお声の中で、先ほども、一般質問の中での答弁にもありましたとおり、マスク1万枚をそういった事業事業に対しての仕事として振り分けてやったという支援策として1つ挙げてありましたが、そういったことでも、事業所とすれば、そういった作業自体も、できるところもあれば、受注できないところもあって、そういったところの格差が非常に広がっているというふうな話をお聞きします。一律50万円ということになりますけれども、そういった格差が生じている状態に対して、何らかの対応が必要だと思っておりますけれども、県として、その辺は何かお考えですか。

【中村障害福祉課長】 1点訂正でございますけれども、この補助金は一律50万円ということではなくて、上限が50万円ですので、それぞれの事業所の困り具合に応じて金額は変わりますし、

事業所に振り分ける数も当然変わってまいりますので、そこは各事業所の困り具合に応じて配分されるというふうにご理解いただければと思います。

その上で、例えば、今回、1万枚のマスクを注文したわけですが、そもそも仕事がなくなっているという状況もございますので、一つには、これからのことになりすけれども、官公需について、障害福祉課としても、県庁各部署に要請をしてみたいと思っております。

あと、仕事が官公需に対応できるかどうかではないと思います。民間の仕事、例えば、先ほどお話ありましたパンを焼いている、大変おいしいパンを作るところもございますので、市場のニーズに対応した仕事を考えていただかなければいけない部分というのはございますけれども、県の方としても、工賃向上セミナーというような事業もやっておりますので、そのあたりは団体の方と一緒に検討してみたいと思っております。

【大場委員】 申し訳ありませんでした、上限50万円です。

答弁いただきまして、そういった中で、一部、いろんな努力をしながらその仕事をということでもありましたけれども、現状を見た時に、そういった仕事が少しずつはよくなったとしても、それが回復の基調に乗るのはまだまだ先だと思っております。そこで、事業所の方々も、何とか工賃の確保だけということでは必死に頑張られております。

他市の例を見ましても、京都市でも、要は、事業所についてもA型、B型事業所があって、A型については、国の雇用調整助成金の活用もできるということで、一定の工賃の確保はできているということですが、それがないB

型に関しては、非常に厳しい状況がやはりあるということで、その厳しいB型事業所に対して、市が工賃の全額補填をするというふうな独自の事業をやられているところもあります。

先ほど、施設のいろんな努力もあって、工賃の向上をするというふうにありますけれども、今の状態が、そこまで向かないということもありますので、今回の2,500万円、さらにこの状態が続くことを見越して、県としては、何らか次の対策も必要じゃないかと思っておりますけれども、その辺のお考えは何かありますでしょうか。

【中村障害福祉課長】 工賃向上あるいは維持のために、京都市で取られているような対策も考えられないのかというご質問だと思います。1つ申し上げたいのは、実は、京都の事業なんです、公費を利用者の賃金や工賃に直接充てるということにつきましては、国の方からは従来、原則として認められていないという状況がございまして、かなり思い切った政策だということで理解しております。

今回の国の方が示しました2次補正における事業でございますけれども、先ほど申し上げたように、固定経費の方に補助を使うことで、間接的に賃金の補填をするといったスキームになっておりますので、そのあたりを活用していくということと、A型事業所と違って、B型事業所の方が特に困っているんだということにつきましては、国の方から、この事業につきましては、特にB型事業所のためにつくったんだということを事前のアナウンスでは聞いております。

今後、県として、さらにどのような支援ができるかということにつきましては、ただいま新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動収入の減の状況とか、今後、工賃の支払い状況

についても調査を行った上で、検討してまいりたいと考えております。

【大場委員】ぜひお願いしたいと思います。京都市が思い切った施策、確かにそうだろうなと思っておりますけれども、ただ、長崎県としても、やはりそういうふうな考えというのはぜひ持っていただきたいということで申し上げさせていただきます。

各事業所で本当に毎日一生懸命お仕事を、工賃をご自身で稼ぐ力というものを付けられておりますが、ご存じのとおり、その仕事内容とすれば、一般の方に比べると、どうしても仕事しやすいものとか、限定的になってしまいますので、そういった限られた中での収入の確保というのが非常に大事だろうと思っておりますので、県としても、そういったところに対して、今、新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ続くことが予想されますので、そういったことはぜひ頭の中に入れていって次の施策を展開していただくことを要望して、質問を終わります。

【川崎委員】連日、感染者の対策にご尽力いただきまして、大変にご苦労さまでございます。

質問させていただきます。慰労金のお話です。先ほども質疑がありましたので、大体理解いたしました。鍼灸師さん、柔道整復師さんについては先ほど見解を述べられましたが、私は、これはしっかりと再考すべきだと思います。休業要請の話がありましたので、確認をしておりましたが、休業要請の対象としないということで県は扱いをされています。特に明示されているのは、国家資格有資格者、こういうところが明確に区分をされているんです。というのが、休業要請をしないカテゴリーに入っていたんですけれども、その後、整体、マッサージに休業要請を依頼した文があるんです。しかし、国家

資格有資格者のところは除くということで、ちょっと分かりづらいかもかもしれませんが、要は、国家資格を持っておられる方については、休業せずに、地域の皆様の健康維持のために頑張っていたきたいという県の姿勢だと思うんです。

そういった中に、皆様方も、鍼灸師さん、柔道整復師さんも、一生懸命地域の皆さんの健康を守っていきこうと、本当にどきどき、はらはらしながら、感染防止にも努めながら仕事に従事しておられる、そのように私も伺いました。

そういったことから、先ほどのようなご答弁では、なかなか不公平感しか伝わってこないんです。せめても、20万円、10万円、5万円のカテゴリーの最低でも5万円のカテゴリーに入るものだと私は思いますよ。だって、なくなったら困る方がおられるわけで、実際、健康保険を利用して治療、施術をやられる方もおられるわけで、立派な地域の健康を守っておられる仕事じゃないですか。そういった皆様方を除外するというその考え方がよく分かりません。国が示しているのはそうかも分かりませんが、県としては、しっかりそこは考えていくべきだと思います。ぜひ、ご答弁をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】国家資格をお持ちだということと、地域の健康を守っているというところが、ほかのサービス業の事業所とは違うのではないかというご意見かと思っております。そこも含めて、少し検討してみたいと思います。

【川崎委員】ありがとうございます。検討してください。

さっき、佐賀のこともお触れになりましたけれども、佐賀の知事さんも、鍼灸師さんは目に障害を持っておられる方が従事をされて、お客さんもなかなか来ないというようなことで大変苦労されている、そういったところに報いた

いというところからの発露であって、財源の出どころは違うんでしょうけれども、そういったところに心を砕いて検討いただきたいと思えます

次に、CT検診車の導入について、お尋ねをいたします。まず、4月20日に、クルーズ船コスタ・アトランチカで大規模クラスターが発生をして、長崎大学に本当に不眠不休でPCR検査、LAMP法でやっていただいて、148名、本当に驚きました。1人も重症化をさせない、死亡者を出さないというところで皆さんも頑張っていたいただきましたし、私も、できる範囲のところは取り組んでいこうと、公明党の秋野参議院議員はお医者さんでありますので、様々アドバイスを頂きながら取り組んでいこうと、連携を取りながらやってきたところですよ。

秋野議員いわく、早期の診断、早期の手当てがやっぱり必要であると。レントゲンじゃ分からない、CTがやっぱり必要であると、そういったところから、移動CTを持ってきて、早期の診断体制を構築してほしいと、そんなようなこともお話しありまして、防衛省の移動CT、あるいは民間のレンタル、こういったことを私どもは書面をもって県に要望をさせていただいたところでもあります。

知事も自衛隊に要請をかけていただいて、防衛省も応じていただいて、5月2日に現地に来て、現地に来たその日に、早速お1人診断をされて、即入院ということから、本当に命を守った大変大事なCT車の役目だったと思うんです。

そういったところから、今回、移動CTの導入についても検討がなされたと思っておりますが、速やかにやっていただいたことは非常にいいことなんですけれども、まずそういった導入決定のプロセスについて確認をさせていただきます。

【伊藤医療政策課長】クルーズ船コスタ・アトランチカ号の対応におきましては、委員ご説明があったとおり、自衛隊に災害派遣要請を行いまして、5月2日から14日まで、現地にCT検診車を配備していただきました。この間、6名の乗組員のCT撮影を行い、このうち3名の方に肺炎の所見を認めたため、市内の感染症指定病院へ救急搬送をさせていただきました。CT検診車の配備によりまして、現地での正確な診断が可能となり、その後の迅速な入院調整や治療につながったと認識しております。また、診断のための医療機関での受診が省略できましたことは、医療機関の負担軽減にも大きく寄与したものと考えております。

これらクルーズ船対応の今回の効果を踏まえまして、今後、機動的な対応が可能となるCT検診車を整備することで、万一、クラスターが発生した場合にも、迅速な現地診断が可能となり、効果的に感染症対策を講じることが可能になるということから、今回、ぜひ導入をさせていただきたいということで、予算要求に至ったものでございます。

【川崎委員】詳しいご説明、ありがとうございました。本当に早期診断に大変貢献する大切な機材だと思いますので、ご活用をお願いします。

その活用なんですけれども、まさに今は新型コロナウイルス感染症のためにこのCT診断車を導入するわけでありましたが、いずれワクチンも出てきて、治療薬も出てきて、落ち着く時が来ると、そう願っているわけでありましたが、そういった時の平時の利用や管理、今回は長崎県健康事業団が購入することに支援をするということではありますが、平時にこういった活用をなさるのか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】今回、自衛隊のCT検診

車を利用させていただいたということで、車だけではなくて、技術者の方も一緒に来ていただいたということが非常に大きかったと思っております。今回のCT検診車という設備、車を導入するだけではなくて、非常時に機動的な対応、運用ができるようにということから、医師や技師の方が常駐しております健康事業団のほうに導入をしていただきまして、県としては、その経費を支援するという形で今回、予算要求をさせていただいております。健康事業団に導入していただきますので、平時につきましては、通常、健康事業団は健康診断事業を行っていただいておりますので、この健康診断に活用していただき、精度の高い結核検診でありますとか、事業所検診、肺がん検診等にご活用いただけるのではないかと考えております。

【川崎委員】ありがとうございます。せっかく多額の予算をつけて購入するわけですから、平時も有効に活用していただければと思います。

そういった中で、ちょっとこういった質問はどうかと思いますが、今、死因究明に当たって、レントゲンとかで、なかなか外観で分からない時に、長崎大学まで運んでCTで診断をして、いわゆる究明をしているということが事実としてあるかと思いますが、そういった活用の可能性ということについてはあるのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今回導入しようとするCT検診車を死因究明のために活用できないだろうかということかと思いますが、今回導入しようとするCT検診車につきましては、今ご説明をさせていただきましたとおり、健康事業団のほうに配備して、かなりの割合で平時も活用していくということを想定いたしておりますので、このCT検診車を死因究明の方に活用するとい

うことにつきましては、現在のところは考えておりません。

【川崎委員】分かりました。こっちはまた別の機会に改めてテーマで質疑させていただきたいと思えます。

次に、軽症者療養施設、10億5,000万円の予算について、お尋ねいたします。以前、長崎医療圏、佐世保・県北医療圏、壱岐医療圏、これは部屋の数ですか、合計163が確保できたということで、なかなか苦勞なさっておられる中に、一定ここまで来たということについては、敬意を申し上げたいと思えます。

今後、この確保する目標と、その目標値の根拠について、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】宿泊療養施設につきましては、入院医療体制の一つということで、無症状の方あるいは軽症の方で、医師が入院の必要はないと判断された方については、医療機関ではなくて、宿泊療養施設で療養していただきたいということでございます。この医療体制につきましては、各医療圏ごとに体制を検討しておりますので、宿泊療養施設につきましても、各医療圏に1施設ずつは設置をして、確保してまいりたいということでございます。

部屋数の目標につきましては、現在、1,000室を目標ということで考えております。その考え方につきましては、なかなかどこまで確保すればいいかということではございますが、各医療圏で必要な室数を積み上げたところ、1,000室というところを目標にしているということでございます。

【川崎委員】先ほど、試算で2,700、これは中等症、重症者も含めてだと思えますが、ピーク時には相当数確保しなければいけないというご説明があった中に、この1,000室というのは高い

目標かと思いますが、第2波に備えて準備をいただければと思います。

そういった中で、1,000室確保するという事になれば、当然、折衝していきながら、今でも利用できますよという状況まで持っていくということが理想なんだろうと思います。そうすると、施設側も、それに基づいて構えておかなければいけないわけで、お客様が既に利用されている中において、軽症者施設だから使わせてくださいと言っても、なかなかそういうわけにもいかないと思います。要は、確保するに当たっては、様々な契約形態があろうかと思うんです。契約をして、いついつから使わせていただきたいということが普通一般であらうかと思います。その契約形態、そして単価等々、どのような形でこの予算が構築されているのか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】宿泊療養施設につきましては、基本的には、その建物を1棟丸ごと借り上げるという形で確保をしてまいりたいと思っております。

その契約額ということで、考え方ということでございますが、基本的には、そのホテルの部屋数に単価と契約期間を乗じた形で契約額を積算するという形で今、契約を進めているということでございます。

なお、1棟丸ごと借り上げますので、その責任者、あるいはそのホテルに入所された方の管理につきましては、全て県の方で行うということで考えております。そのホテルの従業員の方をお願いするということではなくて、県の方で人材を確保して管理をしていくということで考えております。

【川崎委員】 大体分かりました。1棟借りというのが基本ということであれば、今から、観光

も力を入れて、長崎も既にスタートをしているわけです。国もGoToキャンペーンがあります。大臣も、ひょっとしたら春まで延ばすかも分かりませんというコメントを述べられている中で、この確保するという事については、よくよく早急に対応していかないと大変難しい話かと思いますが、ぜひ引き続き、頑張りたいと思います。

必要機材についてお尋ねいたします。なぜ軽症者療養施設が必要なのかということについては、たしか埼玉だったと思うんですけれども、自宅で療養している方が重症化をしてお亡くなりになると、こういうことから、軽症者は、ホテルをしっかりと確保して、そこで管理をしていって、いわゆる重症化をさせない、さらには命を守っていくという取組だったと思います。

そういった中で、前は、パルスオキシメーターをしっかりと配置して、いわゆる血中の酸素濃度、この辺も適宜管理をしていくということについてはご答弁を頂いたところでありますが、クルーズ船で活躍をした健康アプリも療養者の方に持っていただき、またパルスオキシメーターという本当にリアルタイムで状況が確認できるもの、こういったものもしっかり連動して、重症化にならない管理をすべきかと思いますが、その辺の手当てについてはいかがでしょうか。

【伊藤医療政策課長】宿泊療養施設には、体温計、あるいは先ほどお話がありました酸素飽和度等を測るパルスオキシメーター、この機材を配備することとしております。

宿泊施設に入所した療養者の毎日の健康管理につきましては、宿泊施設に県のほうが配置をいたします看護師が電話等で体温等の確認をしながら管理をしていくということで今、想定を

しているところでございます。

今回、コスタ・アトランチカ号で活用いたしました健康アプリにつきましては、宿泊療養施設の入所者の健康管理にも活用できるものかと思いますが、現在、厚生労働省が宿泊療養施設の入所者、あるいはそれ以外の入院患者や濃厚接触者等にスマートフォンで情報を入力していただくことで関係者、関係機関が情報を共有することができるハースというシステムの導入を進めているところでございます。宿泊施設の入所者の健康管理につきましても、今後、このハースという国のシステムの活用を検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】ハース、私も伺ったことがあります。ぜひしっかりと管理をして、重症化を事前に察知しながら、しっかりと皆様の命を守っていただきたいと思えます。

感染予防事業費、PCR検査についてお尋ねいたします。先ほどの質疑を聞いておりましたので、私の方からは、唾液による検査についてお尋ねしたいんです。長崎大学の河野学長が、PCR検査に唾液を用いた検査を進めていくべきだというコメントを述べられているのを拝見いたしました。

唾液はウイルスの発見の感度が非常に高いということが長崎大学の研究結果で判明をしているそうです。従来、鼻の奥から検体を採取する方法に比べて医療従事者の感染防御の負担も軽減されるので、活用に期待をしたいというコメントを述べておられますが、この唾液検査については、今現在どのような状況でございましょうか。

【伊藤医療政策課長】現在、PCR等の検査の検体につきましては、基本、喀痰、あるいは鼻の奥の粘液を綿棒でぬぐい取ったものを活用、

使用しております。ただ、この検体採取の際に、医師等がマスクあるいはフェースシールドなどの感染防護策を取る必要があるということですが、唾液であれば、患者ご自身が簡単に採取をするということが可能になりますので、非常に有用なものかと考えております。

ただ、厚生労働省は6月2日に、PCR等検査の検体としまして、唾液を追加いたしました。唾液でのウイルス検出率が高いのは発症から9日間ということで、発症する前、あるいは発症後10日目以降は推奨されないということでございます。

しかしながら、安全で、簡単に検体を採取でき、検体を採取する際の感染リスクもかなり少ないということでございますので、専門家のご意見もお伺いしながら、検体としての活用を今後積極的に検討してまいりたいと思っております。実際、6月2日以降、県内でも唾液での検査実績は既にご覧いただけます。

【川崎委員】進んでいるということですね。ありがとうございました。ぜひ、そういった安全で検査できる体制の強化をお願いいたします。

衛生備品についてですが、先ほど、マスクのことがありましたので、マスクは確認いたしました。

消毒液も予算に載っているからお尋ねいたしますが、今、次亜塩素酸水の取扱いで、情報が混乱しているように思うんです。噴霧については、その効果性、安全性について、しっかりと担保されるものがない、そういったことから、これまでそれを導入して、大丈夫だ、安心だと思っていた方に衝撃が走っておりまして、どこがどこまで正しいのかということが非常に心配でなりません。県民の方からも多く声が寄せられているのも事実でありまして、ぜひ県と

しても、この次亜塩素酸水の取扱い、正しい情報を積極的に示してほしいのですが、いかがでしょうか。

【伊藤医療政策課長】特に、次亜塩素酸水の空間噴霧につきましては、経済産業省が設置をしております新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会におきまして、その取扱いが検討されているところでございます。

経済産業省だけではなくて厚生労働省でも検討しているということでございましたので、昨日も厚生労働省のほうにその検討状況を確認いたしましたところ、現在のところ、まだ検討中ということで、できるだけ早い段階で正しい情報を通知したいということでございました。

県といたしましては、その国からの通知等があり次第、関係機関へ周知するとともに、ホームページ等、あるいは速やかに県民の方々いろいろな媒体を使いまして情報提供してまいりたいと思います。

【川崎委員】自殺総合対策強化事業費、お尋ねいたします。当初予算、4月補正、6月の今回の補正で2,523万円、今、大きな予算を取りながら対策を講じておられるというふうに思います。このコロナ禍において、経済的な理由、また孤立によってなかなか苦しんでおられる方も多くおられて、自殺というところについては本当にしっかりと対策を取り組んでいただきたいと思っているんです。

現段階で寄せられている件数と、そして主な相談内容について、お尋ねいたします。

【中村障害福祉課長】現在寄せられる件数と主な相談内容についてのご質問でございますが、民間団体の長崎いのちの電話に確認しましたところ、寄せられた相談件数は、4月が768件、5

月が626件で、うち2割程度が新型コロナウイルス感染症関連の話題が占めているということで、内容としては、主なものですが、外出自粛のため閉塞感がある、あるいは罹患する不安がある、経済的な不安があるといったような相談が寄せられているとのことでした。

【川崎委員】ありがとうございます。やはり相当数の方の相談が寄せられていることが分かりました。閉塞感というのは、恐らく、外に出られないというところがあるんだろうと思います。交流がなかなかなくて、例えば、いろんな電話がかかってくるけれども、行って、お会いして励ましてかということもなかなかできずに電話にとどまってしまうということから、やはり孤立しやすい今の状況にあるかと思います。

そういった中で、この対策を講じていく中に、大変難しいテーマなのかも知れませんが、ぜひ、孤立化をさせないような新たな共助の仕組み、こういったことも対策として講じていただきたい、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【中村障害福祉課長】孤立化しないような仕組みを考えるべきではないかのご質問だと思います。先ほどのいのちの電話のような民間の相談団体は、3密を回避する必要性から、なかなか対面相談活動というのが制限されるような状況になっております。そこで、今回の6月補正で行う民間団体への補助事業の中で、感染防止を行いつつ、そういった活動や機会を設けるために、オンライン環境で対面して相談などを行うといった費用も補助の対象にしております。民間の相談団体には、こういった補助を活用して新たな仕組みにも取り組んでいただきたいと思っております。

また、ピアカウンセリングを行っている当事

者団体もございますので、そちらの団体の方と、
どういったことができるかというのを相談して、
検討したいとも思っております。

【川崎委員】 ありがとうございます。

重症化受入用機械の人工呼吸器等の整備につ
いてですが、先ほど説明があって、人工呼吸器、
そしてECMOということでありました。

具体的に、どういったところに配備をして、
台数がどのような予定になっているのか、お尋
ねいたします。

【伊藤医療政策課長】 今回の追加補正予算では、
新たに、人工呼吸器が20台、体外式膜型人工肺
（ECMO）が4台を導入するための予算と、3
月の知事専決予算で既に内示をしておりますが、
13の医療機関が導入いたします人工呼吸器43
台、ECMO7台につきまして、今回、国の補
助基準額が引き上げられたことに伴いまして、
その補助金を追加交付するための予算をお願い
しているところでございます。

ただ、この新たに導入を予定しております人
工呼吸器20台とECMO4台につきましては、
今議会でもし予算をお認めいただけましたら、
改めて医療機関の方に照会をかけてまいりたい
と思っておりますので、実際に導入する医療機
関数あるいは機器の台数につきましては、まだ
確定をしていないという状況でございます。

【川崎委員】 ECMOは、これは私も報道の範
囲でしか分かりませんが、一定の技術、そして
一定の人員がずっとかかると、1人でちょっと
操作して、あとは自動でということではないと
伺っていますが、そういった人材の育成また確
保、こういったことがテーマになってこようか
と思っておりますが、この点について、ご見解をお願
いいたします。

【伊藤医療政策課長】 ECMOの運用につつま

しては、医師、看護師、臨床工学技士など、4
名から5名の医療スタッフが必要ということで
お聞きをしております。現在、長崎大学及び長
崎大学病院と連携をいたしまして、ECMOチ
ーム等養成研修というものを実施したいとい
うことで考えております。今、10月に研修会の開
催を予定しております、この10月の研修会で
は、医師、看護師、臨床工学技士等からなるチ
ームを5チーム程度育成をしてみたいと思
っております。今後も引き続き、人材育成に努
めてまいりたいと思っております。

【深堀分科会長】 質疑の途中ですが、午前中の
審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から
再開をいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 1分 休憩

午後 1時29分 再開

【深堀分科会長】 分科会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、議案の質疑を行
います。

【赤木委員】 皆さん、お疲れさまでございます。

何点かご質問をさせていただきたいと思
います。

まず、慰労金についてです。午前中の審議
でも色々ございましたけれども、この慰労金に
ついては、スピード感を持って、確実に現場の方
々に届けていただきたいと、これは強く思
っております。

まず、この慰労金、いつ頃手元に届く想
定をされているのか、お聞かせいただきたい
と思っております。

【加藤医療人材対策室長】 慰労金の支給の
時期でございますけれども、現在、手続上の
仕組み、そういったものを国の方も検討され
ておりまし

て、それが固まり次第、きちんとスケジュール感を持って、できるだけ速やかにと考えておりますけれども、今日時点で、いつ頃というのは申し上げることができない状況でございます。できるだけ早くやりたいと思っております。

【深堀分科会長】今のは、医療関係だけの質問でしたか。それとも、介護、障害、いろいろありましたけれども、今の答弁だけでいいですか。

【赤木委員】 全員お願いします。

【尾崎長寿社会課長】介護事業所向けの慰労金につきましても同様に、国のほうのスキームが固まり次第、事業者に周知をいたしまして、速やかに交付できるように取り組んでまいりたいと考えております。

【中村障害福祉課長】障害福祉施設向けも、介護と同様でございまして、国の方からまだはっきりしたものは出されておられません。速やかに対応したいと思えます。

【赤木委員】ぜひとも速やかに支給していただくよう、よろしく願いいたします。もう既に待っている方もたくさんいらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

こちらは私もお話を伺っていたんですけれども、雇用形態を問わないと伺っております。委託先にも支払われるということだったのですが、午前中の答弁の中では、事業所から慰労金の委任を頂いて、それを申請するというお話だったんですけれども、その委託先の派遣されている方々に対しては、どういった流れで支給されるのでしょうか。

【加藤医療人材対策室長】雇用の形態に関係なく、委託している従業員、そういった方も、実際に勤務をされている医療機関のほうに委任状を出して、医療機関の方から申請をいただくという流れで今、考えられているところでござい

ます。

【赤木委員】 分かりました。

給与の流れと変わった流れになるかと思えますので、しっかりと現場の方に届けていただくよう、確認をお願いいたします。

午前中の審議にありました整骨院がこれから検討されるということだったんですけれども、薬局については、これは対象になるのでしょうか。

【本多薬務行政室長】薬局についての慰労金のお話ですけれども、薬局については、慰労金の対象にならないということになっております。ただ、介護や在宅などで、新型コロナウイルス感染症の在宅に行った場合には対象になる可能性もあるということですので、こちら辺はケース・バイ・ケースになると聞いております。

【赤木委員】重点医療機関の周りにも薬局がございまして、その周りには、病院と密接に薬局も関係しているものと私は感じておりますし、それこそ感染リスクを抱えながらも業務に当たっていただいたものだとは思っておりますので、まだ不透明な部分はある、まだ確認が必要な部分があるということだったんですけれども、ぜひとも寛大な目線で見えていただきたいと思っております。これは要望にとどめておきたいと思えます。

次に、重点医療機関等の設備整備及び病床確保について、お尋ねをさせていただきます。こちらは病床の確保、休止とした病床について補填をするものと認識しておりますが、この単価の根拠について、お伺いさせていただきたいと思えます。どういった数値を基に、この空床補填の単価を設定されたのか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】今回、緊急時に対応した地域医療体制整備事業費の中で要求をしており

ます休床補填の關係の予算でございますが、この予算につきましては4月補正でも要求をさせていただいておりました。その際に国から示されている単価がそれぞれ、ICUの場合であれば1日9万7,000円、人工呼吸器を使用して重症患者を受け入れる場合には4万1,000円、それ以外の場合には1万6,000円という単価で設定をされておりました。これがなかなかこの単価では実際の運用が難しいのではないかとということで、今回、国の第2次補正の中で単価の見直しが行われ、この単価が約3倍に見直されております。見直された結果、ICUの場合が1日約30万円、人工呼吸器を使用した重症患者を受け入れる場合には約12万円、それ以外の場合には5万円ということで、従来の感染症の患者を受け入れる単価の3倍という形で今回、単価が設定されております。

【赤木委員】国からの情報を基に設定されるということで、理解をいたしました。

長崎市からの要望を承ったんですけれども、この新型コロナウイルス感染症の影響で病院としての収益が下がってしまっていると。新型コロナウイルス感染症の患者に対応するに当たって、パワーであったり、スタッフをそっちの方に集中してしまうことによって、病床を休止とせざるを得なかったというケースを伺っております。それによって、病院の収益を悪化させている原因も1つあると伺っているんです。

休止病床の補填の新設ということで、1床当たり1日4万円計上されてはいますが、この休止とした病床の考え方についてお伺いさせていただきますが、この休止というのは、本来入院する予定だった病室、病棟があって、そこに例えば、新型コロナウイルス感染症の患者さんが入って、4人部屋だったものが1人しか入れない、あと3

つが休止とした、それが対象になるのか、先ほど私が申し上げたように、新型コロナウイルス感染症の患者が入ったことによってパワーであったりスタッフが割かれたことによって、その病室、病床を閉鎖せざるを得なかった、それも含まれるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

【伊藤医療政策課長】先ほどご答弁させていただきました単価の空床補填の対象につきましては、実際に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床が空床の場合の補填の単価でございます。それ以外に、1病棟単位で病床全て空けても、今、委員ご指摘のとおり、例えば、4人部屋であれば、その4人部屋に1人しか入れないと、残り3床については使えないという状況になります。この3床につきましては休止病床ということで、今お話がありましたとおり、1床当たり4万円の空床補填の対象になるということで、実際に患者のための病床ではないですけれども空けざるを得ないという病床につきましても今回、空床補填の対象になっているということでございます。

【赤木委員】今の答弁は理解しましたけれども、先ほど言ったように、スタッフが新型コロナウイルス感染症患者の方に集中せざるを得なくなって、ほかの本来入院患者が入る予定であったところに入れられなくなった方に対しては、これは特に補償はないという認識でいいのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今のご質問は、看護師等の医療スタッフを確保するために、患者を受け入れる病棟以外の病棟を閉鎖して、人材を新型コロナウイルス感染患者に実際に対応していただくということで休床する際に対象になるかというようなご質問かと思っておりますが、その場合に

つきましては、対象になるかどうかについて、今、国の方に確認をしているところでございます。

【赤木委員】若干ニュアンスが伝わりづらかったのかなと思いますが、例えば、病床によっては50人が入院できるキャパがありますと。でも、新型コロナウイルス感染症患者が入ったことによって、看護師であったり、コメディカル、いろんな方のパワーがその新型コロナウイルス感染症患者の方に集中せざるを得なくなって、スタッフの人員の問題で、50人入れるところが30人しか入れないようになりました。そうなった場合に、あとの20床分のところは休止病床として扱うのか、それともそういう補償はないのかというお話だったんですけれども、分かりますか。

【伊藤医療政策課長】今お話しありました、例えば、50床の病棟の中で、実際20床しか患者は対応しない、30床については対応しないということでありまして、その対応しない30床につきましては、この空床補填の対象になるということでございます。

【赤木委員】分かりました。ありがとうございます

まだ病院は苦しんでいるところがございまして、ぜひともこちらも速やかに補填をしていただくよう、よろしく願いいたします。

次に、PCR検査機器及びCT検診車等の整備で計上されておりますが、PCR等検査については、今回の補正予算でそれが整備された後、1日当たり2,040件検査できるようになると伺っておりますが、私はずっと情報発信を行っているんですけれども、当初、3月、4月あたりは、熱があつて検査を受けたくても、かかりつけ医に連絡しても、かかりつけ医も「来ないでくだ

さい」、保健所に電話しても「検査は受けられません。自宅待機してください」というような、たらい回しになるような事例をたくさんお話を伺いました。課長といろいろお話をさせていただく中で、検査を受けるためには医師の判断が必要です、それはずっと変わらない答弁を頂いているんですけれども、この前の補正予算等の審議の中でも、LAMP法が整備されて、634件検査できるようになりますというお話の中で、私もそれを発信したんですけれども、それでも、熱があつて、かかりつけ医に連絡しても、そのかかりつけ医にもかかれぬですし、保健所に連絡しても、PCR検査を受けられませんというお話を私はまだ伺うんですけれども、こういったたらい回しにならないような周知、体制というものを取っていただけないかなと。私としては、長崎県はたらい回しにしませんと言いたいですし、県としても言っていただきたいんですけれども、それについてのお考えはございますでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今回の検査体制の拡充、今の長崎県内での体制につきましては、ホームページ等におきまして、地域ごとに、どのくらいできるかという形で既に公表しているところでございます。

あと、実際受診をされる目安につきましても、先月5月8日に緩和をされておりますので、これにつきましても、もう国から通知がございまして、すぐ周知をさせていただいているところでございます。

ホームページに限らず、今、県の広報媒体を様々活用して、周知に努めているところであります。必要な方がきちんと検査ができる体制をつくってまいりたいと思っております。そのための周知に努めてまいりたいと思っております。

【赤木委員】それは本当に理解をいたしますが、今、熱があって、今まで自分のかかりつけ医にかかれた方々、そこで診断をしてもらって、薬をもらって、お家で療養される方もいらっしゃるでしょう。それが今までの流れだったかもしれませんが、それができない方々がないような体制を取っていただきたいです。そのためには、かかりつけ医に対しても周知が必要な部分があると思いますし、かかりつけ医がこれは診れないと思った場合、そのお医者さんが保健所のほうに電話して、検査を受けてくださいという流れであれば、検査はできるはずなんです。ですけれども、それができていない現状もまだあるのではないかという視点を持ってぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞそこはよろしく願いいたします。

次に、妊婦のPCR検査についてお伺いさせていただきます。こども政策局のほうなんですけれども、体制が整い次第、妊婦の方にも、希望がある方はPCR検査をすることができるというふうになっていますけれども、いつ頃できるようになりますでしょうか。

【今富こども家庭課長】現在、産婦人科医会の方とも相談をしているところでございまして、いつからというのはまだ決まっていななんですけれども、できるだけ速やかに開始したいと思っております。

【赤木委員】妊婦の方は特に不安を持っている方もおりますので、希望がある方は、できるだけ早く検査していただきたいですし、その体制は早く取っていただきたいです。

私の質問は以上なんですけれども、先ほど中山委員から、数字のことについてお話がありました。私も同じ思いがございまして、今、県内においては、新型コロナウイルス感染症に感染

した方は17例でございますが、今後、長崎県内で1例でも出れば、また誹謗中傷であったり、個人を特定するような動きというのは起こってくると私は思っております。我々も、そうならないようにしなければいけないですし、情報発信もしなければいけないと思うんですが、1人出たら慌てる、ではなくて、ここまででしたら抑え込めますというような数字の基準というものを県民にお示しいただくことが県民の皆さんの安心にもつながると思いますので、そこについてのお考えを再度お伺いしたいです。

【伊藤医療政策課長】先ほど答弁させていただきました現在の目標値そのものが、中国・武漢での流行を根拠にしているということでありまして、私としましては、今回、国から新たに、国内の流行の実績を踏まえた数値の出し方の考え方が示されましたので、これを早急に分析いたしまして、早く実際の必要な、ピーク時に、どのくらいの医療需要が発生するのかというところを専門家の皆様とご協議しながら固める中で、その目標に向けて、体制をきちんと早急に整えてまいりたいと思っております。

【赤木委員】分かりました。県民の皆さんの安全・安心を守ることがお仕事だと思っておりますので、それは情報発信でできることもたくさんございます。新しい基準の下、計算して、体制を整えてということでしょうけれども、ぜひとも目安の数字も出していただければ、県民の皆さんも、ここまでだったら、しっかりとした新しい生活様式を実践していただく上でありますけれども、県民の皆さんが安心できる情報提供というのは引き続き行っていただくよう、よろしく願いいたします。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【川崎委員】ひとり親世帯の臨時特別給付金に

についてお尋ねします。これは国会側ですけれども、5月26日に、自民党・公明党連立政権において政府に要望して実現をしたもので、ひとり親家庭で、困っている方にお応えできたということについては、大変よかったなと歓迎しているところでもあります。

資料もいただきましたので、区分はこういうふうになっているんだなということは理解をいたしました。このカテゴリーの中の児童扶養手当受給世帯などの欄のところなんです。家計急変者ということも対象にということですが、これは把握はどのような形で行われているのか、お尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】の家計急変者の見込み数につきましては、まず国勢調査のデータを基にしまして、ひとり親世帯の総世帯を推計いたしまして、そこから児童扶養手当の受給世帯を差し引くことによりまして、児童扶養手当を受給していないひとり親の世帯数を算定しております。その上で、そのうち児童扶養手当を申請したが、所得により支給停止となっている世帯につきましては8割の世帯が、また児童扶養手当の申請自体を行っていない世帯につきましては5割の世帯が今後、支給対象となる水準まで収入が下がったと申請してくるものと想定しまして算定を行っております。

【川崎委員】そうすると、これはおっしゃったように、国勢調査から基づく推計であると。ということは、実態を把握していないので、ひょっとすると、今ご説明にもありましたが、まだまだ大きく変わる可能性をはらんでいるところですね。そうしましたら、ここはこういう数字を挙げられていますけれども、しっかりと把握をしていただいて、対象の方にお応えをしていただきたいと思います。

この家計急変の時期なんです。非常にアウトというか、ファジーといいますか、一体どういった時期をもって家計急変と見るのか、お尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】家計急変の時期につきましては、今年の2月から、申請期間中であり、来年度の2月末までの任意の1か月を想定しております。

【川崎委員】ありがとうございました。そうしたら、時期も明確になりました。

この資料で、(2)の加算の部分なんですけれども、この加算の対象として、カテゴリーの方が外れている、これはどういったことが理由になっていますか。

【今富こども家庭課長】(2)の加算対象となっていない理由につきましては、これは国の方に確認をいたしましたところ、児童扶養手当受給者につきましては、もともと収入が少ないことから、全員に対し基本給付による支援を行い、さらに、そのうち収入が大きく減少した方については追加給付を行うこととしておりますが、その一方で、児童扶養手当を受給していない世帯につきましては、収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった世帯に対し基本給付を行うこととしていることから、収入が減少したという同じ理由で追加給付まで行うことは難しいとの見解を頂いております。

【川崎委員】なかなか一回聞いたぐらいでは分からない、難しい。できればペーパーで頂くとありがたいと思いますので、よろしく願います。

いずれにしても、国の基準でいくと対象にならないということでありましたが、何かまたここでも不公平感が出てくるような感じもいたしますので、いろいろ心砕いていただければと思

っております。

もう一つ、最後に、健やか親子サポート事業について、今も質疑があつておりましたけれども、不安を抱えられる妊婦の皆さんへしっかりとお応えするという事で、安心感を与える事業だと評価をいたしております。

そこで、確認なんです、里帰り出産を長崎県は、長崎県の医師会長さんが、長崎に帰ってきて安心して出産をしてくださいと、恐らく、全国に先駆けて宣言されたというところだというふうに思っておりますが、その時に、PCR検査は必須だったと記憶をしております、要は、そういったことが今も続いているのか、必須になっているのか、そうじゃなければ、これは希望ということであるんでしょうけれども、里帰り出産ということに関するこの健やか親子サポート事業について、お尋ねをいたします。

【今富こども家庭課長】里帰り出産で、先ほどお話がございました件と健やか親子サポート事業とは全く別物と考えております。まず、お話しがございました県内で里帰り出産される方の検査につきましては、医師が必要と判断した場合に、保険診療として実施する体制を別途検討されているところでございます。それに対しまして、今回計上しております健やか親子サポート事業につきましては、国の制度に基づきまして、不安を抱える妊婦に対し、その不安を解消するために実施するものであることから、希望する妊婦を対象に、保険適用外で検査を行うものでございます。

【深堀分科会長】ほかにありませんか。

委員長を交代します。

【石本副会長】深堀分科会長、発言をどうぞ。

【深堀分科会長】私からも質問させていただきます。

先ほど来、慰労金の質疑があつておりました。現時点では、スキーム、支給時期も含めて、まだ明確に分からないという答弁があつておりますけれども、実際に今回の予算提起の中で、そういった慰労金の支給に関しては、それぞれ外部委託費というものを計上されていると思います。医療従事者に関する支給の分については、外部委託費が5,797万円、介護分野においては6,453万1,000円、自立支援障害福祉に関しては2,705万6,000円と、既にそういうふうに算出をしているわけですね。それはそのスキームができてから、そういった額が算定できるんじゃないのかなと私は思っているんですが、この算定の根拠、外部委託費の計上は、どういう根拠でされているのか、状況だけ教えてください。

【加藤医療人材対策室長】事務費の委託の件でございます。スキームは固まっておりますけれども、外部委託で、ある程度、事務処理をしようというような形で予算を計上しております。予算の計上なんですけれども、産業労働部の方が先行して行っておりました休業要請協力金での外部委託、この算定の根拠を参考に、3課でまとめたところの金額を出して、それを対象の人数で案分して計上しているというふうな状況でございます。

【深堀分科会長】今は医療関係でお話を聞きましたけれども、それ以外の分も同じ算定の仕方ということなんですね。そういうふうに理解していいのですか。

【尾崎長寿社会課長】先ほど、医療人材対策室長が答弁したとおりでございます、3課合わせて同じところに委託をするような形で支給を行っていくというふうなことで今考えて、事務費の方も予算計上させていただいているところ

でございます。

【深堀分科会長】ということは、これは3課、3つの慰労金の支給については、同じところに出すと。ただ、もちろんどこに委託するかは、まだ決まっていなわけですね。当然のことですが、国でも、外部委託の件について、いろんな指摘もある中で、そこは適正に執行できるように。

概算での予算ですから、当然実費になるわけですが、そこはできるだけ円滑に支給ができるというのが大前提だと思うので、それをまとめることが円滑な支給につながるのか、それとも個別にした方がいいのかというのは、その判断はされたのですか。3つをまとめてした方が効率的、費用も収まる、迅速になる。それぞれに医療機関の分、介護機関の分、障害福祉の分というのを分けた方がという、そういった検討をされた上での結果なんですか。

【加藤医療人材対策室長】今回は、慰労金という同じスキームでございますので、3課まとめてやった方が効率がいいという判断をさせていただきました。

【深堀分科会長】分かりました。

介護の件で、もう少しこの中身についてお尋ねをしますが、今回提起された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）事業費という中で、今の慰労金が出されているはずで。その中に、消毒液や一般用マスク等の購入ということで724万9,000円が計上されています。これは事前にお話をすると、県の備蓄用の部分だと聞いていたのですが、午前中も、マスクや消毒液の備蓄の件で議論が少しありましたけれども、今回、これは介護事業者用として、単独で、金額は今申し上げたとおりですが、どれだけの量を購入し、現在、どれ

くらいあって、今まで、どれだけ放出になったのかということをお報告をお願いします。

【尾崎長寿社会課長】今回、補正予算でお願いしている県の方で行うマスク等の備蓄の件につきましては、国の方で新しく、県で備蓄する分にも、この交付金の活用が今回の国の補正予算のメニューで出てきたものですから、県の方でもこれを活用し、一般に配布する分とは別に、備蓄しておく分として予算を計上しているものでございます。

備蓄するものにつきましては、不織布マスク5万枚、消毒液につきましては1,000リットル、手袋が1万組、それからフェイスシールド、アイソレーションガウンがそれぞれ1,000個ずつという形で備蓄用として購入をさせていただき予定でございます。

これまでは、4月から6月にかけて、布マスクとして約6万枚を配布し、不織布マスクにつきましては約120万枚、県下の3,300ある事業所に配布をしているところでございまして、6月1日時点で、介護事業所のマスクの不足状況についてお調べしたところ、今後1か月に不足する事業所としては、約250事業所ということでご報告を受けておりましたので、これが4月の時点が1,600事業所くらいでございましたので、マスクの不足状況は、かなり改善しているのかなと考えているところでございますけれども、今後も、マスクの各施設の状況を見極めながら、配布用につきましても配布をしていきたいと考えているところでございます。

【深堀分科会長】ありがとうございます。備蓄は、当然のことながら、今回のような緊急事態の時に活用するために必要なものですので、準備をすることにはもちろん異論はありません。

ただ、1つだけ意見を申し上げますと、これ

まで、介護分野においてのマスクとか消毒液については、幾度となく補正予算、これまで県もやってきましたけれども、そのたびに、一括して国からまとめて送るとか、県が一括して購入して送る、市町から送る、そういうふうなことになっていたわけです。今、不足状況を確認されているということもおっしゃられましたけれども、実際に事業者の皆さんにしてみれば、行政から、どれだけ足りませんかというような報告を求められて、報告をしても、1か月たっても、2か月たっても来ない。結果的にどうするかというと、これは事業をするためには必要なものですから、やむにやまれず自分たちで、当時はものすごく割高だったマスクとか消毒液をどうにかしてでも購入しているわけですよ。そういったところに対する支援、これはかかり増し費用と厚生労働省は言っていますけれども、今回、先ほど申し上げた緊急包括支援交付金事業は、全国で4,132億円くらい厚生労働省で設定をされています。その中のスキームは、厚生労働省のホームページ上は、今、私が申し上げた、かかり増し費用、今までに自分たちで購入したマスクやいろんな備品、こういったものも補填できるようなスキームになっています。ただ、今回出てきた予算を見ると、慰労金とマスクの備蓄だけになっているわけです。恐らく、まだこれは事業がよく見えないがために、県として予算が取れなかったのだらうと推察をいたしますが、今後、今申し上げた、かかり増し費用、これまで事業者が負担した費用を補填するような制度をつくる意思があるのかどうか、確認をします。

【尾崎長寿社会課長】委員長がおっしゃられました感染症対策を実施した介護サービス事業所への支援につきましては、今回の国の補正予算

のメニューに載っているところがございますけれども、対象となる経費の詳細が示されていなかったため、今回の補正予算の計上は一旦見送ったところがございますが、6月19日に、国から実施要綱が示されたところがございます。4月1日以降に介護事業所が感染症対策として購入したマスク等の費用も対象となるということが判明したところがございます。今、内部で予算化に向けての検討を行っているところがございます。

介護施設における感染症対策は重要であると思っております。所管課としては、予算獲得に向けて、ぜひ取り組んでまいりたいと考えております。

【石本副会長】分科会長を交代します。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第98号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、以下の理由で反対いたします。

予防健康づくりを推進するため、10分の10、国の交付金、保険者努力支援交付金を活用する内容です。保険者努力支援制度は、特定健診の受診率が目に見えて上がった結果に対して交付金が出されます。必要なところに必要な予算を配分して結果を出させるべきだと思っております。

また、保険者努力支援制度は、国の方針どおりに国保料引上げを進める市町村を優遇し、従わない市町村にはペナルティーとなる仕組みと一体です。高過ぎる国保税を引き下げてほしいという県民の声に背を向けるこの保険者努力支

援制度は賛成できませんので、反対といたします。

【深堀分科会長】 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び予算にかかる報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第98号議案について、採決いたします。

第98号議案について、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀分科会長】 起立多数。

よって、第98号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第96号議案のうち関係部分、第108号議案のうち関係部分、報告第3号のうち関係部分、報告第4号、報告第16号及び報告第19号のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算にかかる報告議案は、原案のとおり、それぞれ、可決、承認すべきものと決定されました。

【深堀委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、こども政策局長より、総括説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】 予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料、こども政策局の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第104号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第104号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項についてご説明いたします。

（損害賠償の額の決定について）

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止いたしました「児童福祉施設等就職・進学児童の集い」における講演について、講師が予約していた旅行代金のキャンセル料に対する損害賠償金7,060円を支払うため、去る3月23日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について）

長崎県子どもの貧困対策推進計画に策定につきましては、昨年11月29日に閣議決定された国の「子供の貧困対策に関する大綱」の内容や、昨年4月に公表した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果等を踏まえ、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見を伺うなど、検討を進め、今回、素案を取りまとめました。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら、

本年10月の策定に向けて取り組んでまいります。

（新たな総合計画の策定について）

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示したいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、こども政策局は、主に「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」と「みんなで支えあう地域を創る」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」においては、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の情勢、結婚を希望する独身者や親への支援、妊娠・出産に対する正しい知識の普及啓発や不妊治療助成、保育の量の確保・質の向上及び保育士確保対策などに取り組んでまいります。また、「みんなで支えあう地域を創る」においては、生まれた状況や育った環境に関わらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向け、子どもの貧困、児童虐待、DV、若者のひきこもりなどの課題解決に向け、子ども自身や各家庭の状況に応じた支援に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくと

もに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

その他の所管事項につきましては、一つ、新型コロナウイルス感染症への対応について、一つ、長崎県DV対策基本計画の策定について、一つ、合計特殊出生率についてで、内容は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】次に、福祉保健部長より所管事項説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】今回、福祉保健部関係の議案についてはございませんので、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料をお開きください。

（損害賠償の額の決定について）

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、「工賃向上セミナー開催事業業務」、「令和元年度長崎県高齢者権利擁護セミナー開催業務」、「令和元年度介護ロボット・ICT導入に関するセミナー等開催業務」及び「令和元年度外国人介護人材と介護施設等とのマッチング支援事業業務」にかかる委託契約の解除に伴う損害賠償金4件の合計169万954円を支払うため、去る6月10日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料の追加2をお開きください。

（長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について）

同協議につきましては、長崎県病院企業団から依頼を受け、本議会に議案を上程しておりましたが、6月18日に、同企業団から地元調整のため議決依頼の取り下げがなされたことから、同月19日に長崎県議会議長へ議案の撤回を請求し、22日に本会議においてご許可いただいたものであります。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

クルーズ船「コスタ・アトランチカ」号に係る対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生したクルーズ船「コスタ・アトランチカ」号は、去る5月31日、停泊していた長崎市の三菱重工業長崎造船所香焼工場から出港いたしました。

4月20日に乗組員1名の感染を確認して以降、国、長崎大学、関係機関の皆様とともに船内の感染拡大防止や医療体制の確保、乗組員の帰国支援に全力で取り組んでまいりました。

149人という大規模な感染者が発生した中、クルーズ船停泊地近くに設置されたコンテナハウスに臨時の診療所を設け、24時間体制で乗組員の健康観察を実施するなど県内の医療体制への影響を最小限にとどめるよう体制を整備し対応した結果、陽性者6名、陰性者5名が長崎市内の感染症指定医療機関に入院されましたが、幸いにも重症者は1名にとどまりました。5月3日からは乗組員の帰国が開始され、495名の方が帰国の途につかれるとともに、5月28日には船内の陽性者がゼロとなり、31日に無事出港の運びとなりました。

関係する皆様のお力添えにより、県内の医療体制への影響が最小限に抑えられ、感染拡大や

重症化を防ぐことができたものと考えており、関係省庁はもとより、陸上自衛隊、長崎大学、災害派遣医療チーム（DMAT）、NPO法人、NGO法人など医療関係者の皆様、国立感染症研究所などの感染研究機関、長崎県医師会、長崎県薬剤師会、交通機関など多くの方々のご支援に、あらためて厚く感謝を申し上げます。

今回の経験を踏まえて、専門家の皆様のご意見等をいただきながら、地域における新型コロナウイルスの感染拡大防止に万全を期してまいります。

続きまして、3ページ目、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

文教厚生委員会関係議案説明資料の追加1を併せてお開きください。

本県における新型コロナウイルス感染症の発生状況につきましては、去る4月17日に17人目の感染者が確認されて以降、クルーズ船「コスタ・アトランチカ」号の乗員を除き、新たな感染者は発生しておりません。

この間、県においては、検査体制の充実や、医療提供体制の整備など、今後の感染拡大に備え、種々の感染症対策に取り組んできたところでもあります。

まず、検査体制につきましては、4月以降、県環境保健研究センターにPCR検査装置を増設するとともに、感染症指定医療機関にLAM-PCR法検査装置を配備するなどして拡充を進めており、さらに6月追加補正予算により、一日あたりの検査可能件数を約2,000件まで拡大することとしております。

また、本県の感染症指定医療機関は10医療機関あり、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床を102床整備しておりましたが、今後感染拡大が進行し病床が不足する事態に備え、

県内の医療機関や県医師会等の関係者と協議・調整を行い、これまでに感染症指定医療機関を中心に307床の病床を確保し、さらなる病床確保に向け、医療圏ごとに設置したワーキング会議などで協議・調整を行っているところであります。

その他、帰国者・接触者外来を設置している医療機関の負担軽減などを目的として、医療圏ごとに検査を集中して行う「地域外来・検査センター」の設置を図るとともに、医師が入院療養の必要がないと判断した軽症者や無症状の方に療養していただく「軽症者等向け宿泊療養施設」の整備を進めております。

県としましては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」をはじめとする国の施策を最大限活用しながら、引き続き関係機関と連携・協力を図りながら感染症対策を推進し、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

続きまして、6ページ目上段の新たな総合計画の策定についてであります。

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示したいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、福祉保健部は、主に「若者の県内定着、地域で活躍する

人材の育成を図る」と「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」の2つの戦略に関する事業群が含まれております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、医療・介護・福祉人材の育成・確保やいつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現に取り組むとともに、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、地域の医療、介護等のサービス確保に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

その他の所管事項につきましては、社会福祉法人等に対する行政処分について、長崎県地域福祉支援計画の策定について、長崎県再犯防止推進計画の策定について、「長崎県老人福祉計画」及び「長崎県介護保険事業支援計画」について、「第6期長崎県障害福祉計画」及び「第2期長崎県障害児福祉計画」について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について、長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について、記載の内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 第104号議案のことで1つ教えてください。この条例改正は、児童自立支援施設

の施設長になるには研修を受けなければいけないから、その研修を受ける施設の名前が変わるんですよということで理解するんですけども、長崎にはないと思うのですが、全国に幾つあるのか、どこにあるのか、この機会に教えていただきたいと思います。

【今富こども家庭課長】この施設につきましては、国立の児童自立支援施設でございます武蔵野学院に併設しております、埼玉県でございます。国内で1つと認識しております。

【深堀委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質疑がないようですので、これもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第104号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第104号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。陳情番号は、18、28、32、36、40であります。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【堀江委員】陳情番号40のナンバー13「福祉医療費助成の対象拡大について」質問します。

これは国と県の助成対象年齢を中学生まで引き上げてほしいという要望なんですけど、まず、県内の自治体のどこまで対象年齢が引き上がっているのかということをお教えください。

【今富こども家庭課長】乳幼児医療費の対象がどこまで市町において拡大されているかというご質問でございます。全ての市町が中学校卒業時まで拡大をされております。その上で、18歳に達する年度末までに拡大されている市町が、そのうち5つございます。

【堀江委員】各市町の対象年齢が広がっていると思うんですけど、国、県に対して、対象年齢を広げてほしいというこの要望に対する見解をお示しください。

【今富こども家庭課長】対象年齢の拡大につきましては、現物給付の導入によります想定以上の財政負担の増加でありますとか、県の基金残高の減少など、本県の厳しい財政状況を踏まえますと、非常に困難であると考えております。

県としましては、国の責任において、全国どこに住んでいても同じ条件で医療が受けられる制度の構築を図っていただく必要があると考えており、引き続き、政府施策要望や全国知事会等を通じまして、子どもの医療費助成制度の創設などを強く求めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】中村知事が知事になられてから、それまで3歳だった子どもの医療費の年齢を就学前までに広げたんですよね。中村知事がまずは就学前まで広げただけですけども、その後は、なかなか財政が厳しいということで、広げておりません。しかし、その時も財政が厳しいといながら、各自治体は3歳から就学前、そして今では全てが中学生、中には高校卒業までということで広げている。その理由は、財源が厳し

いということもあるんだけど、ここにあるように、人口減少並びに少子化が進む中で、この支援は必要だという認識が中村県政になってからも県下各自治体で大きく広がったと思うんです。そういう意味では、知事が就任した時の答弁も、今、同じように言われていると私は認識しているので、市町が要望するこうした観点での検討も必要ではないかと思うんですが、その点はどうですか。

【今富こども家庭課長】乳幼児医療費の拡大につきましては、財源としまして、例えば、中学校まで年齢を拡大した場合には県負担分が5.5億円で、高校生まで拡大した場合は7.4億円、県の負担としての増加が見込まれております。これだけの財政負担をして得られる効果でありますとか、そういうものと我々こども政策局の中で今、いろんな施策を考えておりますけれども、そういうものとの比較をした時に、優先順位の話の中で、どうしてもこの部分を支援するということが難しいと考えております。

【堀江委員】いずれにしても、これは市町からの要望でありますので、県内自治体の要望に耳を傾けていただきたいと思えます。

もう一つ、次の番号14の「医療保険制度の安定運営の確保について」の中の国保の運営の中で、特に2番目、子どもにかかる均等割の保険料（保険税）を軽減してほしい、そのための支援制度を創設してほしいということなんですが、まず見解をお願いします。

【永峯国保・健康増進課長】国保の均等割の保険料につきましては、家族の人数に応じて負担する必要があるというものでございますので、結果として、子どもさんの数が多い世帯ほど保険料負担が重くなるという状況が生じてまいります。このことにつきましては、私どもといた

しましても、子育て支援の観点、あるいは医療保険制度間の負担の公平性、こういったものを踏まえると、課題があるものということで認識をいたしておりますので、これまでも、他県とともに全国知事会を通して、子どもにかかる均等割保険料軽減措置の導入を求めているところでございます。引き続き、知事会を通して国に要望を行ってまいりたいと考えております。

【堀江委員】国保・健康増進課長が言われるように、いわゆる人头税という形で、諫早市の場合ですと、赤ちゃんが生まれただけで4万幾ら、それから長崎市についても3万幾らという形で、4万円、3万円国保税が上がっていくんです。平等割はちゃんとあるのに、所得に応じてだけでなく、そういうふうになっていくということについては、今、全国で、新たな制度の創設という形ではないんだけど、国民健康保険法の77条の独自減免でそれぞれ軽減をしている自治体があるということですので、ぜひこの問題については県としても検討してほしいと思うんですが、全国では、まだ都道府県レベルで支援はないのですか。

【永峯国保・健康増進課長】ご指摘のとおり、市町レベルで子どもにかかる均等割の部分を減免されている例というのは私どもも伺っておりますが、都道府県レベルで何らか減免措置が行われているという事例については、把握しておりません。

【堀江委員】いずれにしても、国保の財政は今、都道府県化ということで、県が一定持っている内容でもありますので、自治体任せにせずに、県としても、国に要望するところはもちろんですけれども、県としての対応も検討していただきたいということをこの機会に要望しておきたいと思えます。

【川崎委員】 同じく40番の12番「ひとり親家庭・障害者福祉医療費の現物給付について」。率直に伺います、これが実現できていない理由は、おのおの説明いただきたいと思えます。

【今富こども家庭課長】 現物給付につきまして、県と全市町で構成いたします県福祉医療制度検討協議会において検討を続けているところでございます。その中で、現物給付の取扱いにつきましては、ひとり親家庭福祉医療費と障害者医療費と同一としておりまして、検討課題での優先順位は、1番目に精神障害者の対象者拡大、2番目に現物給付となっております。昨年度の県と市町の会議におきまして、ひとり親医療費の現物給付の導入について、議題として提案がなされましたが、障害者医療費拡大との優先順位について、各市町内での意思統一が必要との意見もあるなど、協議が調わない状況でありまして、県の補助対象とすることを検討することは難しいと考えております。

【中村障害福祉課長】 先ほどのこども家庭課長の答弁とかぶるところが多いですが、精神の方につきましても、県と全市町で構成しております県福祉医療制度検討協議会において検討を続けているところでございます。協議が調っていない現状で、県の補助対象とすることは難しいと考えております。

【川崎委員】 協議が調っていない、つまり、やれるという市町と、そうじゃない市町とあるということですね。やろうと努力して、既にいろんな制度とかシステムが確立をされていて、この分なんて、素人で申し訳ないのですが、付加してあげて、少し手を加えればシステムも可能なんだろうと思えますが、もうちょっとひっかかっている理由は何でしょう。調わないというのは、何で前に進めないのか。

【中村障害福祉課長】 現物給付を導入した場合に、県もですけれども、市町におきましても負担がかなり増加するというのが大きな問題になっていると考えております。私どものほうで推計した金額がございます。現物給付を導入した場合に、県のほうの負担としては約3億円、市町の負担としましては、これは全市町合計したところで推計しておりますけれども、財源が4億5,000万円必要になってくると推計しております。

【今富こども家庭課長】 ひとり親家庭医療費の現物給付を行った場合に、県の負担額としましては約4,800万円の増が必要と考えております。市町におきましても、それぞれの負担増があるものと考えております。

【川崎委員】 財源の問題ということですね。とりわけひとり親家庭でいけば、まさに子どもの貧困対策の計画はいずれきちんとして策定はされるということになりますが、読むに当たって、いろんな形でサポートしてあげないと大変だなということを改めて認識するわけです。先ほどの新型コロナウイルス感染症対策でも、ひとり親家庭には特別給付も行ったわけで、そういったところを鑑みて、例えば、償還払いの手続に行くことすらなかなかままならないというようなことも実態としてあるかと思うんです。もう少し心砕いて検討いただき、財源という大きな問題は乗り越えないといけないと思えますが、一歩でも前に進めていただければと思いますので、引き続き、ご検討をよろしく願います。

【深堀委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、専決事項報告（地方自治法第180条関係）、経営状況説明書、次期長崎県総合計画素案骨子、新型コロナウイルス感染症対策関係に限って、質問を行うことといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策関係については、さきにお知らせいたしましたとおり、1人1部局1項目以内とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

【松本委員】1点だけ質問させていただきます。

政府の方から、6月19日から県をまたぐ移動の自粛を解除するというので、今後も、観光振興も含めて、県外の方の流入が予想をされます。そういった中で、東京都におきましては、昨日も48人、おとといも55人感染ということで、非常に感染が拡大している中で、本県としましても、今月から、接触による感染をどのように防いでいくかということが大きな課題になってくると思います。

そういった中で、自粛解除がありました6月19日に、厚生労働省から提案で、新型コロナウイルス接触確認アプリ、通称「COCOA」というものが提案をされました。もう報道等でもご存じのとおり、新型コロナウイルス接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができるスマートフォンのアプリということで厚生労働省から発表がっております。

本県におきましては、このアプリに対して、どのような対応を取っておられるのか、アプリのダウンロードも含めて、まずお尋ねをいたします。

【中尾福祉保健課長】新型コロナウイルス接触確認アプリのリリースにつきましては、6月19日に国からの通知を受けております。直ちに県のホームページに掲載をしますとともに、県庁

各所属に対しまして、職員はもちろんですが、各所管の施設、関係団体への周知を依頼いたしました。また併せて、各市町に対しまして、住民、施設管理者等、幅広い周知を依頼したところでございます。

【松本委員】現状としては、ダウンロード数はどのような状況になっているのでしょうか。

【中尾福祉保健課長】6月25日現在の全国の数値でございますが、約434万件となっております。

【松本委員】これは当初、厚生労働省の発表によると、目標としては人口の6割ということで、そうしますと、単純に7,200万人という目標になっていますが、現在は434万人ということで、まだリリースから1週間ほどしかたっていませんから厳しいと思いますし、さらにちょっと不具合があったという報道もなされておりました。

しかしながら、このアプリは、有料でもありませんし、もちろんウイルスは目に見えませんから、そういった意味で、県外から来られた方に対応するには、自分たちの身を守るためにも、多くの方がそれを知って、携帯を持っていない人というのはなかなか最近いませんから、多くの方に周知をしてダウンロードしていただくことがやはりこれから重要になってくると思います。

ただ、まだ知られていないところもありますし、ここは全国で報道しても、やはり県が具体的に取り組んでいただくことと、各市町や団体、今おっしゃったように、いつまでに、どれくらいという目標も持って、具体的に取り組んでいただきたいと思うんですが、今後の計画とか、そういった取組について、お尋ねいたします。

【中尾福祉保健課長】委員ご指摘のとおり、このアプリは、利用者が増えることで感染拡大防

止の効果が高くなるものと理解をしております。今後も、様々な県の広報媒体を通じて、随時周知をしてまいりたいと考えておりますし、また庁内の各課からは、例えば、各宿泊施設に周知をしたり、各学校にも周知をお願いしているところでございます。公共交通機関にポスターを掲示するなど含めまして、積極的な周知を図ってまいりたいと考えております。

【松本委員】PCR検査に関しても、検査数は増えておりますが、検査ができるのは、あくまでも医療を受けて、受けてくださいと指示がないと検査もできませんし、もちろんキャパもありません。そういった方にとって、もし県外から来られた方と接触されて、自分が感染可能性がありますと分かれば、これは証拠にもなりますし、もちろん防止にもなります。そして、窓口で相談もできるということで、やはり連携していくことが大事だと思うんです。

これからの時期、第2波が一番怖いというところで、まだ17人以上増えていませんけれども、今後出ないような守る対策をしっかりと取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

【赤木委員】お疲れさまです。

新型コロナウイルス感染症対策関連について、1部局1問ずつ質問をさせていただきます。

まず、福祉保健部についてお尋ねをさせていただきます。コスタ・アトランチカの関連についてです。中田福祉保健部長におかれましては、連日会見を行いまして、県民の皆様へ情報発信をしていただきました。私も、その会見を毎日拝見させていただきまして、情報収集に努めていたんですけれども、そのずっと聞いている中で、5月31日には船が出港しまして、その際の最後の会見になるのですが、コスタ・アトランチカに関わった医療支援の費用について、費用

にしましては、私どもで提供したコスタ社の船員のために用意した医療支援についてはコスタ社で負担をしていただきたいと考えておりました。今、具体的な協議をコスタ社と行っているところでございますと会見で述べられております。

いつまでにとというのは、まだ入院されている方も実際いらっしゃいますので、そういった支援が終了して、協議をすることになるというふうなお話をされているんですけれども、6月17日の長崎市議会でのお話になりますけれども、入院検査医療費3,170万円、当時概算なんですけれども、長崎市は1,000万円ほどを負担して、あとは国が支払うようになるという答弁がありました。この間、コスタ社との協議、三菱造船との協議、どういったお話になって、長崎市議会での答弁になったのか。私は、県民の皆さんに向けて、ちゃんと説明責任があるのではないかなと思うんですが、この見解をお伺いいたします。

【中田福祉保健部長】まず、県の方から先に説明させていただきまして、船のそばで用意した医療の支援等については、私も直接コスタ社の幹部にお話ししまして、これはコスタ社に負担をいただきたいということをお願いしました。コスタ社としても、それは同意ということで、まず明細を見て、きちんと把握させてほしいということでしたので、6月末をめぐりに、各ご支援いただいた関係者から、かかった費用の実績を出してもらって、それをまとめて請求をするという段取りになっています。

長崎市の方は、詳細は長崎市からの報告の方が正しいのかもしれませんが、私の承知している範囲では、長崎市で負担しているのは、最初に感染拡大した際の検査費用と、入院医療

費に関しての部分と理解しています。それは私が報告を受けている範囲では、長崎市がまず国の方と、その費用負担の関係について、感染症法では、国、地元の自治体、今回の場合は、保健所設置市になります長崎市が地元自治体になりますので、長崎市と国が協議したという経緯になっています。その結果として、今回、入院医療費については、市が4分1、残り、国が4分の3となるというふうな結果として長崎市として判断されたと聞いておりまして、その個別どのような詳細な調整が行われたかまでは、私の方では、まだ詳細は把握しているものではございませんで、答弁は、ここまでとさせていただきますと思います。

【赤木委員】今のお話は分かるんですけども、私、これまで会見をご覧になっていた県民の方にとっては、県が、そういうコスト社との交渉を行ってきたという認識を持っております。それが長崎市議会では、いきな費用負担の話が、長崎市が負担があるというようなお話が出てきたので、そういった費用は、今までコスト社が払うというお話じゃなかったのかと思っている方がたくさんいらっしゃるんですけども、もうコスト社は今の入院費については払わないという認識でいいのでしょうか。まだそれも分からないということなんですか。

【中田福祉保健部長】そちらの交渉過程については、私も同席はしておりませんので、具体的に、どういったものを今回、長崎市で払うというふうな合意をしたのかというのは、私の範囲では、お答えが難しいです。ですから、かかった医療費用のうち、どの部分の範囲のことを国4分の3、市4分の1というふうに判断しているのか。というのは、感染症法との関係もあって、新型コロナウイルス感染症で入院した方の措置

入院に対する費用と理解していますので、例えば、それ以外の費用の部分は自己負担の場合も当然あると思いますし、そこは詳細は長崎市に確認しないと、私の方からは申し上げられない状況になっております。

【赤木委員】現時点では、コスト社がまだ払うかどうか分からない、県としては、把握ができていないということなんですか。

【中田福祉保健部長】長崎市がお話ししているのは、感染症法上、地元の自治体として対応する最初の検査の部分と、措置入院の対象となる入院医療費のところを長崎市として判断しているというふうに理解しています。そこを長崎市がどのようにコストと交渉したのかというのは、私も直接の交渉の場で対応した者ではありませんので、そこが何を払って、何を払わないのかというのは、私はこの場では申し上げることは難しいということでございます。私の言っているのは、それ以外の、要は、それ以外に要した医療支援、DMATとか、それは当然、船員のために特別に用意したものでございますので、それはコストとして、私がお願いしたものであるというふうには対応させていただきたいというようなお話を頂いております。

【赤木委員】分かりました。ということは、県としての負担はないという確認ではいいですか。

【中田福祉保健部長】私どもとしては、県としての負担はないということで、仮に、県で支援させていただいたものは、コストにて支援してほしいということで同意頂いて、最終的には、明細書を見て、いろいろまた協議はあるのかもしれないけれども、原則、コスト社としては、対応しますというふうにおっしゃっていますので、県としての負担はないというふうに私も理解しております。

【赤木委員】分かりました。この件、県民の皆さん、まだ最終的にどうなったのかと分かっている方いらっしゃらない方もいらっしゃいますし、コスト社がまだ県民や市民の皆さんに全然見えていない状況でございましたので、かなり疑心暗鬼になっている方もたくさんいらっしゃいますので、6月末めどに費用の請求がある、明細を見てというお話もありましたので、またこれは私も、最終的にどうなったのかというのは引き続き追っていきたいと思っております。

もう一つ、こども政策局関連で、新型コロナウイルス感染症対策関連でご質問をさせていただきます。先ほどから、慰労金について、医療従事者であったり、介護・障害施設の職員に対しての慰労金についてはお話がありましたが、保育園、幼稚園の現場で働いている方々も、新型コロナウイルス感染症対策で大変な中、施設を閉めることなく、意識高く業務に当たっていただきました。そういった方々に対しても慰労金を払ってあげたい思いは私にありますし、もちろん休業要請の対象になっていませんので、何かしらの支援は必要だと考えておりますが、これまで県が把握している保育園や幼稚園に対しての支援を行ってきたか、お尋ねいたします。

【徳永こども未来課長】 保育所、幼稚園の支援といったことについてのお尋ねかと思えます。今回、新型コロナウイルス感染症の一連の対応の中で、保育士等の方、保育現場の最前線で対応されている皆さんにつきましては、感染拡大時あるいは非常事態宣言時においても、原則開園という形で業務に従事していただいております。そういった中、普段以上の感染症予防対策の実施、あるいは新たな負担、それから心労が多い中で、自身の健康管理とかについても非常に気を遣わなければいけないというような状況がご

ざいまして、そういった意味で大変なご苦勞をいただいていると考えております。

そういった中での負担軽減ということについてですけれども、これまで、これは施設を通じてという形になるんですけれども、まずマスクにつきましては、職員1人当たり数枚の布マスクを直接県から配布をさせていただいております。また、国からも数枚配布を行っております。そのほかにも、これは国の交付金を活用したものでございますが、1施設当たり50万円を上限としたマスク、消毒液等の購入の補助費助成を行っております。消毒液は、有償ではございますが、優先供給ということで、国から供給するスキームがございましたので、そういった配布のスキームも活用させていただいて、施設に確実に物が届くようにという形でやらせていただいているところでございます。

先ほど介護の分野でお話ございました、かかり増し経費につきましても、実は、保育の分野でも同様の状況でございまして、これについても今、ちょうど予算化に向けた検討を行っているところでございますので、こういったものも含めて引き続き、施設を通じてという形にはなりますけれども、必要な対応を継続して、現場の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

【赤木委員】 今までの支援、これから予算化される部分とかご答弁を頂き、ありがとうございました。コロナ禍においても、しっかりと業務に当たっていただいた、私自身も敬意を表しますし、長崎県としても、そういった思いは持たれているということは私も認識しました。

支援の内容については、まだまだ薄いなというのは実感をしておりますので、県の予算では厳しいのは重々分かっているんですけれども、

何か国からの新しい支援のスキームであったり、ありましたら、ぜひともスピーディーに対応していただきたいと思っておりますので、これは要望させていただきます。

【深堀委員長】 しばらく休憩をいたします。
3時5分から再開いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時 4分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

【堀江委員】 保健所職員の時間外勤務について、お尋ねいたします。今日の新聞報道によれば、福岡県内18か所の保健所で、4月に新型コロナウイルス感染症の対応に当たった職員177名のうち、3割に当たる48人が過労死ラインとされる100時間を上回る時間外勤務をしていることが分かったというふうに報じられていますが、長崎県は8つの保健所があると認識しておりますけれども、こうした時間外勤務を今、把握しておりますか。

【中尾福祉保健課長】 今、把握しておりますのが、各保健所の4月の1人当たりの平均の時間外でございます。昨年の4月が1人当たり2.8時間でございます。これが令和2年の4月におきましては、9.9時間ということになっております。

【堀江委員】 これは1日当たり9.9時間の残業。もう一度言ってください。

【中尾福祉保健課長】 1人当たりの月平均の時間外を申し上げました。平成31年の4月が2.8時間、令和2年の4月が9.9時間でございます。

【堀江委員】 そうしますと、さっき私が報道の記事を言ったんですけれども、例えば、1人がどれくらい時間外をしたのか、最長でどれくらいとかということころまでは今の段階、把握しておられないということですか。

【中尾福祉保健課長】 全員の状況を把握しているわけではございませんが、今手元にあるもので、一番多く時間外をした方で65時間の方がいるというふうに把握しております。

【堀江委員】 いずれにしても、通常業務に加えて感染症の防止対策のために奮闘しておられるという状況が分かります。

問題は、今まで、職員をある意味、どちらかという増やすということよりも、行革もありまして、スリムにさせてきたと思うんですが、福岡のある市の担当者も、冬に再び感染者が増えれば、季節性インフルエンザ対応と重なり現場が混乱するおそれがあると。できるだけ早い時期に人員増などの体制強化を検討したいというふうな取材に対する答えをされているのですが、長崎県の場合は、これから先がどうなるかということもあるんですが、秋冬を踏まえてのそうした人員体制等について、今現在、見解があれば教えていただきたいと思っております。

【中尾福祉保健課長】 委員ご指摘のとおり、各保健所が新型コロナウイルス感染症対策において、相談対応でありますとか、積極的な疫学調査の実施など、中心的な役割を担っておりますので、感染者が発生するとともに、大きな業務負荷が発生するという事は事実としてあるのかと思います。

これまで各地域で発生した際には、本庁や他の保健所の保健師等を派遣するような応援態勢を取りましたり、相談が増えてきたという時期には、OBの保健師を雇用して対応していただくというようなこともやってまいりました。今後、クラスターが発生した場合の体制については、保健所を中心とした疫学調査はどういう必要な人員になってくるか、そういったことも含めて検討を進めているところであります。

また、本日の質疑の中でもありましたように、ピーク時の陽性者数、検査の実施件数がどういふふうになるかということも想定していかなければなりません。それも踏まえたところで想定される業務と必要となる保健所の体制の調整、検討を7月中ぐらいまでにはしていかなければいけないと考えております。ただ、その中で、例えば、今やっている業務の外部委託等ができないのかとか、そういったところも含めて、こういった体制を取れば疫学調査等の専門性の高い業務に保健師等の職員が専念できる体制になるのか、検討を進めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】今の福祉保健課長の答弁を了としますが、例えば、吉岐で最初に県内の感染者が出た後すぐ、当時は市議補選の前だったと思うんですが、ORCで保健師の方と一緒にになりました。現地に足を運んで、まず状況を把握して、今後の対策を考えるということを現地の保健所だけで終わらせず、本庁から出向いて対応しているということも私は目の当たりにいたしました。そういう意味では、この問題というのは、予想されるところは本当に予想して、必要な体制は、どういう体制を取るかは別としても、現場の職員の方が残業しないとやっていけないということではなく対応していただきたいということをこの機会に申し上げておきたいと思いません。

【川崎委員】新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに政府が認めたオンライン診療についてお尋ねします。様々な病院に行くのが怖いという患者さんのご要望もありましたし、促進をしているものと思います。

まず、県内の対応している施設、そして利用状況について、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】現在、県内でオンライン診療を実施している医療機関ですが、医療機関全体の約2割である300か所でございます。県の医師会等にもお聞きしたところ、4月の実績でございますが、昨年4月と比べますと、実際の電話での受診というのが10倍に増えているということでございます。

【川崎委員】やはり利用が10倍ということで大きく増えているということは今分かりました。

その中で、初診に限って抜き出してみると、何か数字はわかりますか。

【伊藤医療政策課長】昨年4月と比べた件数につきましては当然再診ということでございますが、初診については、それほど件数はございません。

【川崎委員】初診については、まだまだ周知というか、最初はやっぱりお会いして、きちんと診てもらおうということがあるので、まだまだ促進されていないのかなと思いますが、今後、県の方針としまして、このオンライン診療ということについては促進しながら拡大をしていく、そういったお考えかどうか、確認をいたします。

【伊藤医療政策課長】今回、新型コロナウイルス感染症対策ということで、オンライン診療、初診からということになっておりますが、新型コロナウイルスの感染疑い患者の診療においても、やはり視診、問診だけでは診断とか、あるいは重症度の評価というのは困難ではないかと思っております。直接の対面による診療を行う必要があるかと思っております。しかしながら、例えば、慢性疾患を有する定期的に受診をされている患者さんが、その慢性疾患に対する医薬品が必要と、そういう場合であれば、オンライン診療により感染するリスクを少なくすることは、この感染拡大防止の観点からも有効ではな

いかと考えております。

オンライン診療につきましては、現在、国において、オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会の中で検討が進められております。県といたしましても、その動向を把握しながら、あるいは県の医師会等の関係団体のご意見もお伺いしながら、今後の検討を進めてまいりたいと思っております。

【川崎委員】ありがとうございます。医師会との協議も踏まえながら、確かに劇的に変えるというのも難しいでしょうが、やれるところから促進していきながら、感染防止に努めていただきたいと思えます。

オンライン診療を促進するに当たっては、様々な課題があるんだろうと思っています。先ほど、お電話という話がありましたが、電話だったら、高齢者の方も、そう抵抗なくあるんでしょうが、例えば、画面を使った映像をリアルタイムでお送りする、そういったコミュニケーションのツールなんていうことになってくると、かなりハードルも上がってくるんだろうと思います。

そう考えると、これは民間のアンケート調査を参考にしていますが、環境整備というのがこの促進に当たっては問題であるということから、そういったICTの機器類を整備しないと、やはりきちんとした診療にも結びついていかないんだろうと思います。機器の整備、そういったIT面でのサポートについてのご見解を賜りたいと思えます。

【伊藤医療政策課長】オンライン診療につきましては、電話だけではなくて、特に、本県の場合は、あじさいネットという全県を網羅しているオンラインシステムがございますので、あじさいネットのオンライン診療への活用の可能性

についても検討してまいりたいと思っております。

その検討に当たって、実際オンライン診療を行うには、委員ご指摘のとおり、機器が必要になってまいります。今回、6月追加補正で、全医療機関等に対します感染防止対策の予算のお願いもしているところでございます。この地域医療確保・継続支援事業費につきましては、感染防止対策ということでございますので、実際、感染防止対策のための機器整備、オンライン診療に必要な機器整備につきましても対象になるかと思えますので、この事業の活用についても周知をしてまいりたいと思っております。

【川崎委員】ありがとうございました。ぜひ医療機関の皆様にはご理解をさせていただいて、環境整備に努めていただきたいと思えます。

一方では、家庭でやり取りするに当たっては、過度の機器整備を求めると、なかなかこれは前に進まないのだろうと。せめてスマートフォン、パソコンぐらいで何とかできるような環境をぜひ整えていただければと思えますので、要望に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

【下条委員】お疲れさまでございます。

私は、新型コロナウイルス感染症対策関連で、おなかに赤ちゃんがいる妊婦さんの支援についてお尋ねいたします。午前中、今富こども家庭課長からも、健やか親子サポート事業ということでご説明いただきました。不安を抱える妊婦さんへの分娩前のウイルス検査であったり、感染した場合の寄り添う支援ということで、すばらしい取組だと思っております。

地域の子育て支援センターさんを通して、様々な実際の妊婦さんの声を聞いております。中には、買い物、外出を全くしない、家の中に

います、大変不安ですとか、産婦人科、もしかしたら新型コロナウイルス感染症への感染を疑われて診察を拒否されるんじゃないか、こういった不安の声を頂いております。調べましたら、23市町で、さまざまな1人当たり3万円から10万円ぐらいの支援を行っております。単純に出産応援給付金であったり、出産祝い金というものなのですが、健診時にタクシーを利用した時に、その負担をしますとか、出産に対して不安を感じている方たちの不安解消だけでなく、応援をしていますよというような、ちょっとメッセージ性のある各市町の取組が分かりました。

県として、健やか親子サポート事業は大変すばらしい取組と思いますが、それに併せて、こういった不安を取り除くような取組、またお考えがないか、お尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】妊婦の方々の不安解消に向けた取組としましては、まず市町に対しまして、医療機関や保健所等の関係機関と十分連携をして、電話等による相談支援を行うなど、妊産婦の不安解消に努めていただくよう依頼しますとともに、県におきましても、こども家庭課内に相談窓口を設置し、不安を抱える妊産婦の相談に対応しているところでございます。また、国が作成しました妊娠中でも過度な心配は必要ないことなどを記載したリーフレットを産科医療機関や市町を通じて妊婦に配布するなど、市町や関係機関と協力しながら、妊婦の方々に寄り添った支援を行っているところでございます。

【下条委員】ありがとうございます。電話対応をしていただいたり、様々な政策で不安を取り除いていただいているという取組だったんですけども、長崎県では、先ほどの市町の中では

唯一、小値賀町が、おなかの中の赤ちゃんの支援ということで、お1人10万円の支援金ということを考えております。実際に小値賀町の担当課の方にお話を聞いたんですけども、もともと、小値賀町には産婦人科がないということで、しまからの移動費ということでの支援の色合いが強いのですが、赤ちゃんはしまの宝だからというようなことを言われておりました。この「赤ちゃんはしまの宝」というのを一つキーワードにしまして打ち出しております。

そうしたら、当然、しまの皆さんからも問い合わせはあったのですが、他県から、どのような取組をされているかというようなお問い合わせがあったそうです。やはりネーミングというのは非常に重要で、支援をしていますよということをしっかりメッセージとして届けていくということは重要だと思っております。

特に今回は、現場のお声を聞きますと、なかなか不安を抱える妊婦さんへの今の支援、たくさんありますし、しっかりされておりますが、こういったものが届いていない、また届いているんだけど、目に触れていて、スルーしている、実際感じるころまで至っていないというところが一番大きなポイントではないかと思っております。ぜひ、県から応援というようなメッセージを届けるような支援策を考えていただきたいのですが、ご見解はいかがでしょうか。

【今富こども家庭課長】実際にそういうメッセージ性をどのように届けていくのかということについては、市町とも検討していきたいと思っております。

いずれにしましても、妊婦の方々の不安解消に向けた取組というものは、少子化対策にとっても非常に重要なことだと思っておりますので、今後とも、市町や関係機関と連携しながら、し

っかりと対応してまいりたいと考えております。
【下条委員】最後になりますが、このようなメッセージ、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。このメッセージは、現在不安を抱えられている妊婦さんは、もちろん不安の解消というのは急務ですが、だけでなく、今後出産を控えている方々に対しても大きなメッセージになると思います。今、こども家庭課長は言われましたけれども、本当に私も思いまして、人口減少、自然減に対して、県としても本当に様々な取組をされておりますが、この機に、不安をしっかりと解消できるような県のメッセージを効果的に届けていきたいと要望をいたしまして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【石本副委員長】2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点は、先ほど、赤木委員から質問がありましたけれども、保育所または学童保育等、行政からの要請によってやむなく対応したというところが結構あると思うんですが、今回、医療従事者に対して、最低1人5万円という支援がありますけれども、例えば、保育所等についても、ぜひとも何らかの支援ができるような検討を再度していただきたい、私からも強くお願いをいたします。見解をお願いします。

【徳永こども未来課長】保育従事者の皆さんに対する慰労金といったところのお話かと思えます。先ほど、赤木委員のご質問の中で、施設を通じた給付等でご負担の軽減を図っているというお話をさせていただきましたけれども、今回、国の交付金において、保育従事者に関しては、慰労金の対象になっていないという状況が一つございます。どこまで給付をして、どこからが

給付対象としないのかという線引きについては、先ほどもいろいろ議論がございましたが、難しいところはいろいろあるかと思えます。ただ、保育従事者については、その他の状況をいろいろ考えまして、県単独での予算措置というのは、なかなか難しいものもあるのではないかと考えております。私どもとしては、引き続き、施設への支援その他、市町とともに、そういった様々な相談に乗ることなどを通じて、現場の負担軽減を図っていきたくと考えております。

【石本副委員長】県単独での事業化はかなり難しいというのは重々承知した上の話でありますけれども、対象者を限定しても、何がしかの支援をしてやるのが、教育現場でも今回、学童保育等の受入れというのには、保育所自体も危険を承知しながら、子どもたちのために、子どもを預かるということを一生涯懸命やっているという実態も見受けられますので、ぜひその検討はしていただきたいと思っています。

それから、これは今回の福祉保健部だけじゃなくて、全体の新型コロナウイルス感染症対策として、土木部とか、ほかの部局にも関係するところがございますが、1つは、クルーズ船のコスタ・アトランチカ号に係る事案について、今回、国、県、市町、自衛隊、そして何よりも医療機関の現場で危険と向き合いながら、一生懸命ご尽力いただきました関係者の皆様に対しては、本当に心から敬意と、深く感謝を申し上げたいと思っております。

また、今回の本県の一連の対応につきましても、本県また我が国のみならず、世界に対しても、本県の医療体制の優秀さについてアピールできたものと、誇りに思っているところでございます。

新型コロナウイルス感染症に対しては、ある

程度の検査、医療体制の確立ができつつあるものと、これまでの皆さん方のご意見を聞きながら感じているところでございますが、そこで今回のコスタ・アトランチカ号によるコロナウイルス感染症の発生により、県民の皆様にも多大なる恐怖と心配を与えたという事実は事実でございます。これに対して、今後の対応を含めて、国、県、市はじめ三菱造船、船舶代理店等の関係機関として、どのように受け止めているのか、また対策本部等での協議がなされたのか、お尋ねしたいと思います。

【中尾福祉保健課長】今回のコスタ・アトランチカ号内での新型コロナウイルス感染症の発生についての受け止めのお尋ねでございます。感染症が発生した当初から、県、これは市も同じ考えだと思いますけれども、県内の医療提供体制に重大な支障を及ぼすことがないように取り組んでまいりました。その上でも、やはり県民の皆様にご心配をおかけしたということは事実であり、その点については申し訳なく思っております。

また、三菱造船それからコスタ社におかれましても、これはプレスリリース、ホームページでの公表という形でございますが、県民の皆様に対するおわびと医療関係従事者の方々に対する感謝の旨を公表されているというふうに承知しております。

【石本副委員長】今、答弁いただきましたけれども、私の知る限りでは、三菱造船のほうでは、5月31日に、コスタ・アトランチカの出港に際して、今回、県民の皆様にも多大なるご心配をおかけしました、おわび申し上げますとともに、関係当局、医療機関の皆様にご感謝申し上げます、重要なお知らせというわずかな文面での発信がされていますけれども、こういったこと

について、県民の皆さんは、なかなか全員がそういうものを目にすることがない、私も今回調べて初めてわかったんですけれども、というのは、何を言いたいのかというのは、これまでの対応について、県民の皆様は、やっぱり不信感がある、本当に今後大丈夫なのかというところがまだ払拭されていないという状況で、今後、第2波、3波が心配される中で、再びクルーズ船等による観光客が戻ってくると考えますが、二度と今回のような同じことを繰り返さないためにも、今回発生した原因について、国、県、市、三菱造船、船舶代理店、そして関係機関等を含めてしっかりと検証をした上で、十分な対策を構築していく必要があると考えますけれども、県のお考えをお尋ねします。

【中尾福祉保健課長】検証それから対策についてのお尋ねでございますが、まずは、これまで取り組んできた一連の対策として、DMAT等を含め、ご支援をいただいた方々から早急に聞き取りを行いまして、課題として認識される事項等について取りまとめ、検証作業を行いたいと考えております。その検証結果も踏まえまして、課題への対応方策を検討し、専門家の評価を経た上で、検証結果を取りまとめたいと考えているところでございます。

【石本副委員長】当然、その課題の取りまとめが終わった暁には、皆様にご公表していただきたいと思っております。

そしてまた、今後は、外国クルーズ船の入港時のチェック体制をはじめ、長崎空港での入国管理体制などの水際対策の強化について、国、関係機関等による連携した体制づくりが必要であると考えます。そして、県民が本当に安心できるよう、今回の一連の経過と今後の対応、対策について、先ほど、課題を取りまとめるとい

うことをございましたけれども、その暁には、県のトップによる記者会見等による公表が必要であると考えます。そうすることで、県民の皆様様の安全・安心を守る県としての責任というふうに考えておりますけれども、県の考えを再度お尋ねします。

【中田福祉保健部長】今回の検証におきましては、福祉保健部だけではなくて、土木部はじめ関係部局も連携して取り組むこととしております。したがって、県全体としての課題というふうに認識しておりますので、私のほうからも、よく知事と相談させていただきまして、そういった県民に安心、正確な情報が伝えられるような取組を進めていきたいと思っております。

【石本副委員長】ありがとうございます。そうすることが、本県の信頼の確保につながり、また県民の信頼にもつながっていく、ひいては他国に対する長崎県の安全性、医療体制の確立とか、そういったアピールにもつながっていくと思えますし、それがひいてはまた観光県長崎のアピールにもつながっていくと思えますので、関係部局と連携して、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時32分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

理事者の皆様はお疲れさまでした。

午後 3時33分 休憩

午後 3時34分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、7月1日（水曜日）の予算決算委員会における文教厚生分科会長報告及び7月3日（金曜日）の本会議における文教厚生委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時36分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

文教厚生分科会長報告及び、文教厚生委員長報告については、協議会における委員の皆様様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

午後 3時40分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時41分 閉会

7 月 3 日

こども未来課長 徳永 憲達 君

こども家庭課長 今富 洋祐 君

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年7月3日

自 午前10時28分
至 午前10時50分
於 委員会室2

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第109号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第6号）

2、出席委員の氏名

分科会長 深堀ひろし 君
副会長 石本 政弘 君
委員 中山 功 君
" 外間 雅広 君
" 堀江ひとみ 君
" 川崎 祥司 君
" 松本 洋介 君
" 大場 博文 君
" 下条 博文 君
" 赤木 幸仁 君

7、審査の経過次のとおり

午前10時28分 開会

【深堀分科会長】皆さん、おはようございます。
ただいまから、予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

本日の分科会における理事者の出席については、第109号議案に関係する範囲で、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

本日、本分科会として審査いたします案件は、第109号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」であります。

審査方法について、お諮りいたします。

本日審査する議案は、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の第2次補正予算に伴うものであり、本日午後の予算決算委員会及び本会議で審議する必要があることから、第109号議案について午前中の審査といたしますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、議案の説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】本日、追加提案いたしました第109号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち福祉保健部関係部分

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 中田 勝己 君
福祉保健部次長 安永 留隆 君
福祉保健課長 中尾美恵子 君
医療政策課長 伊藤 幸繁 君
長寿社会課長 尾崎 正英 君
障害福祉課長 中村 浩二 君

こども政策局長 園田 俊輔 君

について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料福祉保健部（追加2）の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算における補助単価等が示されたことに伴い、必要な予算を追加しようするものであります。

歳入予算は、福祉保健部合計で35億8,795万1,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で29億518万2,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容について、ご説明いたします。

（感染症対策のためのかかり増し経費の助成について）

介護サービス及び障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費の助成に要する経費として、29億518万2,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

次に、こども政策局長より、議案の説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】 こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料こども政策局（追加2）の1ページをご覧ください。

本日、追加提案いたしました第109号議案「令

和2年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算における補助単価等が示されたことに伴い、必要な予算を追加しようするものであります。

歳入予算は、こども政策局合計で4,900万円の増、歳出予算は、こども政策局合計で7億3,176万9,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、児童福祉施設等における感染拡大防止支援について、保育所や幼稚園、児童養護施設等において、感染症対策の徹底を図りながら、継続的なサービスの提供等を実施するための支援として、衛生用品等の購入、消毒・清掃、外部専門家等による研修の実施などの感染症対策を行うためのかかり増し費用を助成するため、2ページに記載のとおり、1は、保育所等について、2は、放課後児童クラブ等について、3は、幼稚園等について、4は、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する市町について、5は、児童養護施設等について、それぞれ計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

次に、長寿社会課長より、補足説明を求めます。

【尾崎長寿社会課長】 私の方から、介護サービス施設等における感染拡大防止支援について、ご説明いたします。

補足説明資料の長寿社会課分をご覧いただきたいと思ひます。

今回、介護サービス施設等に係るものとして予算計上いたしておりますのは、20億6,800万円となります。

事業の概要は、国の補助率10分の10の交付金を活用し、介護サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、継続してサービス等を提供できるよう、通常の介護サービス等では想定されないかかり増し経費に対して助成を行うものであります。

対象経費の例といたしましては、マスクなどの衛生用品の購入費、建物内外を消毒する費用、感染防止を徹底するための面会室の改修費や外部専門家による研修実施費用となります。

対象の期間は、本年度令和2年4月から令和3年3月となっております。

対象施設につきましては、県内の介護サービス施設・事業所となり、約3,300カ所となります。

助成額につきましては、施設種別ごとに国が定める基準単価が上限となっており、通所介護事業所では、1事業所89万2,000円、訪問介護事業所では、1事業所53万4,000円、特別養護老人ホームでは、1定員当たり3万8,000円であり、50名の定員であれば190万円が上限となります。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】次に、障害福祉課長より、補足説明を求めます。

【中村障害福祉課長】追加補正予算のうち障害福祉課関係部分について、ご説明申し上げます。右上に、補足説明資料の障害福祉課分と書いてございますのをご覧ください。

今回の追加補正は、障害福祉サービス施設等における感染拡大防止支援について8億3,718

万2,000円を計上しております。

これは、先ほどの介護施設と同様、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、継続して、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成するものです。

対象経費は、先ほどの介護施設と重複しておりますので、説明を省略いたします。

対象施設は、県内の障害福祉サービス施設・事業所等約2,800カ所で、助成額は、資料の下の方に例を記載しておりますように、サービス種別ごとに、国が上限となる基準単価を各事業所単位で示しております。

以上をもちまして、障害福祉課の補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、こども未来課長より、補足説明を求めます。

【徳永こども未来課長】私の方から、児童福祉施設等における感染拡大防止支援について、ご説明をさせていただきます。

右肩に、「令和2年度6月補正（追加2）補足説明資料 こども未来課」と記載しております資料をご覧ください。

まず、事業概要といたしましては、施設や職員が、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を支援するというものでございまして、対象経費といたしましては、（1）マスクや消毒液の衛生用品や感染症防止のための備品の購入、あるいは施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等に伴う費用、（2）職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための研修費用やかかり増し経費でございます。

なお、かかり増し経費の例といたしまして、これは児童福祉施設等に関するものでございますが、四角囲みで記載をさせていただいております。

内容につきましては、消毒や清掃を行った場合の職員の超過勤務手当、もしくは非常勤職員を雇った場合の賃金、あるいは職員個人が感染症防止対策として必要とする物品への購入支援などが、例示として要綱に示されております。

なお、今回、厚生労働省所管の児童福祉施設等につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で交付されることとなりますが、文部科学省所管の幼稚園については、教育支援体制整備事業費交付金という別の事業での交付金となります。

また、その幼稚園につきましては、現在、対象経費の詳細が一部示されておられません。確認ができ次第、速やかに周知を図っていきたくと考えております。

次に、2番といたしまして、対象施設及び事業を記載させていただいております。

保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、児童養護施設、児童自立支援施設をはじめ、延長保育事業などの事業についても幅広く対象となっております。

3番といたしまして、1カ所当たりの補助基準額は上限50万円でございますが、国負担10分の10で交付されることとなっております。

対象施設区分ごとの箇所数と計上額については、表の4に記載のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】それぞれ各担当課から説明がありました補足説明資料に基づいて質問いたします。

対象となるかかり増し経費の例として、子ども未来課の方、児童福祉等の施設では、超過勤務手当であったり、非常勤職員を雇用した場合の感染拡大防止支援については、例として挙げますよという例があるんですが、これは、介護のサービス施設とか、障害福祉サービスの施設等においては、こうした賃金の補償も対象なんでしょうか、教えてください。

【尾崎長寿社会課長】介護サービス施設等における感染拡大防止支援策につきましては、実施要綱によりますと、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費というものが支援対象経費として盛り込まれておりますが、これが児童の部局と同じものかどうかということについては、国の方に確認をして、それが対象になるかどうかということを確認して、周知を図ってまいりたいと思います。

【中村障害福祉課長】国の方から示されました実施要綱、障害分につきましては、先ほどの介護分と同じように、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費というのが必要な経費の例として記載しておりますので、先ほどの長寿社会課と同様に、国に確認した上で実施したいと思っております。

【堀江委員】国の通達も6月19日というふう聞いておりますので、なかなか詳細が分からない部分がありますが、予算に計上し、県民、各関係施設に広く広報するというのであれば、きめ細かに分かるようお願いをしたいと思います。

もう一つなんですが、この実務処理体制です

よね。慰労金の場合は、障害も、長寿も、子どもの方も、それぞれ同じような実務なので、一つのところに委託するというふうな答弁だったかと思うんですが、今回の、このかかり増し経費の助成の実務的な対応はどのようなふうになるのか教えてください。

【尾崎長寿社会課長】今回のかかり増し経費の申請から支払いに向けての事務についてのお尋ねでございますけども、国からお示しされているスキームは、慰労金の支給と同じ形で国保連合会の方に委託するようなスキームを示されているところでございまして、県においても、各事業所様からそういった慰労金とともに、このかかり増し経費の分も申請していただき、そして、一括して支払うような形の事務を今考えているところでございます。

ただ、この交付金そのものの審査については、県で審査するということが求められておるところでございまして、こちらの審査事務につきましても、会計年度任用職員などを雇用して、できるだけ速やかに支給ができるような体制をつくってまいりたいと考えているところでございます。

【堀江委員】要は、人員体制ですよね。国保連合会という名前が出ましたけれども、実際に、じゃ審査は県でやるとしても、県の体制も必要だし、実際に、その実務をさらに、いわば処理していくには人がいないと、マンパワーがないと、これはいつまでたってもおりないという形になっていくので、そこの人的配置ということでは、慰労金も含めて、特に集中したらすごい量になると思うんですが、見通しとしては、これから取るという形になりますか。

【尾崎長寿社会課長】基本的には、必要な人員体制については、これから整備をしてまいりた

いと考えておりました、委託先のところにつきましても、正式には、今後、協議をして、決定していきたいと考えております。

委員ご指摘のとおり、事業所の皆さんに速やかに支援金をお届けするということができるように、しっかりした体制をつくってまいりたいと考えております。

【深堀分科会長】ほかありませんか。

【川崎委員】おはようございます。連日お疲れさまでございます。

このかかり増し経費が及ぶ期間のことについてのお尋ねでございます。おっしゃっておられたのかもしれませんが、少し聞きそびれたところもあります。

要は、既にいろんな対策に着手をして、既に経費が発生されている施設さんも多くあられると思います。

今回、示されたこの感染拡大支援について、それが遡及される、遡るものなのかどうなのか、それぞれご回答をお願いします。

【尾崎長寿社会課長】介護分の対象経費は、令和2年4月1日から遡って対象となるということとございまして、今年度いっぱい、令和3年3月末までが対象期間となっているところでございます。なので、これまでの実績の分と、今後かかるであろうということで概算でお支払いするという形の両面あるということとございませぬ。

【中村障害福祉課長】障害分につきましても、国からの通知で、令和2年4月1日から適用するというふうに記載してありますので、先ほどの長寿社会課長の答弁と同様でございます。

【徳永子ども未来課長】児童福祉関係につきましても同様に、令和2年4月1日に遡って1年間ということと通達がっております。

【川崎委員】伺いまして安心をいたしました。

そうしますと、ぜひこれはお願いですが、この予算については、報道機関のご協力もいただきながら、皆さんが目にするようになるかと思えます。そうすると、まさしく今のよう、必ず疑問のことが湧いてくると思えます。「あっ、こういった制度ができたから連絡があるまで、例えば、整備をちょっと先送りしようか」とか、そうなってくると、また本末転倒といえますか、せっかく頑張っておられるところに隙間があってもいけないと思えますので、遡っても大丈夫ですよということはしっかりと周知をしていただいて、そして、隙間なく感染防止に役立てていただけるように、まず、周知を頑張ってお組み立ていただければと思えます

【深堀委員】ほかにありませんか。

【下条委員】お疲れさまです。1点ご確認をさせていただきます。

先ほど川崎委員が対象期間のお話をされましたけれども、これは、実際に、その申請をして給付されると思うんですけども、こういった実際の申請であったり給付という、そのスケジュール感をそれぞれお尋ねいたします。

【尾崎長寿社会課長】今回、補正予算がご承認いただけましたら、速やかに国に申請を行って、国の交付決定がつき次第、各事業所に対象となる経費等について周知を行うという作業を行ってまいりたいと思えます。

その上で、申請を受け付けて、順次、受け付けた分から支払いというふうな手続になるかと思っておるところでございます。現時点で支給時期を、この時期からということで明言できませんけれども、速やかに支給できるようにしてまいりたいと思えます。

【中村障害福祉課長】障害分につきましても、

介護の方と同様でございます、国の交付決定が来次第、速やかに周知を図って実施してまいりたいと思えます。

【徳永こども未来課長】児童福祉関係のスケジュールにつきましては、国への交付のお願いとか、交付決定のスケジュールは一緒になると思うんですけども、児童福祉関係については、大半が市町が実施主体となっている事業でございますので、県から市町の方へ、まず周知して、市町の方で申請を受け付けていただくこととなります。

先ほど実施体制についてのお話ございましたが、児童福祉の部分については、市町が窓口となりますが、この50万円については、内容的には、審査というほどの内容はございませんので、速やかにできるのではないかと考えております。

【下条委員】ありがとうございます。

報道の方で、こういった支援がありますよと少し流れた時に、いつから開始されますかというお尋ねが多かったので、決まり次第、ぜひ速やかに皆さんに周知をしていただきたいと思います。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第109号議案について、原案のとおり、可決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第109号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

【深堀分科会長】 分科会を再開いたします。

これをもちまして、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時50分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年7月1日

文教厚生委員会委員長 　　ごう　まなみ

議長　　瀬川　光之　　様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 80 号 議 案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（関係分）	原案可決
第 81 号 議 案	会計年度任用職員の報酬等に関する条例（関係分）	原案可決
第 84 号 議 案	長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 95 号 議 案	財産の処分について	原案可決

計　　4 件（原案可決　4 件）

委員長（分科会長） ごう まなみ

副委員長（副会長） 中村 一三

署名委員 山本 由夫

署名委員 堤 典子

書記 佐原 昌子

書記 菅 達郎

速記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会

文教厚生分科会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております令和元年度予算の補正を、3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

総務部所管の補正予算額は、

歳入予算は、

国庫支出金	583万6千円の減
合 計	583万6千円の減

であります。

この歳入予算の内容は、

私立学校振興費補助金	546万9千円の減
教育総務費委託金	36万7千円の減

であります。

歳出予算は、

大 学 費	657万7千円の減
私立学校振興費	5,533万9千円の減
合 計	6,191万6千円の減

であります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

大学費の減額の主なものは、

県立大学実践的教育推進事業費 359万 3千円の減

であります。

私立学校振興費の減額の主なものは、

高等学校私立学校助成費 4,098万 8千円の減

であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会
予算決算委員会
文教厚生分科会関係説明資料
(追加1)

総務部

【予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料 総務部の1頁3行目から5行目を削除し、次のとおり挿入】

第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分

であります。

【予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料 総務部の1頁5行目の次に、次のとおり挿入】

はじめに、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金	600万	円の増
合 計	600万	円の増

歳出予算は、

大 学 費	2,429万	円の増
私立学校振興費	2,177万	5千円の増
合 計	4,606万	5千円の増

となっております。

この歳出予算の内容は、

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少等により、意欲ある学生が修学を断念することがないよう、経済的に困窮している学生に対して県立大学及び私立専修学校が行う独自の授業料減免に対し支援を行うものであり、

県立大学に対する経費として、

大 学 法 人 費	2, 4 2 9 万	円
-----------	------------	---

私立専修学校に対する経費として、

私 立 学 校 助 成 費	9 7 7 万	5 千 円
---------------	---------	-------

を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休校等に伴う学習の遅れに対応した補習等を実施するため、私立学校の学習指導員等に要する追加費用の一部を助成する経費として、

私 立 学 校 助 成 費	1, 2 0 0 万	円
---------------	------------	---

を計上いたしております。

次に、報告第3号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

令和2年6月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(私立高校の就職状況について)

私立高校における今春卒業生の就職率は、令和2年3月末現在で98.0%と前年度と比べ1.9ポイントの増となっており、就職した生徒の中での県内就職者の割合は73.6%と前年度比6.1ポイント増加しております。

県内就職割合が増加した要因としては、県内に就職する生徒の割合が高い普通科で就職希望者が増加したことや県内に就職する生徒の割合が低い家庭科や工業科で就職希望者が減少したことなどが考えられます。

県といたしましては、引き続き、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、各学校の進路指導担当教員や県内就職推進員と、より一層の連携を図り、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会・見学会など、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やす等、県内就職の促進に取り組んでまいります。

(県立大学の就職状況について)

県立大学における新学部の第一期生となる今春卒業生の就職率は、令和2年4月末現在で99.2%と前年度と同率となっており、学部別では、経営学部が98.1%、地域創造学部が99.5%、国際社会学部、情報システム学部、看護栄養学部は100.0%となっております。

その一方、就職者のうち県内就職者の割合は28.8%で、前年度比5.6ポイント減少しております。

これまでも県立大学では、就職ガイダンスによる基本的な知識の習得、就職課での進路相談や企業見学会、就職実践セミナーの開催など学生へのきめ細かな就職支援のほか、地域に根ざした実践的な教育やOB・OGとの交流など県内就職率向上に積極

的に取り組んでまいりましたが、県内出身学生の県内就職率が50.5%と前年度比9.2ポイント減少したことが、全体の県内就職率を引き下げる結果となりました。

また、全国的な人材不足を背景に首都圏・福岡地域をはじめとした県外の大手企業の採用意欲が旺盛であったことから、学生の進路の選択肢が大きく広がったことも一つの要因と考えております。

県といたしましては、県内就職率向上のため、産業労働部など関係部局と連携しながら、さらなる施策の検討を行うとともに、学科ごとの就職状況を分析しながら、学生のスキルを活かせる県内企業の情報をもとに、学生と県内企業をつなげる取組などを県立大学と一体となって実施してまいります。

(体罰に係る実態調査について)

体罰の実態を把握し、その根絶を図るため、令和元年度における私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に調査を実施いたしました。その調査結果では、体罰と認知された件数は7件で前年度より2件減少、体罰を行った教員数は7人で前年度より2人の減少、体罰を受けた児童・生徒数は7人で前年度より2人減少しております。

県といたしましては、平成30年度に体罰が発生した学校の教頭・副校長に対する聴き取り調査を行い、再発防止策を確認し、確実に実施されるよう指導するとともに、さらなる研修の依頼等、体罰防止の徹底を図ってきたところですが、依然として私立学校における教職員の体罰に対する認識が不十分であるということを示すものとして重く受け止めております。今後とも、体罰根絶に向け、校長会・教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、私立学校教職員の体罰防止に係る意識の徹底を図ってまいります。

(長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について)

長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定につきましては、昨年11月29日に閣議

決定された国の「子供の貧困対策に関する大綱」の内容や、昨年4月に公表した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果等を踏まえ、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見を伺うなど、検討を進め、今回、素案を取りまとめました。

この素案は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としており、総務部の関係部分では、就学支援金の支給などによる高校中退を予防するための取組や県立大学生に対する経済的支援などを推進していくこととしております。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら、本年10月の策定に向けて取り組んでまいります。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少や Society5.0 の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、総務部は、「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」の3つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、魅力ある・選ばれた県立大学づくり、「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」においては、魅力ある私立学校づくりや私立学校の耐震化の推進、「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」においては、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター

(仮称) を活用した産業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では

国庫支出金	6,954万	6千円の増
諸収入	179万	7千円の増

歳出予算では、

高等学校費	1億 3,214万	2千円の増
特別支援学校費	3,220万	2千円の増
社会教育費	716万	6千円の増
保健体育費	666万	6千円の増

であります。

この結果、令和2年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,355億 5,101万 6千円

となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金	6,954万	6千円の増
-------	--------	-------

については、

県立中学校及び特別支援学校の小中学部における「一人一台端末」等の整備に係る
国庫補助金

6, 311万 4千円の増

県立盲学校のトイレ改修工事に係る国庫補助金

643万 2千円の増

であります。

諸 収 入

179万 7千円の増

については、

令和2年3月の学校の臨時休業に伴い発生した、給食業者の損失に対する支援に係る
全国給食会からの補助金であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

県立中学校及び特別支援学校の小中学部における「一人一台端末」等の整備に係る
経費として

1億 3, 214万 2千円の増

県立盲学校のトイレ改修工事に係る経費として

3, 220万 2千円の増

令和2年3月の学校の臨時休業に伴い発生した、給食業者の損失に対する支援に係る
経費として

239万 7千円の増

教育委員会所管の指定管理施設について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
負担金の精算に係る経費として

1, 143万 5千円の増

を計上いたしております。

債務負担行為については、新型コロナウイルスの影響により、令和元年度中に契約を結ぶことができなかつた県立学校の複写サービス契約について、今年度新たに契約を結ぶための経費として

教育行政事務機器賃借等 1,463万 1千円の増
を計上しております。

次に、先の2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、「令和元年度長崎県一般会計補正予算」について、令和2年3月31日付けで知事専決処分いたしましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	2,055万 9千円の減
国庫支出金	2億 1,810万 2千円の減
財産収入	441万 3千円の増
寄附金	5万 円の増
繰入金	1,414万 2千円の減
諸収入	3,535万 2千円の減
合 計	2億 8,369万 2千円の減

歳出予算では、

教育総務費	4億 7,291万 円の減
小学校費	1億 1,153万 2千円の減
中学校費	1億 3,452万 6千円の減
高等学校費	2億 4,447万 4千円の減
特別支援学校費	2億 4,515万 円の減

社 会 教 育 費	1 億	4, 291 万	1 千円の減
保 健 体 育 費		7, 003 万	5 千円の減
県有施設等災害復旧費		2, 987 万	円の減
合 計	1 4 億	5, 140 万	8 千円の減

であります。

歳入予算の主なものは、

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金

1 億 6, 709 万 8 千円の減

日本スポーツ振興センター災害共済給付金

3, 071 万 円の減

歳出予算の主なものは、

市町村立学校県費負担教職員、県立学校教職員及び教育委員会事務局職員の

退 職 手 当 1 億 8, 378 万 3 千円の減

給 与 費 3 億 1, 054 万 円の減

県立高等学校及び特別支援学校の

施 設 整 備 費 3 億 6, 175 万 3 千円の減

であります。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

(追加1)

教 育 委 員 会

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 教育委員会 1頁3行目から6行目を削除し、次のとおり挿入する】

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分

であります。

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 教育委員会 3頁5行目の次に、次のとおり挿入する】

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では

国庫支出金	1億 2,233万	円の増
-------	-----------	-----

歳出予算では、

教育総務費	399万	2千円の増
-------	------	-------

高等学校費	1億 7,400万	円の増
-------	-----------	-----

特別支援学校費	9,693万	9千円の増
---------	--------	-------

保健体育費	1,202万	5千円の増
-------	--------	-------

合計	2億 8,695万	6千円の増
----	-----------	-------

であります。

この結果、令和2年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,358億 3,797万 2千円

となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金 1億 2,233万 円の増

については、

各学校が迅速かつ柔軟に、感染症対策や学習保障等の取り組みを実施するための経費に係る国庫補助金

1億 1,100万 円の増

学習支援員等への経費の補助に係る国庫補助金

133万 円の増

全国高等学校総合体育大会の代替として開催する地方大会の運営経費・感染予防対策経費に係る国庫補助金

1,000万 円の増

であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

各学校が迅速かつ柔軟に、感染症対策や学習保障等の取り組みを実施するための経費として

2億 2,200万 円の増

障害のある児童生徒の新型コロナウイルス感染症への感染リスク低減を図るために実施する特別支援学校のスクールバス増便に係る経費として

4,893万 9千円の増

感染症対策の強化を図りつつ、臨時休業中の未指導分の補習等の実施など子供の学びの保障をサポートするため、市町が雇用する学習支援員等に係る経費の一部補助を

行うための経費として

399万 2千円の増

全国高等学校総合体育大会の代替として開催する地方大会の運営経費・感染予防対策経費についての補助に係る経費として

1,000万 円の増

令和2年4月及び5月の学校の臨時休業により、影響を受けた学校給食納入業者への支援に係る経費として

202万 5千円の増

を計上いたしております。

令和2年6月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(損害賠償の額の決定について)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった会議にかかる旅行代金の損害賠償金17,840円を支払うため、また、同様の理由により中止となった長崎東高校の海外研修渡航にかかる委託契約の契約解除に伴う損害賠償金522,720円を支払うため、去る3月23日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(教科書採択について)

中学校では来年度から新学習指導要領が全面実施されることに伴い、新たに文部科学省の検定を経た教科書を使用することとなります。

そのため、県内12の採択地区において、中学校で使用する全ての教科の教科書を採択することとなります。

県教育委員会としましては、市町教育委員会が実施する採択業務への指導、助言等を行うとともに、採択の公正確保についても引き続き指導を徹底してまいります。

(学校の臨時休業に伴う学力の保障等について)

小中学校の臨時休業に伴う学力の保障等については、市町教育委員会に対し、地域の感染状況や、学校・児童生徒の状況を把握しながら、子供たちの家庭での学習を支援するために必要な措置を講じるよう要請してまいりました。学校再開後の教育活動についても、各市町の取組について課題を共有し、協議を深めております。現在、各市町では、地域の実態に応じながら、学校行事や学習内容を見直すとともに、夏季休

業期間を短縮して学習指導を行うなどの対応により、子供たちの学力を保障するために最大限の工夫を行っているところです。

県立高校においては、長期休業中の授業日設定や、学校行事の精選・見直しを行うなど学力の保障のため、授業時間の確保に努めるとともに、授業と家庭学習を効果的に組み合わせた学習指導を行うなど、効率的な学習活動を展開できるよう各学校で工夫しているところです。

加えて、ICTの活用についても、すべての普通教室に設置している電子黒板や、今年度整備を計画している校内の高速ネットワーク等を活用し、学習の充実を図ってまいります。

このほか、高等学校入学者選抜については、文部科学省からの通知を受け、学校の臨時休業により、生徒の出席日数や学習評価等の内容、部活動の実績等、調査書に記載できる事項が少ないことによって、受検者が不利益を被ることがないように配慮するよう県立高校へ通知したところです。併せて学力検査の内容等についても、中学校3年生の学習状況等を踏まえ、配慮することを検討しています。

県教育委員会としましては、引き続き感染症対策を講じながら、児童生徒の学びを保障する教育活動の実施や支援に努めてまいります。

(全国及び県学力調査について)

本年度の全国学力・学習状況調査につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業の影響を鑑み、国において中止の決定がなされましたが、本県独自の県学力調査につきましては、県内児童生徒の学習の定着状況を把握し、今後の学習指導に生かすための貴重な機会として、市町教育委員会とも十分に協議した上で、7月中に実施することといたしました。

なお、全国学力・学習状況調査につきましても、今後、国から送付される問題冊子等の取扱いを含め、県内児童生徒の学力向上のために、市町教育委員会及び学校にお

いて有効に活用することができるよう支援してまいります。

(教職員の体罰について)

県教育委員会では、体罰の根絶を「最重要課題」の一つと位置付け、平成24年度から毎年教職員及び児童生徒・保護者に対して体罰の実態調査を実施しております。

令和元年度の調査結果では、体罰件数が39件、体罰を受けた児童生徒は79人で、前年度と比較し、件数で1件、児童生徒数で5人増加しました。件数の増加は、児童生徒の反抗的な態度や、やる気のない態度に対し冷静さを失い体罰に及んでしまうなど、体罰が児童生徒に与える影響への認識が不十分な教員が依然としているためと考えられます。また、体罰を受けた児童生徒数が増加した理由は、生活指導や部活動指導の場面で、1人の教諭が複数の児童生徒に対し、威圧的な暴言や、平手で頭を叩くなどの行為に及んだ案件があることによります。これらの行為は、児童生徒の心に深刻な影響を与え、大きな傷を負わせてしまいかねないものであり、未だ根絶に至らないことを大変重く受け止めております。

県教育委員会としましては、体罰根絶に向け、平成29年度から体罰によらない指導について、全ての教員が目標を設定し、校長面談において成果を確認する取組や、体罰で指導を受けた教員に対してアンガーマネジメント研修等を義務付け、学校内での計画的なフォローアップを行う「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を実施するなどの取組を行っています。

引き続き、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて体罰根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、体罰を許さない環境づくりを目指し、教職員の意識改革を進めてまいります。

(令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験について)

教員の採用については、受験者の負担軽減による志願者の増加を図る目的として、

勤務成績の優秀な臨時的任用等教員及び国公立学校本務教員に対する第1次試験の全て又は一部の免除に加え、今回の試験から本務者免除申請者に対し、各校種・職種ともに第2次試験の小論文を免除しています。また、小学校教諭および養護教諭の第2次試験の実技適性試験を廃止する等、制度の改善を図りながら、優れた資質と豊かな人間性を備え、強い使命感と情熱あふれる人材の確保に努めているところです。

なお、令和3年度の教員採用予定者数は、退職者数や児童・生徒数の推移等を見込んで、昨年度より5名多い425名としております。

今後とも、受験者の教科指導力及び人間性や社会性等がより正確に把握できる選考を実施し、優秀な教員の確保に努めてまいります。

(高校生の進路状況について)

令和2年3月公立高等学校卒業者の就職内定率は、99.5%と前年より0.1ポイント上回る結果となっております。このことは、各学校の粘り強い進路指導や各種支援事業による成果であり、昨年度に引き続き高い就職率を維持しております。

今後、県教育委員会としましては、新型コロナウイルスの影響に伴う企業の採用状況を注視しながら、県立学校に配置しているキャリアサポートスタッフに対し、県内企業の求人開拓や進路相談への対応など、生徒の就職支援をより充実できるよう指導助言してまいります。また、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携を密にして、県内企業に関する情報を積極的に提供するなど、高校生の県内就職率の向上に努めてまいります。

今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業生数に対する進学者数の割合が、前年比1.4ポイント増の66.8%となっています。

今年度から、従来の「大学入試センター試験」にかわる「大学入学共通テスト」が実施され、大学教育の基礎力となる知識・技能や思考力、判断力を問う試験となります。

県教育委員会としましては、このような変化に対応するため、「論理コミュニケーション育成事業」や「これからの社会を生き抜く力を持ったグローバル人材育成事業」など様々な取組を行います。各学校が高校生に身につけさせるべき力を明確にして組織的に指導改善を図る取組を支援し、生徒の学力向上と進路の実現に努めてまいります。

（「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について）

毎年、5月から7月の間の1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、すべての公立学校で、保護者や地域住民の皆様に学校の教育活動を公開しております。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、当初設定していた「5月から7月」の期間を、各学校の実態や地域の状況に応じた弾力的な取組として、「9月から11月」に変更して実施します。

各学校においては、「道徳の授業等」の授業公開及び「SNSノート・ながさき」を活用した取組を行い、命を大切にする心や思いやりの心を育む授業を展開することとしております。情報モラルについての学びを通して、相手の立場に立った言動などを大切にする心情や「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」という意識を育んでまいります。

また、期間中は、県教育委員が県内の学校を訪問していますが、今年度は、PTA連合会も同行し、本土部における小学校1校を10月に訪問する予定としております。

今後も、地域や学校の実情に応じ、学校・家庭・地域の連携の充実を図りながら、各学校における本教育週間を活性化させることにより、いじめの防止や「いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子」の育成に努めてまいります。

（新県立図書館の整備について）

県立長崎図書館の郷土部門として整備する県立図書館郷土資料センター（仮称）に

については、令和3年度末の開館を目指しており、現在、施設の実施設設計が完了したところでは、

当センターでは、本県の歴史や文化、産業等に関する地域資料や長崎ゆかりの文学関連資料及び映像等資料の収集、保存に努めるとともに、ミライオン図書館のサテライト機能を持たせるなど、利用者の利便性向上を図ることとしております。

また、長崎歴史文化博物館をはじめとする関係機関と連携しながら、本県の歴史的・学術的情報を後世に伝え、歴史研究や文化活動の活性化に寄与する図書館を目指してまいります。

(文化財の指定について)

去る3月19日に、国の文化審議会は、佐世保市の「ながさきけんふくいどうくつしゅつどひん長崎県福井洞窟出土品」を重要文化財に指定するよう、文部科学大臣へ答申を行いました。

本文化財は、史跡福井洞窟から出土した土器片及び石器287点で、北部九州における旧石器時代から縄文時代の移行期の特徴をよく示していることが、学術的に高く評価されました。

今回の答申により指定されると、本県の国指定の重要文化財のうち美術工芸品は34件となります。

(長崎県文化財保存活用大綱(素案)について)

過疎化や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となる中、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会が総がかりで、その継承に取り組んでいくことが求められています。このため、国では、地域における文化財の計画的な保存と活用の促進を図ることを目的として文化財保護法を改正し、昨年4月に施行されたところです。この法改正により、都道府県は文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方針を定めた「文化財保存活用大綱」を策定できることとなりました。

本県においても、昨年度から庁内関係課で組織する協議会を立ち上げ、文化財の専門家や県内各市町文化財担当部局からの意見聴取を行い、検討を進め、このたび、長崎県文化財保存活用大綱（素案）としてまとめたところです。

今後も引き続き、専門家の御意見等を聴取するほか、7月にパブリックコメントを実施した上で、来年2月までの策定を目指して取り組んでまいります。

（県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査について）

旧県庁舎跡地の埋蔵文化財調査については、昨年度実施した範囲確認調査において、旧県庁本館西側部分で江戸時代前期の遺跡が、出島側南門付近で江戸時代以降の石垣及び江戸時代前期の町屋の遺跡が残存していることを確認いたしました。

今回の調査は、当初の計画どおり、旧県庁舎出島側南門付近の江戸時代以降の石垣及び江戸時代前期の町屋の遺跡について、5月19日から10月下旬までを目途に内容確認調査を実施いたします。

発掘調査にあたっては、県ホームページを通じて随時情報提供を行うとともに、調査の進捗状況に合わせ、現場の安全面にも配慮しながら、可能な範囲で調査現場の公開を行うこととしております。

（部活動における各種大会について）

運動部においては、全国及び県の高等学校総合体育大会や高等学校野球選手権をはじめとする各種大会が中止され、選手や指導者の皆様のことを思うと大変残念であり、心が痛みます。このような状況の中で、3年生がこれまでの成果を発揮する場として、競技ごとに代替となる大会が計画されております。

選手の皆様には、これまで磨いてきた技とスポーツを通して培ってきた力を存分に発揮していただきたいと思っております。

また、文化部においては、7月31日から開催予定の全国高等学校総合文化祭高知

大会が、参加生徒を高知県に集めないWeb上での発表・交流による開催へと変更になりました。

なお、11月開催予定の県高等学校総合文化祭及び県中学校総合文化祭については、新型コロナウイルス感染症対策の措置等を講じたうえで、発表の機会が提供できるよう、内容についての検討を進めてまいります。

(令和3年度県立高等学校・中学校生徒募集定員及び公立高等学校入学者選抜制度の改善について)

令和3年度の県立高等学校の総募集定員は、本年度と同じ9,840人といたしました。

内訳といたしましては、全日制課程が8,680人、定時制課程が560人、通信制課程が600人であります。

また、県立中学校の募集定員は、長崎東中学校、佐世保北中学校及び諫早高等学校附属中学校それぞれ120人とし、合計360人としております。

なお、「令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜」の改善については、令和元年9月議会時にもお知らせしておりましたが、昨年度から大きく4点改善しております。

1点目は、昨年度まで実施をしていた推薦入試と一般入試を廃止し、前期選抜、後期選抜を実施いたします。前期選抜の募集定員につきましては、各学校の全募集定員の5～50%の範囲で各学校が定めることといたしました。

2点目は、前期選抜につきましては、各学校または学科・コースなどの特色に応じた検査方法を学校で選択し、実施することといたしました。検査方法としては、基礎学力検査、面接、プレゼンテーション、実技、作文や小論文などがあります。

3点目は、昨年度まで一般入試の志願者数や志願倍率などを公表したあと、一度だけ志願変更ができる制度でありましたが、今年度から志願変更制度は廃止いたします。

4点目は、学力検査の数学と英語につきましては、昨年度、難易度の異なる2種類

の問題から各学校が選択して実施しておりましたが、今年度の後期選抜では選択問題を廃止し、全ての学校が同一の問題で実施することといたします。

これらにより「受検生が主体的に学校を選ぶことができる制度」、そして「受検生の学ぶ意欲や多様な能力が評価される制度」に改善されるものと考えております。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、教育庁は、主に「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」と「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」の2つの戦略に関連しております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、キャリア教育の推進や地域の元気づくりのための社会教育の充実・活性化などに取り組むとともに、「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」においては、ふるさと教育の推進や子どもたちが未来社会を切り拓くための「確かな学力」の育成などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について)

長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定につきましては、昨年11月29日に閣議決定された国の「子供の貧困対策に関する大綱」の内容や、昨年4月に公表した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果等を踏まえ、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見を伺うなど、検討を進め、今回、素案をとりまとめました。

この素案は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としており、教育委員会の関係部分では、小学校低学年段階からのきめ細かな学習指導による学力保障や教員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援体制の構築、また、安心して学べる支援制度の充実などを推進していくこととしております。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら、本年10月の策定に向けて取り組んでまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる教育庁関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「職員研修の見直し・専門能力の向上」については、「長崎県教職員研修計画」に基づき、教職員のキャリアステージに応じた体系的な研修を実施しました。

また、女性教職員の今後の活躍に向けた意欲の更なる向上を図るキャリアアップ研修や、特別支援学級担任及び通級指導教室担当者の指導力向上のための研修などに取り組んでまいりました。

今後も、管理職研修や経年研修など、職責、経験及び適性に応じた研修や、学習指導要領改訂への対応など今日的課題に関する各種研修を充実させ、教職員の資質向上に引き続き取り組んでまいります。

「県立高等学校改革の推進」については、平成21年3月に策定した「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、令

和3年度から10年間を計画期間とし、県立高校の教育改革や適正配置等についての基本的な考え方を示した「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を令和2年3月に策定いたしました。

今後も、教育水準の維持・向上に努め、魅力ある高等学校づくりに引き続き取り組んでまいります。

「特別支援学校の適正配置」については、平成30年11月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計画」に基づき、北松地区における知的障害教育の更なる充実のため、佐世保特別支援学校北松分校の令和3年4月開校に向けた準備を進めています。また、「長崎県特別支援教育推進基本計画」の計画期間が令和3年度をもって終了することから、「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」を立ち上げ、次期基本計画策定に向けた準備を進めているところです。引き続き、多様な子どものニーズに対応した特別支援学校の適正配置に取り組んでまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

(追加 1)

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係説明資料 教育委員会 9 頁 4 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(教職員の不祥事について)

昨年 10 月、通勤途中に学校付近の交差点において、進路右方から飛び出した児童に、自車を衝突させ、加療約 1 週間を要する傷害を負わせる交通事故を起こしたにもかかわらず、被害児童の怪我の状況を確認したものの、病院に連れて行くなど必要な救護の措置を講じず、かつ、直ちに警察に報告しなかったことから、本年 3 月に道路交通法違反により略式命令が下された小学校教諭を、6 月 15 日付けで減給 1 月（給料の月額 10 分の 1）の懲戒処分とし、当該教諭を管理監督する立場にあった同校の校長を、戒告処分といたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会といたしましては、不祥事が発生している現状を重大かつ深刻に受け止め、県内全教職員に対して、引き続き強い危機感を持って教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促すとともに、すべての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を尽くしてまいります。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第98号議案 令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分

報告第16号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）」

報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」
のうち関係部分

の5件であります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち
関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	1,963万	円の増
合 計	1,963万	円の増

歳出予算は、

公衆衛生費	1,963万	円の増
合 計	1,963万	円の増

となっており、この結果、令和2年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,067億 5,693万 2千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(指定難病対策費について)

難病患者に対する医療費認定業務について、AI等のICTを活用した業務プロセスの標準化モデル構築を実施する経費として、

1,963万 円の増

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

感染症予防事業費につきましては、令和3年4月に発生するPCR検査等の保険適用に係る審査支払手数料を負担する必要があるため、令和3年度の債務負担行為として、

60万 円

を計上いたしております。

次に、第98号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	1億 2,518万 2千円の増
合計	1億 2,518万 2千円の増

歳出予算は、

社会福祉費	1億 2,518万 2千円の増
合計	1億 2,518万 2千円の増

となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(保健事業費について)

予防・健康づくりに関する事業を強力的に推進するため、市町が実施する保健事業に必要な人材の確保や有資格者を対象とした専門的な研修などによる支援のほか、効果的・効率的な保健事業を実施するための医療費分析等に要する経費として、

1億 2,518万 2千円の増

を計上いたしております。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和元年度予算の補正を、令和2年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、

使用料及び手数料		5,066万	5千円の減
国庫支出金	2億	8,654万	7千円の減
財産収入		278万	2千円の減
寄附金		106万	1千円の減
繰入金	1億	8,840万	2千円の減
諸収入		1,614万	8千円の減
合計	5億	4,560万	5千円の減

歳出予算は、

社会福祉費	1億	7,819万	6千円の増
老人福祉費	1億	6,254万	2千円の減
児童福祉費		107万	1千円の減

障害福祉費	1億	813万	7千円の減
生活保護費		1,202万	6千円の減
災害救助費		4,963万	5千円の減
公衆衛生費	3億	1,480万	2千円の減
保健所費		1,277万	1千円の減
医薬費		7,134万	2千円の減
合計	5億	5,413万	円の減

となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、原爆被爆者に対する各種手当及び介護助成費等の実績減等による公衆衛生費の減であります。

次に、報告第16号「令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金			4千円の減
国庫支出金	12億	6,700万	7千円の減
繰入金	1億	9,784万	8千円の増
諸収入		8,097万	1千円の増
合計	9億	8,819万	2千円の減

歳出予算は、

社会福祉費	9億	8,819万	2千円の減
合計	9億	8,819万	2千円の減

となっております。

これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

次に、報告第19号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年5月28日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	3億 3,546万 4千円の増
合計	3億 3,546万 4千円の増

歳出予算は、

社会福祉費	2億 1,953万 円の増
公衆衛生費	2億 3,688万 5千円の増
合計	4億 5,641万 5千円の増

となっております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(生活福祉資金貸付金について)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、生活に困窮されている世帯に対する緊急小口資金等の貸付に要する経費として、

2億 950万 円の増

を計上したものであります。

(生活困窮者自立支援事業費について)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況となり、住居を失うおそれが生じている方に対する給付金の支給に要する経費として、

1, 003万 円の増

を計上したものであります。

(感染症予防事業費について)

新型コロナウイルス感染症に対する検査体制のさらなる強化を図るため、検査委託機関が実施するPCR検査機器等の導入に要する経費を助成するとともに、感染症対策として必要となるマスク等の防護資材の購入に要する経費として、

2億 3, 688万 5千円の増

を計上したものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 (追加1)

福 祉 保 健 部

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 福祉保健部の1ページ3行目から11行目までを削除し、次のとおり挿入】

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算(第4号)のうち関係部分

第98号議案 令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算(第5号)のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分

報告第16号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」

報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第3号)」のうち関係部分

の6件であります。

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 福祉保健部の3ページ6行目の次に、次のとおり挿入】

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金	204億 9,865万 1千円の増
合 計	204億 9,865万 1千円の増

歳出予算は、

社会福祉費	8億	803万	5千円の増
老人福祉費	28億	7,178万	円の増
障害福祉費	12億	5,485万	6千円の増
公衆衛生費	15億	6,078万	3千円の増
医薬費	142億	665万	円の増
合計	207億	210万	4千円の増

となっております。

この結果、令和2年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,274億 5,903万 6千円

となります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(医療提供体制の充実について)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、次なる流行に備えた検査及び医療体制の強化を進めてまいります。

- 1 医療機関や保健所設置市、民間検査機関が検査のために導入する検査装置等に対する助成に要する経費として、

2億 7,331万 6千円の増

- 2 重点医療機関等における病床確保や医療設備導入に支援を行い、入院が必要な患者の受入体制を強化するための経費として、

35億 5,011万 8千円の増

- 3 地域医療体制の確保・継続を図るため、医療機関等が行う感染拡大防止対策等に対

する支援に要する経費として、

67億 8,675万 円の増

- 4 新型コロナウイルス感染症患者が増加した場合に、医師が入院療養の必要がないと判断した軽症者や無症状者が療養する宿泊施設の確保に要する経費として、

10億 4,973万 6千円の増

などを計上いたしております。

(医療機関等に従事する職員等への慰労金給付について)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染リスクを抱えながら、医療機関や介護・障害福祉施設等に勤務する医療従事者や職員に対して慰労金を支給いたします。

- 1 医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対する慰労金の支給に要する経費として、

40億 9,602万 円の増

- 2 介護施設・事業所等に勤務し利用者と接する職員に対する慰労金の支給に要する経費として、

28億 6,453万 1千円の増

- 3 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し利用者と接する職員に対する慰労金の支給に要する経費として、

12億 2,985万 6千円の増

を計上いたしております。

(生活福祉資金貸付金について)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休業等により生活に困窮されている方に対

する緊急小口資金等の特例貸付等に要する経費として、

7億 7,100万 円の増

を計上いたしております

(生活困窮者自立支援事業費について)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活困窮者への支援を強化するため、自立相談支援機関の相談体制等の整備に要する経費として、

3,503万 5千円の増

を計上いたしております。

(障害者歯科診療・休日歯科診療事業費について)

長崎県口腔保健センター歯科診療所における障害者歯科診療のための感染症予防対策強化に必要な設備整備に対する助成に要する経費として、

1,070万 3千円の増

を計上いたしております。

(障害者一般就労・工賃向上支援事業費について)

地域の障害者の働く場を確保するため、新型コロナウイルス感染症の拡大により生産活動に影響を受けている就労継続支援事業所の再起に向けて必要となる費用を支援するための経費として、

2,500万 円の増

を計上いたしております。

令和2年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第106号議案 長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について

の1件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第106号議案 「長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について」につきましては、長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センターの在宅介護支援センターが行っている居宅介護支援事業及び五島市から運営受託している老人介護支援センター事業が、令和2年3月31日をもって廃止されたため、長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び同企業団規約の変更を本議案により関係市町と協議しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(損害賠償の額の決定について)

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により「工賃向上セミナー開催事業業務」、「令和元年度長崎県高齢者権利擁護セミナー開催業務」、「令和元年度介護ロボット・ICT 導入に関するセミナー等開催業務」及び「令和元年度外国人介護人材と介護施設等とのマッチング支援事業業務」にかかる委託契約の解除に伴う損害賠償金4件の合計1,690,954円を支払うため、去る6月10日付けで専決処分をさせていた

だいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(クルーズ船「コスタ・アトランチカ」号に係る対応について)

新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生したクルーズ船「コスタ・アトランチカ」号は、去る5月31日、停泊していた長崎市の三菱重工業長崎造船所香焼工場から出港いたしました。

4月20日に乗組員1名の感染を確認して以降、国、長崎大学、関係機関の皆様とともに船内の感染拡大防止や医療体制の確保、乗組員の帰国支援に全力で取り組んでまいりました。

149人という大規模な感染者が発生した中、クルーズ船停泊地近くに設置されたコンテナハウスに臨時の診療所を設け、24時間体制で乗組員の健康観察を実施するなど県内の医療体制への影響を最小限にとどめるよう体制を整備し対応した結果、陽性者6名、陰性者5名が長崎市内の感染症指定医療機関に入院されましたが、幸いにも重症者は1名にとどまりました。5月3日からは乗組員の帰国が開始され、495名の方が帰国の途につかれるとともに、5月28日には船内の陽性者がゼロとなり、31日に無事出港の運びとなりました。

関係する皆様のお力添えにより、県内の医療体制への影響が最小限に抑えられ、感染拡大や重症化を防ぐことができたものと考えており、関係省庁はもとより、陸上自衛隊、長崎大学、災害派遣医療チーム(DMAT)、NPO法人、NGO法人など医療関係者の皆様、国立感染症研究所などの感染研究機関、長崎県医師会、長崎県薬剤師会、交通機関など多くの方々のご支援に、あらためて厚く感謝を申し上げます。

今回の経験を踏まえて、専門家の皆様のご意見等をいただきながら、地域における新型コロナウイルスの感染拡大防止に万全を期してまいります。

(新型コロナウイルス感染症対策について)

本県における新型コロナウイルス感染症の発生状況につきましては、去る4月17日に17人目の感染者が確認されて以降、クルーズ船「コスタ・アトランチカ」号の乗員を除き、新たな感染者は発生しておりません。

この間、県においては、検査体制の拡充や、医療提供体制の整備など、今後の感染拡大に備え、種々の感染症対策に取り組んできたところであります。

まず、検査体制につきましては、4月以降、県環境保健研究センターにPCR検査装置を増設するとともに、感染症指定医療機関にLAMP法検査装置を配備するなどして、一日あたりの検査可能件数を約1,600件まで拡大することとしております。

また、本県の感染症指定医療機関は10医療機関あり、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床を102床整備しておりましたが、今後感染拡大が進行し病床が不足する事態に備え、県内の医療機関や県医師会等の関係者と協議・調整を行い、これまでに感染症指定医療機関を中心に307床の病床を確保し、さらなる病床確保に向け、医療圏ごとに設置したワーキング会議などで協議・調整を行っているところであります。

その他、帰国者・接触者外来を設置している医療機関の負担軽減などを目的として、医療圏ごとに検査を集中して行う「地域外来・検査センター」の設置を図るとともに、医師が入院療養の必要がないと判断した軽症者や無症状の方に療養していただく「軽症者等向け宿泊療養施設」の整備を進めております。

県としましては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」をはじめとする国の施策を最大限活用しながら、引き続き関係機関と連携・協力を図りながら感染症対策を推進し、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

(社会福祉法人等に対する行政処分について)

株式会社「西海福祉の森」が運営する指定障害福祉サービス事業所「平戸ひかりス

テーション」において、実際に勤務していない者をサービス管理責任者として不正な変更届を県に提出していたこと、また、管理者による女性利用者に対する性的虐待が行われていたことなどから、令和2年3月27日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定に基づき、訓練等給付費を令和2年4月から6ヶ月間3割減額するとともに、12ヶ月間利用者の新規受入れを停止する指定の一部の効力を停止する行政処分を行いました。

また、同法人が運営する指定障害福祉サービス事業所「松浦ひかりステーション」においては、サービス管理責任者として届けられている職員が常勤で勤務しておらず、その間の訓練等給付費を不正請求していたことなどから、同日付けで、令和2年5月から6ヶ月間、指定の全部の効力を停止する行政処分を行うとともに、不正請求の額に4割の額を加え、支給決定市に返還するよう指導しました。

今後も、社会福祉法人・事業所等について適切な運営が図られるよう引き続き指導してまいります。

（長崎県地域福祉支援計画の策定について）

都道府県地域福祉支援計画の充実などを内容とする社会福祉法の一部改正に基づき、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進するため、令和3年3月に終期を迎える長崎県福祉保健総合計画を見直し、新たに地域福祉支援計画を策定することとしております。

策定に当たっては、長崎県福祉保健審議会等においてご意見を伺いながら、作業を進めていくこととしており、今後、11月頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

（長崎県再犯防止推進計画の策定について）

再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、本県の実情に即した再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を、新たに策定することとしております。

策定に当たっては、平成29年12月に策定された国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、「長崎県再犯防止推進計画策定検討委員会」等においてご意見を伺いながら、作業を進めていくこととしております。

今後、11月頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

(「長崎県老人福祉計画」及び「長崎県介護保険事業支援計画」について)

平成30年3月に策定した第7期「長崎県老人福祉計画」及び「長崎県介護保険事業支援計画」については、本年度、計画期間の終期を迎えるため、国の指針に基づき、令和3年度から5年度までを計画期間とした新たな計画を策定することとしております。

策定に当たっては、高齢者が、その有する能力を活かして活躍できる社会の構築と、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、深化させるべく、市町や関係団体からの意見を踏まえ、長崎県福祉保健審議会等に諮りながら作業を進めたいと考えております。

今後、11月末頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

(「第6期長崎県障害福祉計画」及び「第2期長崎県障害児福祉計画」について)

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保等を目的として平成30年3月に策定した「第5期長崎県障害福祉計画」及び「第1期長崎県障害児福祉計画」については、本年度、計画期間の終期を迎えるため、国の指針に基づき、令和

3年度から5年度までを計画期間とした新たな計画を策定することとしております。

策定に当たっては、国から示された基本指針をもとに、本県における現状や課題等を整理のうえ、関係団体等のご意見を踏まえ、長崎県障害者施策推進協議会等に諮りながら作業を進めたいと考えております。

今後、11月末頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少や Society5.0 の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、福祉保健部は、主に「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」と「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、医療・介護・福祉人材の育成・確保やいつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現に取り組むとともに、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、地域の医療、介護等のサービス確保に取り組んでまいりたいと考えております。今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる福祉保健部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

こども医療福祉センターの地域への機能移行と効率的な運営につきましては、地域の療育体制の機能強化・分担を進めるため、児童発達支援センターや事業所に対する技術支援、療育従事者に対する研修等を実施し、療育技術の向上に努めております。

また、新設する児童発達支援センターの施設整備に対して助成を行ったことにより、地域の中核的な療育機関の増加に繋がっております。

本年度も、引き続き療育施設に対する技術支援や助成を行うことにより、地域の療育体制の機能強化を図ってまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について)

長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定につきましては、昨年11月29日に閣議決定された国の「子供の貧困対策に関する大綱」の内容や、昨年4月に公表した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果等を踏まえ、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見を伺うなど、検討を進め、今回、素案を取りまとめました。

この素案は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としており、福祉保健部においては、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習支援や自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業等の実施により保護者の生活支援などを推進していくこととしています。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら、本年10月の策定に向けて取り組んでまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追加1)

福祉保健部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 3頁7行目から9行目を削除し、次のとおり挿入する。】

まず、検査体制につきましては、4月以降、県環境保健研究センターにPCR検査装置を増設するとともに、感染症指定医療機関にLAMP法検査装置を配備するなどして拡充を進めており、さらに6月追加補正予算を活用することにより、一日あたりの検査可能件数を約2,000件まで拡大することとしております。

令和2年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追加2)

福祉保健部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 1頁1行目から14行目を削除し、次のとおり挿入する。】

福祉保健部関係の議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 2頁3行目に次のとおり挿入する。】

(長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について)

同協議につきましては、長崎県病院企業団から依頼を受け、本議会に議案を上程しておりましたが、6月18日に、同企業団から地元調整のため議決依頼の取り下げがなされたことから、同月19日に長崎県議会議長へ議案の撤回を請求し、22日に本会議においてご許可いただいたものであります。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こども政策局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第96号議案 「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分
報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分
報告第4号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計
補正予算（第1号）」

の3件であります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」の
うち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	220万 9千円の増
合計	220万 9千円の増

歳出予算は、

児童福祉費	507万 9千円の増
合計	507万 9千円の増

となっており、この結果、令和2年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、

266億 3,929万 2千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(保育士人材確保等事業について)

保育士等キャリアアップ研修教材作成に要する経費として

441万 9千円の増

(子ども・若者支援システム構築事業費について)

オンライン相談実施に要する経費として

66万 円の増

を計上いたしております。

報告第3号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分につきましては、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって知事専決処分させていただいた事項の報告であります。

歳入予算は、

使用料及び手数料		46万	円の減
国庫支出金	1億	103万	2千円の減
財産収入		49万	6千円の減
寄附金		80万	円の増
繰入金		1,497万	6千円の増
諸収入		47万	5千円の増
合計		8,573万	7千円の減

歳出予算は、

社会福祉費		138万	7千円の減
児童福祉費	2億	6,888万	7千円の減
障害福祉費		448万	8千円の減

公衆衛生費	1,862万	4千円の減
教育総務費	162万	5千円の減
私立学校振興費	1,443万	4千円の減
合 計	3億 944万	5千円の減

となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、児童入所実績に伴う児童保護措置費の実績減等による児童福祉費の減であります。

次に、報告第4号「令和元年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

諸 収 入	1,742万	2千円の減
合 計	1,742万	2千円の減

歳出予算は、

母子父子寡婦福祉費	1,742万	2千円の減
合 計	1,742万	2千円の減

となっております。

これは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 (追加1)

こども政策局

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 こども政策局の1ページ3行目から8行目を削除し、次のとおり挿入】

- 第96号議案 「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分
第108号議案 「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分
報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分
報告第4号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会
計補正予算（第1号）」

の4件であります。

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 こども政策局の2ページ7行目の次に、次のとおり挿入】

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金	2億 2,652万 3千円の増
合 計	2億 2,652万 3千円の増

歳出予算は、

社会福祉費	8万 円の増
児童福祉費	1億 4,596万 5千円の増

公衆衛生費	8,179万7千円の増
合計	2億2,784万2千円の増

となっており、この結果、令和2年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、

268億6,713万4千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(DV被害者自立支援事業について)

テレビ電話等による相談支援体制の整備に要する経費として

8万 円の増

(児童虐待総合対策事業について)

テレビ電話等による相談支援体制の整備に要する経費として

24万 円の増

(児童措置費について)

新型コロナウイルスに感染した保護者と濃厚接触した児童を児童養護施設等において一時保護する際に必要となる補助員の配置に要する経費として

115万9千円の増

(母子家庭等対策費について)

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じているひとり親世帯への臨時特別給付金の支給に要する経費として

1億4,456万6千円の増

(健やか親子サポート事業について)

新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦に対する分娩前のウイルス検査及び感染した妊産婦に対する保健師等による電話や訪問等支援に要する経費として

8, 179万 7千円の増

を計上いたしております。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 (追加2)

こども政策局

本日、追加提案いたしました第109号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算における補助単価等が示されたことに伴い、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金	4,900万	円の増
合計	4,900万	円の増

歳出予算は、

児童福祉費	6億8,276万9千円	の増
私立学校振興費	4,900万	円の増
合計	7億3,176万9千円	の増

となっており、この結果、令和2年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、

275億9,890万3千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(児童福祉施設等における感染拡大防止支援について)

保育所や幼稚園、児童養護施設等において、感染症対策の徹底を図りながら、継続的にサービスを提供するための支援として、衛生用品等の購入、消毒・清掃、外部専門家等による研修の実施などの感染症対策を行うためのかかり増し費用を助成いたします。

- 1 保育所等が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等の助成に要する経費として

2億 6,948万 7千円の増

- 2 放課後児童クラブ等が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等の助成に要する経費として

3億 9,128万 2千円の増

- 3 幼稚園等が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等の助成に要する経費として

4,900万 円の増

- 4 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する市町が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等の助成に要する経費として

850万 円の増

- 5 児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等の助成に要する経費として

1,350万 円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第104号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」
の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第104号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項についてご説明いたします。

(損害賠償の額の決定について)

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止いたしました「児童福祉施設等就職・進学児童の集い」における講演について、講師が予約していた旅行代金のキャンセル料に対する損害賠償金7,060円を支払うため、去る3月23日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

保育所・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染症対策については、学校の休業等に伴い、混乱が生じないように国の指針に基づき各施設に対して運営のお願いを行うとともに、感染症対策マニュアルの策定及び周知、職員へのマスクの配布や消毒液の優先供給など、施設の感染症防止対策に努めてまいりました。

特に、本県において緊急事態措置を実施した際には、在宅で保育等が可能な保護者への利用自粛の検討を依頼するとともに、医療従事者など社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方などの子どもについては、保育や預かりが提供されないということがないように依頼するなど、状況に応じた対応を行ってきているところであります。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に万全の体制をとりながら、適切な運営を実施してまいります。

(長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について)

長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定につきましては、昨年11月29日に閣議決定された国の「子供の貧困対策に関する大綱」の内容や、昨年4月に公表した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果等を踏まえ、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見を伺うなど、検討を進め、今回、素案を取りまとめました。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら、本年10月の策定に向けて取り組んでまいります。

(長崎県DV対策基本計画の策定について)

長崎県DV対策基本計画については、第4次計画が今年度で終期を迎えるため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとしており

ます。

策定にあたっては、本年3月に公表された国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、長崎県DV対策等推進会議において、ご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、11月頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、令和2年度中の策定を目指してまいります。

(合計特殊出生率について)

去る6月5日に、国から「合計特殊出生率」の令和元年の概数が公表され、本県の値は1.66となりました。平成30年に比べると、全国的に大きく数値が下がっている中、本県においても0.02低下しております。なお、全国順位は昨年6位に対し、4位となっております。

県民の希望出生率2.08の達成に向けては、県民の皆様が望む結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、市町や企業・団体等との連携を強化し、これまで以上に、結婚支援事業や子育て環境の充実に取り組んでまいります。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、

このうち、こども政策局は、主に「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」と「みんなで支えあう地域を創る」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」においては、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、結婚を希望する独身者や親への支援、妊娠・出産に対する正しい知識の普及啓発や不妊治療助成、保育の量の確保・質の向上及び保育士確保対策などに取り組んでまいります。また、「みんなで支えあう地域を創る」においては、生まれた状況や育った環境に関わらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向け、子どもの貧困、児童虐待、DV、若者のひきこもりなどの課題解決に向け、子ども自身や各家庭の状況に応じた支援に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。